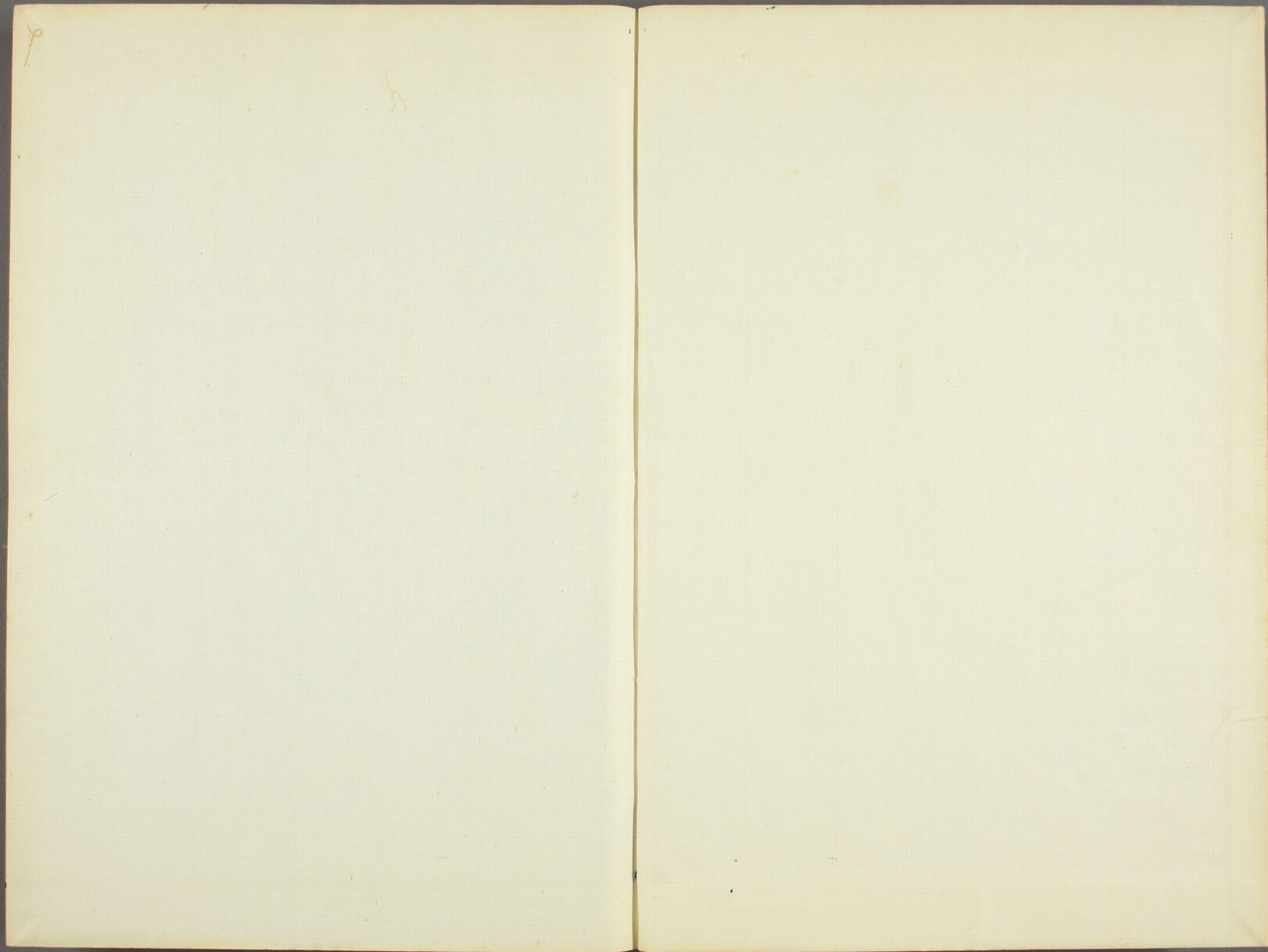


神都名勝誌

卷六





景之洲
細細舒朗
布和氣之

明治廿八年

花房義實題



神都名勝誌卷之六

目錄

城田村 <small>并羯鼓踊圖</small>	川端	上地	中須
下外城田村	栗野	晝田	岩出
山岡	小社曾禰	小社神社	祭主故墟
宮古	奈良波良神社	廣泰寺	内城田村
葛原	玉泉院	棚橋	祭主故墟
牧戸	小富士山	久具	久具都比賣神社
田丸町	佐田	淺間社	三橋
狹田國生神社	田丸	田丸城趾 <small>并同城繩張圖</small>	西光寺
參宮鐵道田丸停車場	田丸町元標	田邊	棒原神社
坂手國生神社	田上神田	荒木田二門氏神社舊趾	

潮尾崎池	有田村	湯田	湯田神社
湯田野	千引岩	大佛山	忌楯小野
宇久留	井倉	岡村	東外城田村
勝田	鴨下神社	野篠	祭主故墟
田宮寺	田宮寺舊趾	山神	鴨神社
城趾	積良	津布良神社	山宮神事場
矢野	田乃家神社	蚊野	蚊野神社
同御前神社	東原	朽羅神社	國東寺
百瀨瀑	國東河内池	西外城田村	野中
とちが池	檜皮池	矢田	森庄
相鹿木多御神社	土羽	御船神社	笠木 <small>并倭姫命服御笠圖</small>
相鹿瀨	逢鹿瀨寺舊趾	中川村	麻加江

長原	長命寺	注連指	四十八瀑
佐奈村	油夫	火地神社	西山
仁田	佐奈神社	二井	五桂
五桂池	平谷	須麻漏賣神社	前村
神坂	金剛座寺	長谷	近長谷寺 <small>并古文書</small>
相可村	相可	伊蘇上神社	相鹿上神社
千鳥瀨	相鹿牟山神社	磯部寺舊趾	涵翠池
相可村元標	荒蒔	兄國	伊呂上神社
池上	朝長	河田	古墳
倉古池	津田村	四匹田	東池
子得岩	三匹田	樋口谷池	井内林
林神社	月本池	牧村	牧城趾

津留	丹生村	丹生八景	丹生神社
丹生中神社	白玉椿	神宮寺	丹生礦泉
鹽加伎場	鹽垣神社	丹坑 <small>并水銀堀及手桶圖</small>	丹生曆 <small>并古文書</small>
丹生村元標	五ヶ谷村	古江	五箇篠山城趾
波多瀨	波多瀨岩趾	朝柄	產物烟草
車川	川添村	產物茶乾柿	枋原
生頭谷	建日別神社	新田	柳原
千福寺	八柱神社	濁川	神瀨
下楠	上楠	楠神社	粟生
八柱神社	高奈	奈良井城趾	八柱神社
愛宕神社	稱名院	七保村	七箇御園
野原	白瀑	白馬瀑	野添

打見	三瀨谷村	下三瀨	三瀨川
三瀨城趾	上三瀨	三瀨御所舊趾 <small>并北畠具教遺害圖</small>	
永徳寺	古墳	菅合	泉瀑
桐木瀑	西瀑	木瀑	大瀑
萩原村	江馬	繪馬岩趾	天ヶ瀨
栗谷	岩趾	大陽寺	八幡瀑
天狗瀑	赤瀑	領内村	明豆
岩趾	御棟	權上瀑	三瀑
八知山瀑	不動瀑	不動瀑	不動瀑
岩趾	大杉谷村	檜原	久豆
口定明神	涼石岩窟	三瀑	夫婦瀑
瀧ヶ谷瀑	大杉	大杉 <small>并圖</small>	奥定明神

中定明神	七竈瀑	光瀑	不動瀑
千尋瀑	美濃瀑	西瀑	登飛瀑
釜瀑	飛瀑	嘉茂助瀑	巴瀑
龍原村	三瀨川	多岐原神社	三瀨峠
船木 <small>并渡船場圖</small>	櫻鼻	野後	龍原宮 <small>并圖</small>
同竝宮	河島神社	若宮神社	長由介神社
宿衛屋	御倉	忌火屋殿	參集所
御橋	手水場	岩龍神社	頓登橋
石籠橋	龍原院	鑛泉	長者野
金塚	御調瀑 <small>并圖</small>	阿曾	城趾
阿曾鑛泉	鹽宮	大内山川	小河橋
柏崎村	柏野	崎村	崎城趾

大内山村	潮井	大内山城趾	一之瀨村
一之瀨御所舊趾 <small>并北畠信雄書翰</small>	鸚鵡石	川上	處女岩
南中	御山	脇出	脇出砦趾
和井野	駒ヶ野	一之瀨川	柳村
小川郷村	神菌	小川	川口
沼木村	横輪川	圓座	上野
横輪	圓相神社	飛瀑	宮本村
津村	御船向田國	目互野	圓山
佐八	若宮八幡宮	前山	穗原村
始神	八柱神社	押淵	齋田
大歲社	穗原村元標	伊勢路	八柱神社
津島神社	内瀨	村島神社	

瀧神社	南海村	迫間	礪
相賀	中島村	大江	道方 <small>并能見坂眺望圖</small>
阿湍淵御瀑	大方	八幡神社	道行
阿曾	八柱神社	鶺倉神戸大歲社	鶺倉村
慥柄	慥柄神戸社	鶺棕嵩	贅浦
蝙蝠窟	最明寺	東宮	東宮神社
河村瑞賢故墟	吉津村	河内	僊宮神社
東禪仙宮院舊趾	立崎	村山	神崎
神崎灣	定鼻	島津村	方座
小方	古和	棚橋	新桑
五箇所村	船越	土宮神社	中津濱
五箇所	五箇所城趾	獅子島	御所島

切原	白瀑	飯盛寺	神原村
泉村	神津佐	磯部村 <small>并古文書</small>	伊雜村
粟島	迫間	上之郷	磯部村元標
伊雜宮 <small>并圖</small>	宿衛屋	御倉	忌火屋殿
參集所	手水場	伊射波神社	大楠
佐美長神社 <small>并圖</small>	御供田	千田池	國崎神戸 <small>并古文書</small>
鸚鵡石 <small>并圖</small>	獅子岩	甌石	鼎石
家立茶屋	水穴 <small>并圖</small>	風穴	猿田彦森
逢坂峠	彦瀑	一之瀨	

城田村

度會郡に属せり。本村も、大字
上地、中須、川端の総稱あり。

太神宮諸雜事記

天平廿年戊子任ス官司ニ從五位下津島朝臣小松ヲ件ニ小松ヲ以テ去シ十

五年正月廿三日、度會郡城田郷字石鴨村、新築キ固メ池一處ヲ既ニ

畢メ依リ件ニ成功シ叙ス從五位下之後、拜シ任ス官司ニ也。

川端

官川の西岸あり。宇治山田町に通ふ渡口あり。柳の渡と云
ふ。大和、紀伊等の國より、我が神宮に參詣する街道あり。

舊蹟聞書

今の川俣村、古く、柳、多く有る所にて、柳の間、四五家散在せり。

漸く、中須村より出で、町の如くふ成りたり。六七十年まで、大

きある柳樹の陰に、出茶屋ハ、老女有リ。柳茶屋のおろくとて、遠

方の人も聞き習ひて、此を稱す。故に、此の渡場を、柳の渡といへ

る。彼の老女の茶店ハ地也、今の町東西に中央に當るあり。

上地

川端に續ける街道あり。上地ハ、宇羽ニ世ノ轉ル
訛リたる所あり。古く、湯田郷に属せり。

光明寺所藏文書

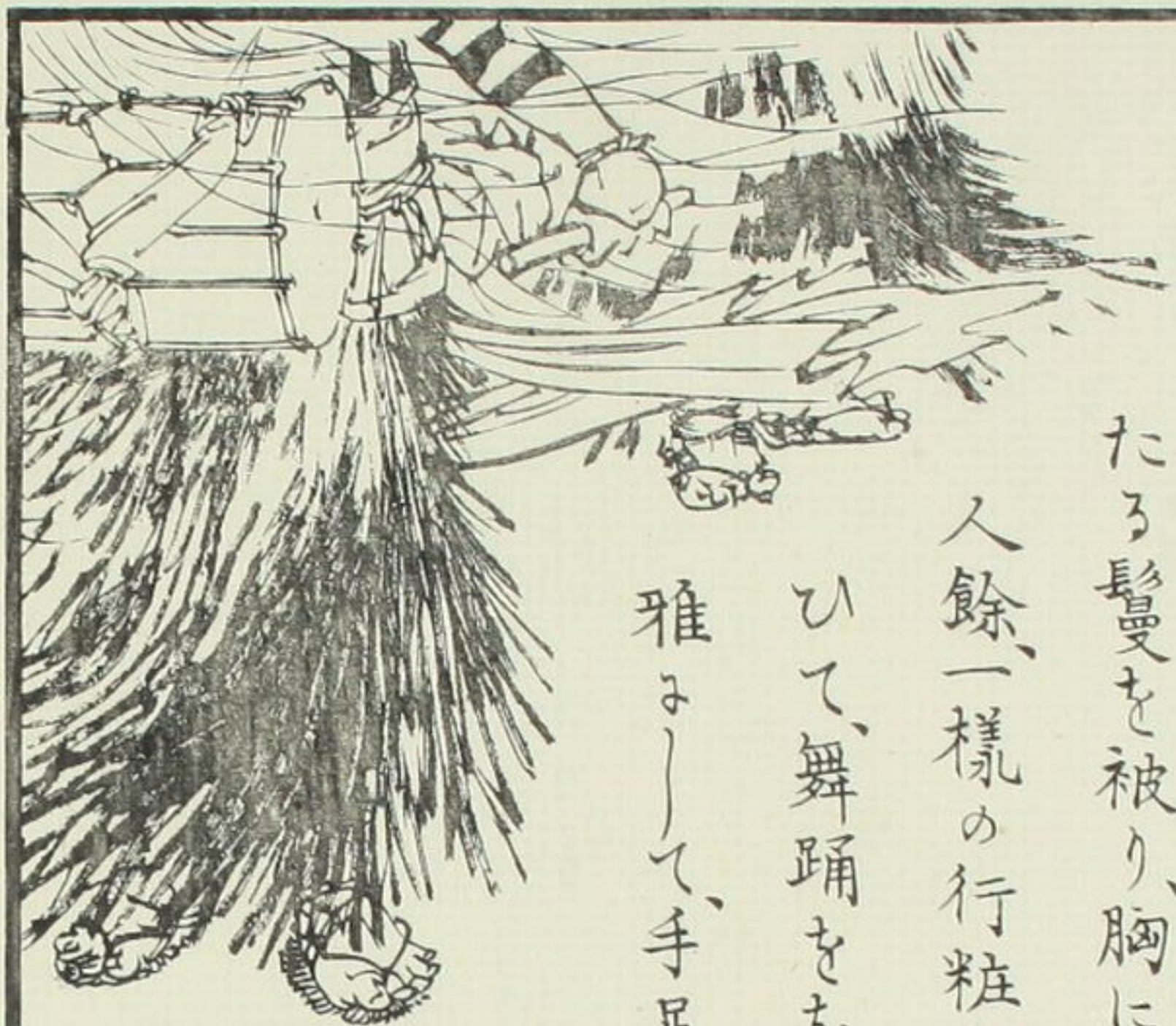
定メ永ク作シ讓シ渡シ進ル名畠新立券文事



羯鼓踊之圖

土俗、かんこ踊といふ。

城田郷の各村に、古くより、かんこをどりと唱へ、陰曆七月中舞蹈
 する祭事あり。其の姿ハ、白黒段染の筒袖を著け、白木綿を腹ハ
 巻き、脚半手甲を穿ち、腰蓑管製すをつけ、頭ハ、白馬の尾子て製志
 たる鬘を被り、胸に、羯鼓を懸けたり。當夜、號鐘を相圖ミ、百
 人餘、一樣の行粧子て、廣庭に、圓形をおして集ひ、音頭に伴
 ひて、舞踊をおす。其の、羯鼓を打ちつ踊るさま、いと古
 雅みして、手足姿勢の整へるさま、實に壯觀あり。



合五杖者

但鹿茵寺御領也

在度會郡湯田郷宇羽西村字上野島者

四至限東大道限西限同地破具限北限同地破具限

直錢壹貫六百文請納了

右件名島者、自父掃守吉光御手處分給、天知行處仁更無他、
妨而今依有直急用、定永財所沽渡於物部俊弘如件、仍為後
代讓狀以辭、

弘安八年四月四日

名主掃守市若丸 花押

二男掃守龜王丸 花押

三男同 熊若丸

中須 川端の南にあり。舊中洲と書けり。古宮川の本流、上地と川端
と此間を通ぜし時、此の處、中洲ありし故に、此の稱ありとぞ。
下外城田村 本村を大字宮古岡、出富岡、小社曾禰、
栗野、山岡、中角、岩出、畫田の總稱あり。

栗野

中須の西にあり。兩宮祢宜轉補次第記、至徳年間在職の一祢宜荒木田
神主經直以下三代を、栗野の長官と記せり。此の地は住居せしかるべし。
光明寺所藏文書

定永財沽渡進島地新立券文事

合壹段者

在度會郡湯田郷下栗野村内、字浦之前付東

四至、本分、面具也

直參貫五百文請納了

右件島地者、以去文永三年九月五日、自故親父□□□賜
處分之後、進退領知之處、敢無他、妨爰依有直急用、定永財
相副、次第手繼文等、沽渡於飯高氏子也、仍為後代新立券
文以辭、

建治元年五月廿九日

領主坂合部末村 花押

畫田

栗野の南にあり。宮川の沿岸あり。此の地は水田は多く、
蛭を生ず。故に元々、蛭田と書けり。舊記より、蒜田ともあり。

神皇抄 畫田御厨 同書 蒜田御牧

岩出 畫田の西南にあり。岩出祭主第宅の舊趾及岩出寺等の事、第二卷に記せり。

山岡 岩出の北にあり。北畠國司の臣山岡黨池上筑後守の、皆を築きし所あり。

小社曾禰 山岡の北にあり。元々二村ありしを、近年合併せり。

太神宮諸雜事記、長曆四年七月廿六日洪水の時、大宮司兼任朝

臣、此の所より、小船に乗じ、北御門に着せし由見えたり。

小社神社 同所に坐せり。皇大

皇大神宮儀式帳、大水上兒高水

小社神社、命形石坐、

建久年中行事

四月初申日、氏神參、中 小社、湯田野社參祭也、

祭主故墟 同所にありきとぞ。其の地、今詳ならず。太神宮例文に、延久三年在職の祭主大中臣朝臣輔經を、小社と号せし由

見えたり。この地に住居せられしありべし。

宮古 小社曾禰の西南にあり。舊記にハ、宮子と書けり。

神領目録

宮古御園

奈良波良神社 同所に坐せり。土俗、屋久良止と云ふ。皇大神宮の攝社あり。

皇大神宮儀式帳

檜原神社一處

稱大水上兒那良原比女命形石坐、同内親王定祝

正殿一宇、長六尺、廣四尺、高七尺、玉垣一重、四方各二丈、坐地五町、四至、並大山

延喜式太神宮所攝社四座

奈良波良社

社記

奈良波良社

在、同郷宮子村前社

神照山廣泰寺 同所にあり。當國曹洞宗の總録寺あり。

内城田村 本村に、大字、葛原、大野、木、棚橋、牧戸、平生、大久保、立、岡、龜川、當津田間、上久具、下久具等の總稱なり。

葛原 宮古の南にあり。古も、沼木郷に属したりき。

神領目録

葛原御園、上分麥六斗

龍寶山玉泉院 同所にあり。曹洞宗あり。

棚橋 葛原の西南に當りて、宮川に沿へり。古も、沼木郷に属したりき。久具と通ふ渡船場あり。また、岩坂といふ坂路あり。

神鳳抄

岩坂御園

神領目録

岩坂御園上分油三升

祭主故墟

同所よりありきとぞ。其の地、今詳ならず。太神宮例文より、文永十一年還補の祭主大中臣朝臣隆蔭を、棚橋と号せし

由見えたり。此の地も、住居せらまゝなるべし。

牧戸

棚橋の西にあり。北島國司の臣牧戸某此、若を築きし所ありといふ。

小富士山

同所よりあり。淺間山ともいふ。形、富士山に似たるを以て、土俗、伊勢富士とも稱す。絶頂に、松花咲耶姫命を祀れり。

久具

宮川を隔て、牧戸の南あり。上下に分れたり。

神鳳抄

久具御厨

久具都比賣神社

上久具に坐せり。皇大神宮の攝社なり。

倭姫命大御神を奉戴して、一之瀬谷、和比野より、駒ヶ野小川谷

を経て、此の所より出させ給ひし時、久具都比賣古参り相ひて、國名

を答へ奉りき。よりて、皇女、久具社を定め給ひきとぞ。

太神宮本記

從其處幸行、久具都比賣古参相支、汝國名何問給支、白久

皇大神宮儀式帳

久具社一處

稱大水上神、御子久具都比賣女命、又久具都比賣古形石坐

同内親
王定祝

正殿三字、長四尺、廣三尺、高六尺、玉垣一重、四方各坐地九段、四至、西

北、大川、南、島

延喜式大神宮所攝廿四座

久具都比賣社

神名祕書

久具都比賣社

大水上神、御子前社、在城田、郷久具村

田丸町

本町に、大字田丸、佐田、下田邊、上田邊の総稱なり。

佐田

上地より續ける街道あり。田丸と接續せり。三橋といふ属邑あり。

神領目録

佐田御園、二斗、菓子三籠

淺間社

新田町に坐せり。

三橋

新田町と萱町との間は架せり。

神鳳抄

三橋御園

狹田國生神社皇大神宮の攝社なり。

倭姫命宇久留より、小川を泝り給ひ一時、速河北古参り相ひて、國の名を、畔廣之狹田國と答へ奉り、佐々上神田進り由、太神宮本記に見えたり。今小外城田川の南岸に、サ、ガミと字せる耕地ありとぞ。

太神宮本記

從其處幸行、速河北古参相支、汝國名何問給、白久、畔廣之狹

田國、止、白天、佐々上神田進支、其處、速河狹田社定給支、

皇大神宮儀式帳

狹田神社一處

稱、須麻留女神兒、速川比古、速川比女、山末御玉三柱、形無

同内親
王定祝

正殿一字、長六尺、廣四尺、高七尺、玉垣一重、四方各二丈、坐地一町五段、四至

東南、百姓地

西北、公田

延喜式大神宮所攝廿四座

狹田國生社

神名祕書

狹田國生社、須麻留女神子、速川彦、速川比女、山末御玉、三柱、在前社、坐湯田、郷佐田村。

田丸佐田續ける街道あり。

此の地、維新まで、和歌山城主徳川家の領地として、城守ハ、久野某なりき。坊巷、數町に分れ、戸數、三百餘あり。大和の長谷、大峯山、并に紀伊の熊野等に通ずる街道あるを以て、旅館、娼樓、茶店多し。坊間に、宇治山田警察署出張所、山田區裁判所出張所、田丸尋常小學校、神宮教會所等あり。

神鳳抄

玉丸御園

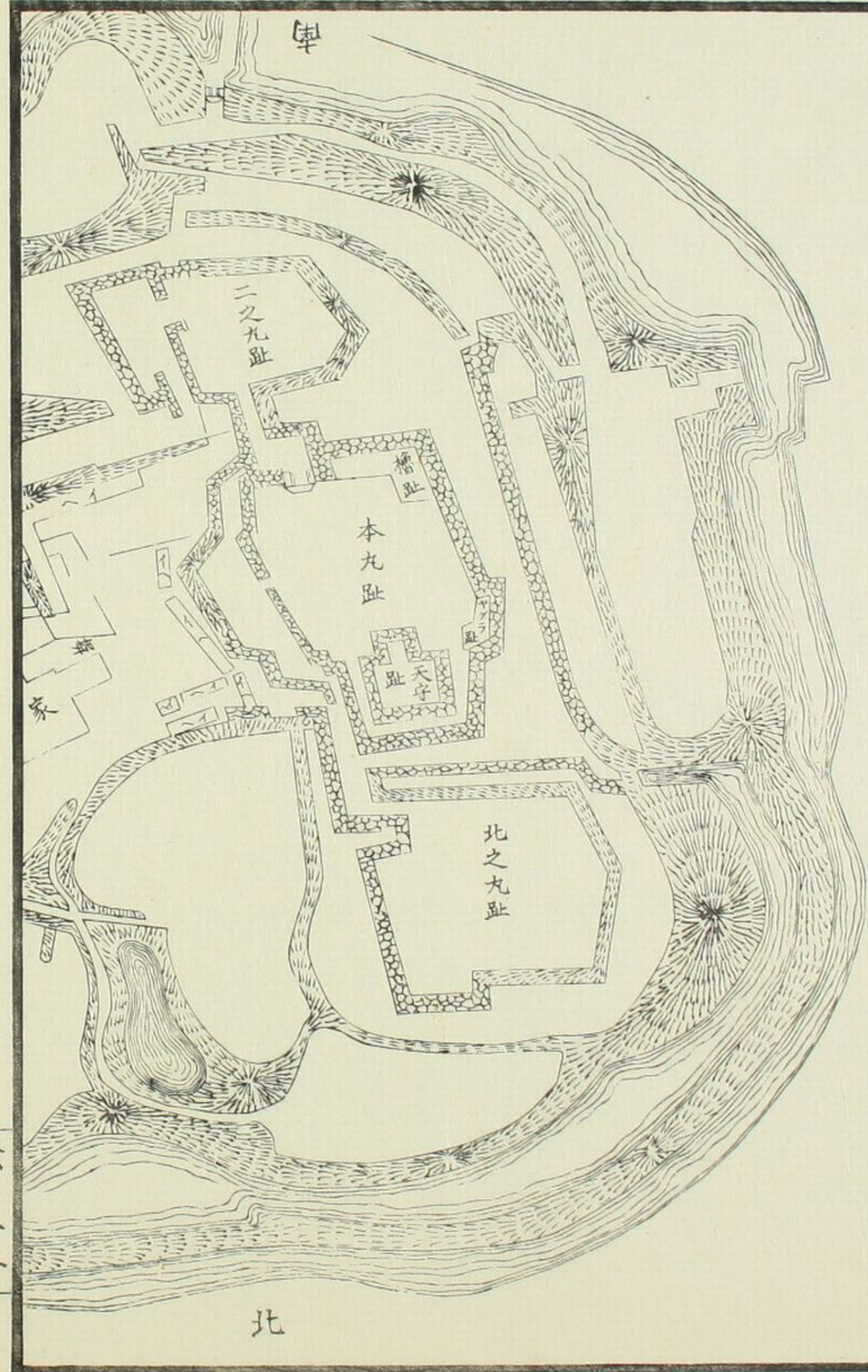
神領目録

玉丸御園

田丸城趾同所宇城山あり。

魚見宏徳寺記、曆應元年七月晦日、玉丸城、單勢等寄、米宮田村

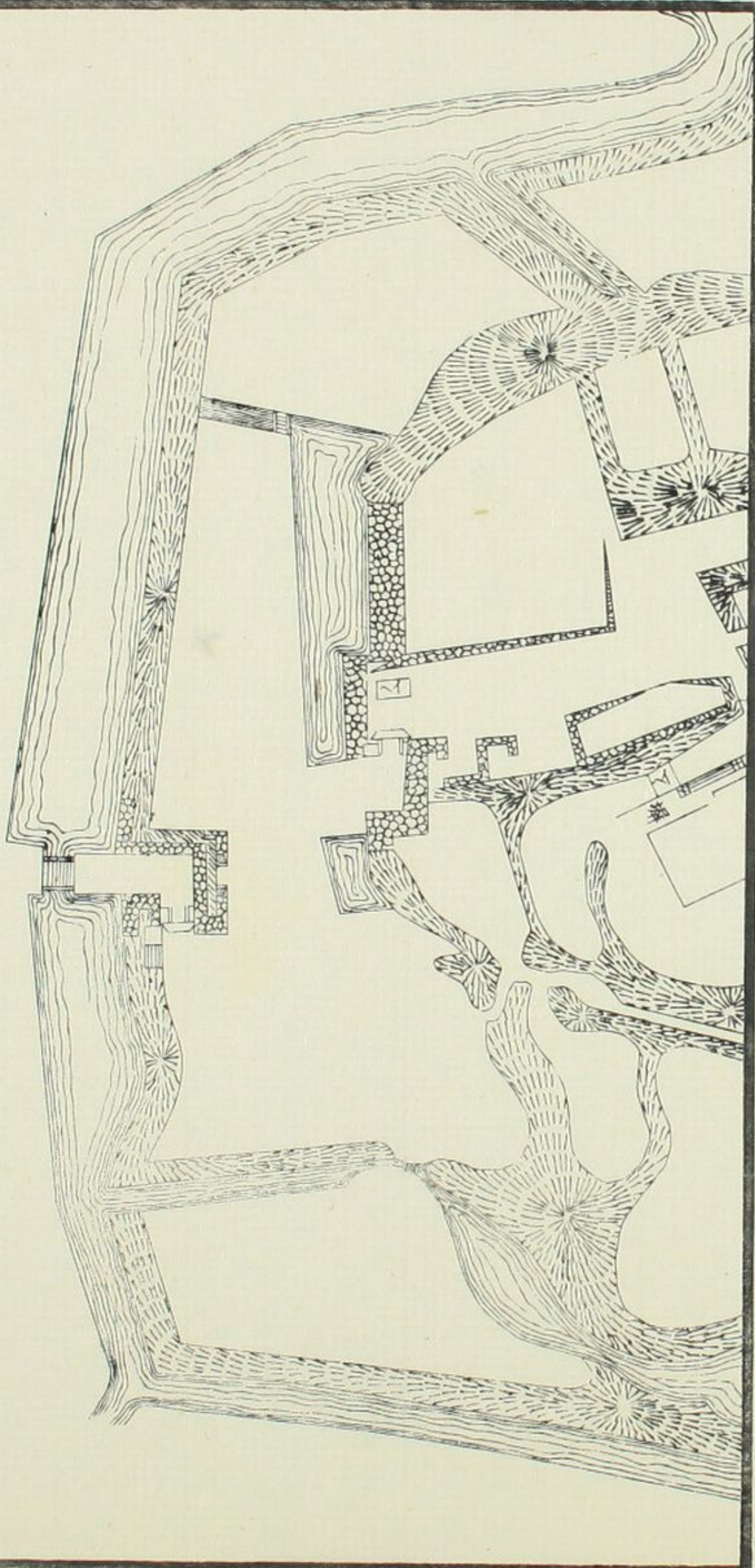
田丸城寶曆年間之圖 中村寛夫所藏 縮寫



北

東

				凡例
橋	石垣	池溝	山土手芝生	



とあり。又南方紀傳、櫻雲記等、興國三年八月廿八日、宮方ハ勢
州田丸城ニ夕テ籠ル。高土佐守師秋、コレヲ攻メ落スト見え大
己。されむ、本城は、延元以前、南朝方ヨテ築キしものあるべし。
其の後、七十餘年の間も、何人の占據せしもの、分明ならず。應永の
頃も、已に、北畠國司ニ屬したる由、南方紀傳ニ見えたり。北畠
國司の臣あひすたけゆき愛州忠行といふもの、此ニ據りしにや。文明十一年の、内
宮引付、愛州彈正少弼、又、相須中務などの名義ヨテ、一禰宜氏
經と往復せし案内あり。忠行、國司北畠政郷の妾腹、此男政勝を、
養子として、當城を讓る。政勝、國司の一族なるを以て、權勢頗盛
にして、玉丸御所と稱せり。永正十七年、其の子親忠またた、顯晴
國通、具忠と
ひき。嗣げり。大永六年の冬、親忠、家臣の爲ふ、久具村清水寺ヨテ
弒せらる。同七年、國司北畠晴具の三男國忠後、具勝
と改む。嗣げり。永祿

八年十月北畠家臣大概書名、田丸御所右少將正五位、一
万五千石と見え
たり。元龜二年、具勝の男忠顯一、直息とあり。嗣げり。其の後、天正三年
まで、城主たり。永祿十二年、織田信長、北畠國司父子を、大河内城
ニ攻む。城固くして落ちざりしは、終に、和を講じ、二男茶筌丸
を、國司長房の養子とし、信雄具豐、信意と
ひひき。と名づけて、北畠氏を
嗣がしめ、當城を、忠顯より領取し、天正三年、本所と定めたり。天
正八年、本城、田祿ニ罹りしを、信雄、松島城ニ移りぬ。同十二年、
豊臣秀吉より、多氣度會の地を、蒲生氏郷ニ賜ふ。時、忠顯を、氏
郷と、所縁あるを以て、其ニ旗下に屬し、再、田丸の城主となさる。
天正十八年、氏郷、封を、會津ニ移さる。時、忠顯も、奥州須川城ニ
轉せり。依りて、牧村利貞、服部壽安、岡本良勝三人の支配となり
き。慶長の初年より、木下重吉、之を領り、同五年より、廿年までは、

岩出城主稻葉道通之を成さり。元和元年、藤堂高虎、大坂の戦功により、田丸付よて、五万石を領せり。同五年八月、徳川頼宣、和歌山入城の後、大和、山城の領知と交換して、此の五万石を取り、其の臣久野宗成をして、城宰たらしめ、爾来、代々相承けて、之は居てき。維新の後、陸軍省に所管となれり。

蓮池山西光寺

同所あり。浄土宗あり。庭内、稻葉道通の墳あり。

參宮鐵道田丸停車場

同所大得寺の南あり。

田丸町元標

三重縣廳へ 九里拾八町、

度會郡役所へ 貳里拾九町、

第三師團へ 貳拾九里五拾貳町、

豐橋衛戍へ 四拾五里、

金澤衛戍へ 八拾貳里、

宇治山田警察署へ 貳里拾九町、

田邊

田丸の西に在り。上下二村に分れたり。土俗、たぬいと称せり。古の田邊郷の本邑なり。

棒原神社

皇太神宮儀式帳
上田邊、宇朝久田に坐せり。皇大神宮の攝社あり。

棒原神社一處

稱、天須婆留女命、御玉、形無奈良朝廷、御代定祝

正殿二宗、長各六尺、廣各四尺、高七尺、玉垣一重、四方各三文、坐地三町、四至、

東南、松原、西、澤岡、北、道公岡、

延喜式大神宮所攝廿四座

社記

棒原社

棒原社、在、田邊、郷、前社、

棒原社、天、須婆留女命、御玉、也、前社、在、田邊、郷、

坂手國生神社

坐せり。皇大神宮の攝社あり。

倭姫命巡行し給ひし時、高水神參り相ひて、國の名を答へ奉り、

田上の御田を進りき。よりて、皇女、此の社を定め給ひきとそ。

大神宮本記

從、其處、幸行、高水神參、相支、汝國名何問給、白久、岳高田深、坂手國止、白豆田上御田進、支、其處、坂手社定給、支、

皇大神宮儀式帳
坂手神社一處

稱大水上、兒高水上、形石坐同内親

正殿一宇、長五尺、廣三尺三寸、高四尺二寸、玉垣一重、四方各二丈八尺、坐地五町

四至、東、林、南、道、西、北、林、北、公田

延喜式大神宮所攝廿四座
社記
坂手國生社、在田邊、鄉、氏社、北、岡、

神鳳抄
坂手、御厨

田上神田下田邊の南小あり。土俗、みかうだと稱せり。古來、皇大神宮の御供田あり。一、が、維新の際、上地せしめられたり。

但御節供之時、御稻者、御神酒、料也、於御餅、料米者、為田邊、

御神田、作丁、沙汰、以彼稻、所奉、春也

荒木田二門氏神社舊趾坂手國生神社の南、宇辻の長小あり。

建久年中行事、四月初申氏神祭の條、荒木田、二門、田邊、本社、参祭と見えたり。此の地も、即、二門氏人、其れ祖神を祀りて、例年、神

祭を行ひし所あり。文明年中、北畠國司の神領を侵畧せし頃より、社殿も廢まされ、祭事も、皇大神宮に域内より行われ多りとぞ。按ずるに、荒木田神主の曩祖天見通命三世の孫、大貫連伊己呂比命の子大阿礼命、其れ姉、大宇祢奈と共に、大和國宇陀の秋宮より、大御神の御供仕へ奉りて、此の坂手國に移り住めり。子孫最上に至りて、田上の神田三千代を開墾せしめば、其の功勞に依りて、荒木田の姓を賜りし由、延喜年中の譜圖帳に見えたり。これより、荒木田神主と稱せり。後、荒木田は三字を脱漏せしむる、元慶三年五月、氏人等、官に訴へて、舊の如く、之に加へるに、其の後、一族次第に蕃息して、数十家に分ち、祢宜内人、物忌等に補任せられたりき。今猶、系統連綿たり。

大神宮祢宜譜圖帳
最上、波、己、利、志、我、高、穴、穗、朝、廷、御、世、禰、宜、

此、時依、勞功、荒木田、姓、賜、岐、其、故者、太神乃朝、御饌夕、御饌料三千代、御田沼、開、供奉、岐、因、茲、賜、姓、也。

三代實錄元慶三年五月廿三日條

伊勢國度會郡太神宮、氏人神主、姓、荒木田、三字、太神宮氏人、有、三、神主、姓、荒木田、神主、根木、神主、度會、神主是也、自進大肆荒木田、神主首麻呂以後、脫、漏、荒木田、三字、今首麻呂裔孫、向、官、披訴、故、因、舊、加之。

潮尾崎池

上田邊字潮尾崎あり。面積、二万七千五百九十九坪。長更、非、倉、坂、本、岡、村、湯田、佐田等の水田、大約百五十五町歩の灌漑、供せり。因、云、ふ、多氣度會の兩郡、交牙の地、池溝、頗多し。左に掲ぐる類聚三代格、見えたる、以、何處の地ある。詳ならざれども、是等の内なるべし。

類聚三代格弘仁八年十二月廿五日官符

一應修理溝池十九處

- 多氣郡九處、溝五處、池四處
- 度會郡十處、溝六處、池四處

右同前、解、偶、案、太政官去、延曆十九年九月十六日、符、偶、被、右大臣、宣、偶、奉、勅、富國安民、事、歸、良田、之、開、實、存、溝池、如、聞、諸國、溝池、多、有、不、修、田疇、荒廢、職、此、之、由、宜、改、既往、怠、成、將、來、勤、特、立、條、例、以、懲、違、犯、者、國、宜、承、知、存、情、修理、自、今、以、後、惣、計、池堰、載、朝、集、帳、每、年、申、官、交、替、國、司、據、帳、檢、實、如、有、闕、怠、仍、停、解、由、者、夫、修、理、溝、池、者、必、用、民、徭、而、國、司、不、役、神、郡、亦、不、行、刑、罰、無、便、之、狀、一、同、神、社、之、條、者、

有田村

本村、大字、湯田、新村、井倉、長、中、樂、久、保、妙、法、寺、岡、村、谷、村、門、前、坂、本、玉、川、世、古、の、總、林、あり。

湯田

湯田の東北あり。古

湯田神社

同所、坐、せり。皇、大、神、宮、の、攝、社、あり。

皇太神宮儀式帳

湯田社一處

稱鳴震電又太歲御祖命形無同御宇定祝

正殿二區、長各四尺五寸、廣四尺、高三尺、玉垣一重、長三丈五尺、高七尺、御門一間、高九尺、廣八尺、坐地二町五段、四至、東南、川、西、北、公田。

延喜式太神宮所攝下屋 社記

湯田社、在湯田村。

湯田社、鳴震雷、又大歲、御祖命、在湯田鄉。

湯田野、小俣離宮院舊趾の北より、久保、湯田に至る郊原をいふ。

光明寺所藏文書

嫡子物部、弘房永處分充給、少財物等事、

一野畠四段、内一段、在度會郡湯田郷湯田野、但小俣前司

殿沾地也、

四至、限東、濱道、限南、同地破具、限西、同地破具、限北、同地破具。

右件田畠等、隨有員男子等所處分給充也、各口爭論可

知行之狀如件、但件地等、雖男女子等、處分渡、後家命之間、可進退之狀如件、以辭、

承久二年九月七日

親父物部、貞弘、花押

親母度會、氏子、花押

嫡子物部、弘房、花押

○次男以下四名の連署之を畧す。

家集 君がため湯田野を分けていろひつる手引の石は誰あふき 俊 頼

此の歌、伊勢の齋宮に侍りける頃、いなりなとりの石合といふことをせさせたまひけるに、ちひさ記さういを、十つくりて、いりのねわきさるて、ひとらば、かき侍りけると云く。

千引岩、湯田野あり。一丈許もある大石あり。周圍に、玉垣を繞らし、鳥居を建てたり。俊頼の歌より、假設せしものよや。其の

由緒を知らず。婦人及小児の祈るは、靈驗ありといふ。

大佛山、同所の中央にある岡阜あり。天平神護二年九月、丈六の佛像を鑄造せし所ありといへども、覺束なし。

忌楯小野野依の小川より流りて、此の邊なる寒川筋に至る沿岸あらむ。

倭姫命、伊蘇宮に坐し、たまふ時、遙く南の山末を見給ひ、よき官所あらむと思ひ、先、大若子命を遣はしたり。かくて、皇女八小舟よて、以てまさむとて、忌楯鉾など種々の神寶を、奉の御船に留め置き給ひき。よりて、其の處を、忌楯小野と稱けり。

大神宮本記

于時、倭比賣命詔久、南山末見給波、吉宮處可有見山詔天御宮處、見命大若子命乎遣支、倭比賣命波、皇大神乎奉戴天、小船乘給、御船仁雜神財並忌楯鉾等乎留置天、從小河幸行支、○中其忌楯鉾種々神寶物留置所名波、忌楯小野止号支。

宇久留大佛山の東を流る、寒川の東岸よ、オコリと字せる田圃あり。此の所あらむ。

倭姫命、小舟よて、此の所まで出でさせ給ひ、時、御船後まゝ

志のぞ、驛使ども、御舟宇久留うくるゑ、木くるあり。と白しき。因て、かく名づけられたりとぞ。

大神宮本記

其河天志御船後立支、余時驛使等、御船宇久留止白支、其處乎宇久留止号支。

井倉湯田の西よあり。舊記よも、飯倉と書けり。

神鳳抄

飯倉御園神領目録、十二月、一斗五升、

岡村湯田の西よあり。

神鳳抄

岡依御園

東外城田村本村を、大字東原、蚊野、野篠、矢野、積良、山神、田宮寺、勝田の総称あり。

勝田田丸の西南よあり。舊記よも、狩田、或は荻田とも書けり。散樂師勝田某、二見郷通村に移らざり、以前ハ、此の所よ住居したりとぞ。

光明寺所藏文書

定、永財、沽、渡、所領、治田立券文事、

合壹段者、

在、狩田村十三條七市九里十二坪、從北二段長、

直八大絹壹匹、米壹石請納、

右件、治田、故舅權追捕使私章博九代之所領也、而代々相承之間、敢無他妨、爰依有急用、承所沽渡、於内人坂上、吉永如件、但至于文書者、依有殘地等不相副、後日案文可相副、仍爲後代立券文、以辭、

又壽元年十二月廿七日

沙彌 花押

瀧原宮宮掌内人 花押

并子相知橘いぬ

件、治田内、半二女子雖令處分返收、活却了、至于直者、渡二

女子了、

沙彌 花押

氏經神事記嘉吉二年九月條

十五日、懸力稻役田、大畧在、狩田、當年國方神郡被發向、

鴨下神社 同所ニ坐せり。皇大

皇大神宮儀式帳 鴨下神社 一處、大水、上、兒石、己、呂、和、居、鴨比古鴨比賣命、形無、

右神社、太神宮司造奉而祝無、

野篠 勝田の西ニあり。熊野街道あり。建久年中行事ニ、神宮幣馬の鬻を、此の所より調進せし由見えたり。

祭主故墟 同所ニあり。其の地、今詳からず。太神宮例文に、治曆四年在職の祭主大中臣元範を、野篠と號せし由見えたり。此

の所ニ居住せしありべし。

田宮寺 野篠の南ニあり。

富向山田宮寺舊趾 同所ニあり。真言宗の古刹ありき。

傳へ云ふ。聖武天皇の勅願ふよりて、神龜二年九月、僧行基之を草創せりと、神護景雲年中焼失して、長く中絶せしを、長徳年中、一禰宜荒木田神主氏長再興したる由、内宮引付に見ゆ。維新の後廢色たり。或て云ふ。此の地も、田乃家神社の舊地ならむ也、

山神 田宮寺の西南あり。鴨神社よりて

鴨神社 同所より、坂路十六町を登る山の巔に坐せり。皇大神宮

し。奔泉、其中より涌出せり。實小、奇觀あり。

皇大神宮儀式帳
鴨神一處

稱、大水上、兒石己呂和居、命形石坐、同内親王定祝

正殿二區、長各一文、廣九尺、高五尺、玉垣二重、長九丈二尺、

坐地五町、四至、東南西山、北公田、

延喜式太神宮所攝廿座 社記
鴨社 在城田、郷山上、村、前

神名秘書
鴨社 大水神、兒前社、在城田、郷山上、村、前

内宮遷宮記
文永四年三月七日鴨社御遷宮也、周防國沙汰

城趾 同所あり。天文年中、北畠國司の臣池山伊賀守の占據せし所あり。

積良 山神の西あり。舊記に、津布良と書けり。

神鳳抄

積良御牧

津布良神社 同所坐せり。皇太神宮の末社あり。

皇大神宮儀式帳
津布良神社 大水神、兒津布良比古、津布良比賣、命、形無、

山宮神事場 同所あり。荒木田の氏人、祖先の祭を行ひし所あり。

此の地を、荒木田氏祖先の墳墓あり。一門の始祖、祿宜佐保麻呂、大寶元年在職

は、推尾谷二箇所、二門の始祖、祿宜田長和、銅二年在職、東谷、中谷、西谷の三

箇所にて、毎年三月初七日の日、氏人山宮祭を行ひし由、建久

年中行事に見えたり。其の後、兵亂相續き、祭祀中絶せり。何の頃

より、宇治の小谷といへる所、勸請してより、近年まで、連綿と

して血食せり。第五卷小谷の所参照すべし。

因ふ云ふ。此の地を、つぶらと云へるを、倭名鈔に、培塿を、豆牟

禮と訓み、儀式帳の忌詞に、墓を、土村と云ひ、太神宮本記に、圓

留ナ有リ小山支キ其處コ乎都ツ不良ラ止ト号キ支キともあり土を丸く積み
て築きたる墳墓即ち此多き村なるが故なるべし。

建久年中行事山宮祭條

除ク當番ヲ禰宜之外正權任參向供奉二門氏人者城田郷内
字津不良谷祭谷三個所也官首替東谷祭其外中西谷打
替打替各年祭也無社只地上石居置其上祭也三個年間
无氏人之闕於一谷祭之時稱宮立殊勝祭也其後以博士
令申詔刀也

矢野

積良の東北よりあり。西宮禰宜轉補次第記より承暦二年在職の
の地より住居せ
の地より住居せ

田乃家神社

同所より坐せり。皇太
皇太神宮儀式帳

田邊神社一處
稱太神御滄川神形鏡坐大長谷天皇御宇定祝

正殿一區長一丈、廣九尺、高五尺 御床一具長四丈、高五尺、廣二尺五寸 前社二宇

長四尺、高二尺、御門一間長四尺、廣七尺 玉垣二重長八尺、廣三尺六寸 坐地一町

九段三百四十歩、四至東限五百木部、南限道西北限公典

延喜式太神宮所攝苗座

田乃家社社記 田上乃家社在同郷矢野村前社

神名祕書

田邊社太神御滄川神前社

蚊野

矢野の北よりあり。熊野街道あり。此の地、松林、
數十町小豆色也。土俗蚊野の松原といふ。

蚊野神社

同所道より北、數町より坐せ
皇太神宮の攝社あり。

同御前神社

殿舎中絶してより、蚊野
神社の同殿小坐せり。

皇太神宮儀式帳

蚊野社一處

稱太神御蔭川神形鏡坐大長谷天皇御宇定祝

正殿一宇長一丈、廣九尺、高五尺 御床一具長四尺、廣二尺、五寸、高一尺 瑞垣一重

長三丈、御門一間長八尺、廣四尺、五寸、高七尺 玉垣一重長三丈、高七尺 前殿一

宇、長三尺五寸、廣二尺四寸、高七尺、坐地二町、四至、東、澤、并、島、南、西、道、北、島、延喜式太神宮所攝廿四座 社記

蚊野社、太神、御蔭川、神也、前、社、在、田邊、蚊野村、前、社、神名祕書

東原、蚊野、續け、る、街道、あり、ひがし、まち

神鳳抄、原、御園

朽羅神社、同所、の、北、田圃、の、森、に、坐、せ、り、皇、太、神、宮、の、攝、社、あり、土、俗、久、麻、良、比、神、社、と、い、へ、り、皇、太、神、宮、儀、式、帳

久麻良比、神、社、一、處、

稱、大、歲、神、兒、千、依、比、賣、命、形、石、坐、同、内、親、王、御、世、定、祝、

正殿、一、宇、長、七、尺、廣、四、尺、高、五、尺、以、板、葺、奉、玉、垣、一、重、長、三、丈、六、尺、坐、地

二段、四、至、東、南、公、田、西、北、溝、

延喜式太神宮所攝廿四座、社記、朽羅社、在、田邊、鄉、原、村、

神名祕書、朽羅社、水、神、也、在、田、部、鄉、原、村、

涌福智山國東寺

同所より、南に當る國東山あり。天台宗あり。麓よ登ること十八町、風景最宜し。

同寺所藏文書

為當寺寄進、現米貳拾俵、毎年無懈怠、以此折紙、可被請取、於神前、御祈禱、不可有御油断之状如件、

元和三、九月、廿八日

藤堂和泉守

高虎、○虎の字ハ、花押あり。

國東寺

法印、上旨

禪也法印といふめる人、寺、は、籠りぬるよりの返事に、

寺の名も國をつらぬる山なれば、世に言ふあふがらめや、國、永

神鳳抄、久津賀、御菌

百瀨瀑、東原、字、大、平、あり、高、一、丈、六、尺、中、三、尺、下、流、を、百、瀨、川、と、い、ふ、國、東、河、内、池、に、入、る、

國東河内池、同所、字、國、東、河、内、に、あり、周、回、六、百、六、十、八、間、面、積、一、万、七、百、九、十、坪、水、田、十、六、町、步、餘、の、灌、漑、に、供、せ、り、

西外城田村、本村、を、大、字、野、中、田、中、森、庄、矢、田、笠、木、土、羽、相、鹿、瀨、の、総、称、あり、多、氣、郡、に、屬、せ、り、

野中

東原の西小續ける街道あり。古ハ西原といひき。神鳳抄、并小明曆繪圖よも、度會郡とあり。村の中央ある岐路を、左に取る時を、根木坂を越えて、相鹿瀬、柳原に至るべし。是、往古、倭姫命の御巡幸ありし古道あり。

神鳳抄 野中、御菌、一石、九、十二月、

どちが池 同所字トチガ池に在り。周回、千二百七十八間、面積、二万九千九百五十三坪。野中、田中、森庄等の水田二十一町餘

の灌溉に供せり。

檜皮池 同所字檜皮池に在り。周回、八百五十三間、面積、一万六千四百八十五坪。水田十五町餘の灌溉に供せり。

矢田 野中の北

神鳳抄 矢田、御厨 矢田、檜皮尾、御園、一石五斗、

森庄 矢田の東

相鹿木多御神社 同所、座せり。土俗、八王子と稱す。

延喜式 同書齋宮式 相鹿木太御神社 相可中、社

土羽 森庄の東

御船神社

同所、坐せり。皇大神宮の攝社なり。

倭姫命、坂手國より、船にて出で、まゝ志よ、河盡きて、其の水さむかりけさば、寒川と名づけ給ひき。かくて、御船を留めさせ給ひて、御船神社定め給ひ、此の所より、陸路を巡行し給ひきとぞ。今、寒川の川筋を按むるに、こは川も、多氣郡佐奈の南山より流き出で、田中、森庄二村の間を貫き、土羽の南を過ぎ、上下田邊の南を經、田丸城山の南に至りて、二派に分る。本流を、城山の東を、北に回り、三橋、長更二村の西を過ぎ、湯田の西、大佛山の南を、北に折きて、小俣、新田の西、明野に東ある高橋を經、上野依の南よて、派流と合し、磯村に西、下野依の東を過ぎ、有瀧の東よて、海小入る。此の寒川を、何の頃より。昔便よて、さうがうと稱せり。第一、小俣村、総郷川の處、参照せべし。

大神宮本記

從其處幸行河盡支其河之水寒有支則寒河止号支其處
御船留給互即其處仁御船社定給支

皇太神宮儀式帳

御船神社一處

稱大神乃御蔭川神形無倭姬内親
王代定祝

正殿一宇長七尺廣五尺高八尺
五垣一重四方各坐地二町四至東南

公田西百姓家
北御刀代田

延喜式太神宮所攝廿四座

社記

御船社

御船社在有尔郷土羽村前社

神名祕書

御船社大神乃御船神也
在有尔郷土羽村

笠木

土羽の西
南にあり

倭姬命土羽村より陸路よて此の所小至り給ひ一時俄も雨降
り出で一のむ御笠を服給ひきよりて加佐伎と名づけられき
とぞ

大神宮本記

從其處幸行時御笠服給支其處乎加佐伎止号支

神鳳抄

内宮笠服庄一石笠服御房外宮前野御園一斗

大歳御園笠服

神領目錄

笠服御園一斗

相鹿瀬

野中の西南にありて官川よ沿へり七箇谷よ通ふ渡
船場あり舊記よも逢鹿瀬とも相可瀬とも書けり

倭姬命笠木より野中を経て根本坂を越えさせ給ひ此の所に
至り官川を渡らむと給ひし時鹿のあむら流を来一のむ
穢一のり給ひて遂に渡らせたまるざりきそれより逢鹿瀬
やを名づけたりとぞ

大神宮本記

從其處幸行大川瀬乎渡給止為余鹿完流相支是穢惡止

詔天不度坐其瀬乎相鹿瀬止号支

建久年中行事六月廿日條

同日朝巡向神主為祭使奉相具官幣并御鑑參詣瀧原宮



倭姫命御笠を服給ふ圖



今夜相可瀬館一宿

太神宮諸雜事記

寶龜二年九月廿二日、大風洪水仍瀧原宮祭使、并内人物忌等不堪參宮志於逢鹿瀬西小野、彼御幣祭乃悠基御饌次第御神態直會勤奉仕了

神風抄

相可瀬御菌

逢鹿瀬寺舊趾同所字廣と云ふ所は在り。今も、往、古瓦を掘り出すことありとぞ。

天平神護三年、此の寺を以て、永く大神宮寺となすべき旨、宣旨を賜ひ、また寶龜六年に、同寺に僧侶大神宮の御贄を穢し奉り去罪によりて、大神宮寺を停止し、飯野郡に移すべき宣旨を下されし由、共小太神宮諸雜事記に見えたり。

太神宮諸雜事記天平神護三年條

同書同條

十月三日、逢鹿瀬寺、永可為太神宮寺之由、被下宣旨、既畢、十二月、月次祭使、差副別、勅使、以逢鹿瀬寺、永可為太神宮

寺之由、被祈申皇太神宮畢、宣命狀具也

同書寶龜六年條

六月五日、神民石部、楯杵、同吉見、私安良等、字逢鹿瀬仁之

漁鮎之間、逢鹿瀬寺、小法師三人、自寺出來、恣打凌楯杵等已了、仍楯杵等訴申於司廳、申文云、二所太神宮朝夕御膳料、漁進依有例役、各隨身網鉤等、行臨逢鹿瀬川、為漁之程、件寺法師三人、并別當安泰之童子二人等出來、且打穢所取御贄、且陵礫神民等也者、隨則以同七年二月三日、訴申於神祇官、仍奏聞於公家、隨則左大臣宣奉勅、永可停止神官寺、飯野郡可破越、宣旨已了、官使左史生小野宿禰也

神鳳抄

相可瀬寺御菌

中川村本村を、大字長原、坂井、麻加江、田口、注

麻加江官川を隔て、相、鹿瀬の南あり。

神鳳抄
麻加江、御菌

長原 あがら 麻加江の東南にあり。立花といへる属邑あり。

神鳳抄
立花、御菌

長命寺 ちやうめいじ 同所あり。禪宗あり。

注連指 すずめさし 長原の西南の山間にあり。

四十八瀑 よんじゅうはちばく 同所神岳あり。其の中、最名高きものを、倉板瀧といふ。高さ、五丈、濶さ、六尺ありて、頗、壯觀あり。然るも、地、僻遠

ふれむ、來遊す

佐奈村 さなむら 本村ハ、大字仁田、西山、五佐奈、四神田、油夫、五桂、平谷、神坂、前村、長谷の総称あり。多氣郡に属せり。

此の地を、上古、佐那縣と稱しき。曙立王の子孫佐那造の居住せし

舊蹟なり。其の名、古事記に見えたり。また、太神宮本記に、大御神飯

野高宮に座し、まゝ志時、佐奈縣造祖彌志呂宿禰命、参り相ひて、國

の名を答へ奉り、神田神戸を進りし由見えたり。

太神宮本記

次佐奈縣造祖彌志呂宿禰命、汝國名何問賜答、白久、許母

理國志多備之國、真久佐牟氣久佐向國、止白、足進神田並神

戸 と 野中、續ける街道あり。此の村を始め、西山、仁田、二井、

油夫 あぶ 五桂、平谷、前村、神坂、長谷の九ヶ村を、佐奈谷と稱す。

火地神社 ほのち 同所坐せり。産土神なり。

延喜式
火地神社
同書齋官式
火地社

西山 にしやま 油夫に續ける街道なり。

仁田 にた 西山に續ける街道あり。

佐奈神社 さな 同所道の左に坐せり。仁田、五桂の産土神あり。土俗、大森社といふ。

神名帳考證に、今在、佐那、仁田村、西稱、大森社と見えたり。祭神ハ、佐

那縣造の速祖曙立王命を祀りしとあるべし。また、玉垣の内、奈良

殿と稱する一社坐せり。此を、手力男神を配祀したるからむ。社地

は、實に、千古の風致を存せり。

古事記
次手カ男神者坐佐那縣也

延喜式
佐那神社二座 同書齋宮式 佐那社二座

二井 同所字井戸世古あり。一を清み、一ハ濁ま
傳へいふ。僧空海の堀らゐめし井ありと。

五桂 仁田の南
にあり。

五桂池 同所の西南に在り。周囲、二千六百六十四間、面積、十九万四千
九百六坪。五桂、兄國、弟國、河田、西池上、東池上、五佐奈、西山八

村の水田百二十四町歩餘の灌漑を供せり。傳へいふ。寛文十二
年十一月十八日、朝長新田を開墾せし時、此の池を堀り始め、七

平谷 仁田に續ける街道あり。
此の邊、多く、蜜柑を産す。

須麻漏賣神社 同所道の右ある岡阜の上坐せり。土俗、一之大官と
いふ。神名帳多氣郡四十五所の第一なれば、かくいふ
なるべし。

延喜式
須麻漏賣神社 同書齋宮式 須麻留賣社

前村 平谷に續ける街道あり。此の處より、丹生、大石、仁
柿、多氣等を経て、大和守陀郡に出づる道あり。

神鳳抄
前村御菌

神坂 前村の北
に在り。

神鳳抄
神坂御菌

摩尼山金剛座寺 同所北の山巔にあり。天台宗あり。傳へいふ。白
鳳九年、藤原不比等の創立せる所ありと、應仁

年間、祝融の災ふかり、堂宇、寶物、記録等、盡、烏有となれり。
其の後、万治年間、僧良珠、之を再建せり。即、今の建物あり。

長谷 神坂の西
北にあり。

丹生山近長谷寺 同所山の巔にあり。真言宗あり。

此の寺、大和の長谷寺を摸したる者ありと云へり。創始の年月、
詳ならず。元禄年間までは、丹生の神宮寺に属したりき。今、天曆

七年の資財帳を藏せり。施入沼田の四至小字等に就き、考證とす
べきもの多し。其の他、北畠國司、及羽柴、稻葉、藤堂等の諸氏より

六ノ二十七

實錄近長谷寺堂舍并資財田地等事

合

堂壹院 檜皮葺 高二丈三又五寸 長二丈六尺 妻二丈六尺 法名光明寺

三面庇 高一丈二尺 長五丈六尺五寸 妻三丈一尺

香蘭三面 南面長六丈四尺 東西妻長三丈六尺三寸 (中畧)

一寺山四至 限東其作橫奉 限南舟生禰阿袋呂 限西舟生中山 限北島瀨小俣鳥居

氣氣郡相可卿廿六条三疋田里五坪二段 惣肆段八坪二段

四至 東限福田寺田 南限卯酉畔 此限公田 宇常供田田舍垣内者 西限子午畔 北限公田

五坪貳段之四至 東限子午畔 南限打酉畔 西限福里寺田 限北公田

右治田飯真堂于以去寛平七年正月十三日施入 在紙文 (中畧)

以前堂舍并資財田地等略勘定如件但件寺元者恭俊之

先祖正六位上飯高宿禰諸氏法名佛子觀勝之御蔭存生
間勸内外近親等以去仁和元年所建立自尔以降資財等也
此帳可為後代流訛但本願施入田地存別紙仍錄大略此帳

天曆七年 歲次 美月二月 十一日

座主東大寺傳燈大法師 在石

別當近曆寺傳燈滿位僧 在石

本願施主子孫

相續守後五位下友原朝日 在石

正六位正六位上大中丸朝日 在石

正六位上藤左朝日 在石

正六位上大中丸朝日

從七位上友原朝日 在石

仲田富光明寺施入明白也仍在地加澄者

散位大中口 在列

膳原部

飯高宿社 在列

飯高宿社

磯部

磯部

在列

郡判

件田富任施入文在地澄者明白也仍与列度

到朱 文德二年十一月十七日

大領勘路侯外正六位上曾九勝

少領松枝外使八位下廣途

檢校從七位下中廣

寄せられ一祈願狀教通あり。今其の一二を掲ぐ。

同寺所藏文書

丹生泊瀬之儀、祈禱所之事候間、諸事如前、被仰付候、永代不可有相違、猶津田掃部助可申候、恐、謹言。

天正三十一月廿八日

信意 花押

丹生泊瀬寺

真海

同書

勢州南五郡之中、從關白様就、被下候、雖為堂舎佛閣、寺領一圓、致闕所事に候、然共丹生泊瀬寺者、和州泊瀬寺十一面觀自在薩埵之御衣木一体分身として、上代より卅三身之御威光もあらたなれむ、貴賤群集して、門前市をなすよ、及聞候、然共五、百歳末世濁亂の志る、のや、山中坊中、悉退轉せり、時節あまば、不及了簡、事也、國中無雙之觀音堂退轉候得む、公私外聞、實不可然事也、山を可

致奇進候、間、是をたよりとて、觀音堂、無退轉之様、可有才覺候、猶、以委敷事者、一花院可申、恐、謹言

正月十八日

羽柴侍從

氏郷 花押

丹生泊瀬寺真海法印

丹生の初瀬、花を見おろす、枯れたる木も、花咲くと、ちのひの有るをどに、

枯きず咲く梢の花よ、この寺は春を幾世のかぎとほむる

國 永

相可村

本村、大字荒時、兄國、西池上、東池上、弟國、朝長、河田の総称あり。多氣郡に屬せり。

相可

仁田の北に當り、稻田川を隔て、射和に對せり。古は、相可郷の本邑ありき。

此の村、素封家多くして、市街をなせり。坊間小、多氣郡役所、相可警察署、松坂區裁判所、相可出張所、相可收稅署、郵便電信局、尋常小學校等あり。

伊蘇上神社

同所ある字磯部寺に坐せり。村社あり。

神名祕書首書に、伊蘇宮、在多氣郡逢鹿村字古宮本と見え、また、神名帳傍註考證に、今上相可磯部寺前、森中社、云ともあり。往古、此の社に傍小、磯部寺といふ大寺ありきとぞ。

延喜式

伊蘇上神社

同書齋宮式 伊蘇上社

相鹿上神社

同所ある字内畑に坐せり。郷社あり。

延喜式

相鹿上神社

同書齋宮式 相鹿上社

千鳥瀬

相鹿上神社の南、ふる細流をいふ。

傳へいふ。昔、僧西行、此の邊を行脚せる時、一の伴僧あり。宿を求めむとて、村ふ入りて歸り来ず。西行待ちびて、此の流を涉らむとす。伴僧漸来て呼び止めたり。折しも、千鳥の聲聞えんれば、西行、つられぬる我を友呼ぶちどりが瀬越えて逢鹿、旅寐す。

そまれと誦したる所なりとぞ。

相鹿牟山神社 あふりむまののたや 同所ある字牟山に坐せり。土俗ボウ山神といふ。宇尔日記より、あふりむ山の宮と記せり。

延喜式 相鹿牟山神社二座 同書齋宮式 相鹿牟山社二座

無量山見陽院磯部寺舊趾 むりやうざんけんやういん 伊蘇上神社の前は在り。天台宗の古刹ありしを、今ハ廢きて、浄上寺に合

併せ

近長谷寺所藏天曆七年資財帳

多氣郡五相可里卅一坪垣内一處、字石出垣内、

四至、東限磯部寺領地、南限大道、西限長社并大畔、北限榑田河岸、

右垣内藤原乙御去延喜十九年二月二日施入

嘉曆三年公卿勅使記

於相可磯部寺有合戰

涵翠池 かんすい 同所字安目あり。周四、八百五十五間、面積一萬三千十四坪。水田七十町餘の灌漑に供せり。

相可村元標

三重縣廳 七里二十五町、津田村 壹里七町、

飯野郡射和村 壹里十壹町、 神山村 七町

齋宮村 壹里廿九町、 西外城田村 壹里廿三町、

佐奈村 壹里八町、

荒蒔 あらまき 相可の東あり。

神鳳抄 荒蒔御菌

兄國 えくに 荒蒔の東あり。中世に、飯野郡に属せり。第一卷兄國郷の所は辨せり。

伊呂上神社 いりよの 同所は坐せり。産土神あり。勢陽俚諺、三國地誌、五鈴遺訓み、イロエを兄ありと謂ひて、此の社に配せり。されども、古屋

草紙にも、イロエと訓みて、弟國は坐すと記せり。又、同郡八木戸

記して、後考を俟つ。

池上 いけの 兄國の東あり。東西の二村に分てり。

神鳳抄 池上御菌

神領目錄 池上御園、一石五斗、内六、九、十二月、度々進之。

朝長 西池上の北あり。同所よ、
參宮鐵道相可停車場あり。

神鳳抄 朝長、御齒

河田 朝長の東
南にあり。

神鳳抄 河田、御齒

古墳 同所ある字板倉山の中腹あり。土俗、平忠
盛の墓といふ。此の邊、石窟、墳墓の類、數多し。

倉古池 同所ある字倉古あり。周回、二百七十五間、面積、五
千四百十三坪。水田十八町步餘の灌漑も供せり。

津田村 本村を、大字佐伯中、三匹田、四匹田、
井内林、鉞形、牧村、津留の總稱あり。

四匹田 相可の西
よあり。

此の村北西よ、三匹田と云ふ村あり。古は一村よて、匹田とのみ
云ひき。中世、班田の制起りしより、この村、多氣郡十六條の三里
四里に當るを以て、古田券小里北字を省きて、十六條、三匹田、
同條、四匹田とせり。さるを後、自然に、村名も冠らせて唱ふる事

やなり、終に、二村の名とはなれるあり。

近長谷寺資財帳
畠多氣郡

飯高、豐子施入

十六條、三足田、里、廿坪、内、四段、二百步、

四至、東限、西坂、大道、南限、大道、
西限、子午、畔、北限、福田寺、田、

十六條、四足田、里、十九并、廿坪、壹段、

四至、東限、磯部寺、治、南限、故丹生松徳宅、西限、官
守寺、地并、佐奈山寺、治、田、北限、故相可藤判官

忠助

東池 同所字杉内、在り。周回、五百八十一間、面積、一万千
三百六十九坪。水田二十三町步餘の灌漑も供せり。

子得岩 同所字脇田あり。一に、子賣岩、また、名付岩とも稱せり。土
俗、子を産むとき、七日の内よ、其の子を懐きて、此の岩の

邊に、至り、往來の入り、
名を請ふ習慣ありき。

三匹田 四匹田の
西よあり。

樋口谷池 同所字樋口谷あり。周回、三百六十四間、面積、六千
八百五十二坪。水田四十二町步餘の灌漑に供せり。

井内林 三匹田の西あり。

林神社 同所字宮内に坐せり、村社あり。

延喜式 同書齋宮式 林神社

月本池 同所字月本あり。周回、四百四十二間、面積、八千五百六十二坪。水田十八町歩の灌漑に供せり。

牧村 三匹田の西あり。舊、飯野郡に属したりき。和名類聚抄にも、上枚、加無都比良、下枚と見えたり。

神鳳抄 牧御菌

牧城趾 同所あり。傳へいふ。北畠國司の臣岡小四郎の據りし所なりと。

津留 牧村の南あり。櫛田川に沿へり。渡口を過ぎて、丹生子至り。大和比長谷街道に合す。此の地、舊、飯野郡に属したりき。

近長谷寺資財帳

廿條、一津留里、卅六坪内、治田三段二百歩、字小上古部

四至、東限、同領、南限、岡、西限、溝、北限、道岡、

右治田大法師泰俊、爲除病延命奉施入

丹生村 津留の南あり。舊、飯高郡に属したりき。今も、多氣郡あり。本村を、丹生一村とて成立せり。

此の地、嵯峨たる山嶽、四面を圍り、中央部を、平衍ふして、市街をなす、酒樓茶廬多し。其他、神祠、佛刹、鑛泉、丹坑等あり。櫻花楓葉の候も、遊客曳杖の一勝區なり。

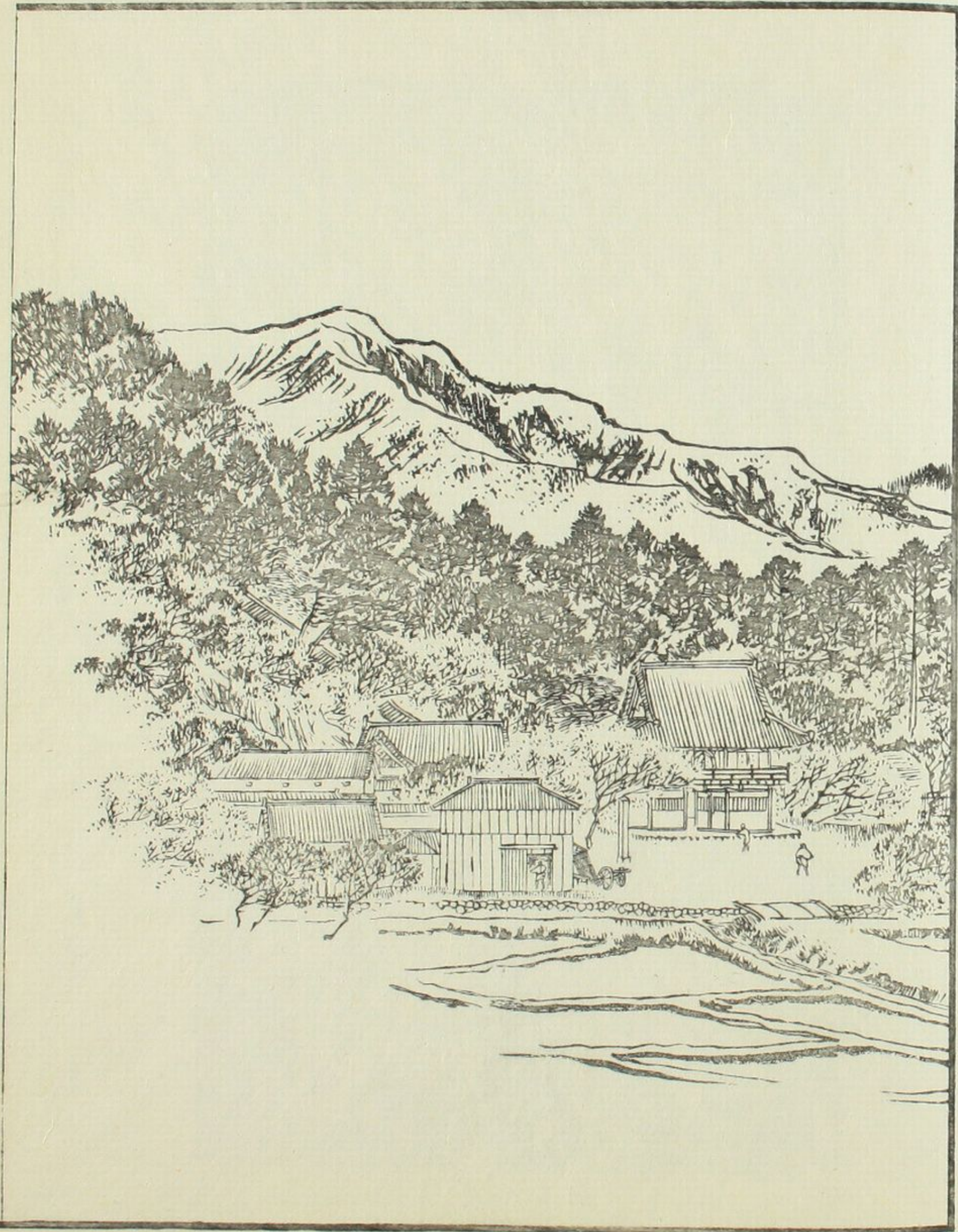
丹生八景 之を省きて、たゞ、題目のみを掲ぐ。

社頭、春色 神宮、晚鐘 星淵、螢火 潮澤、流筏

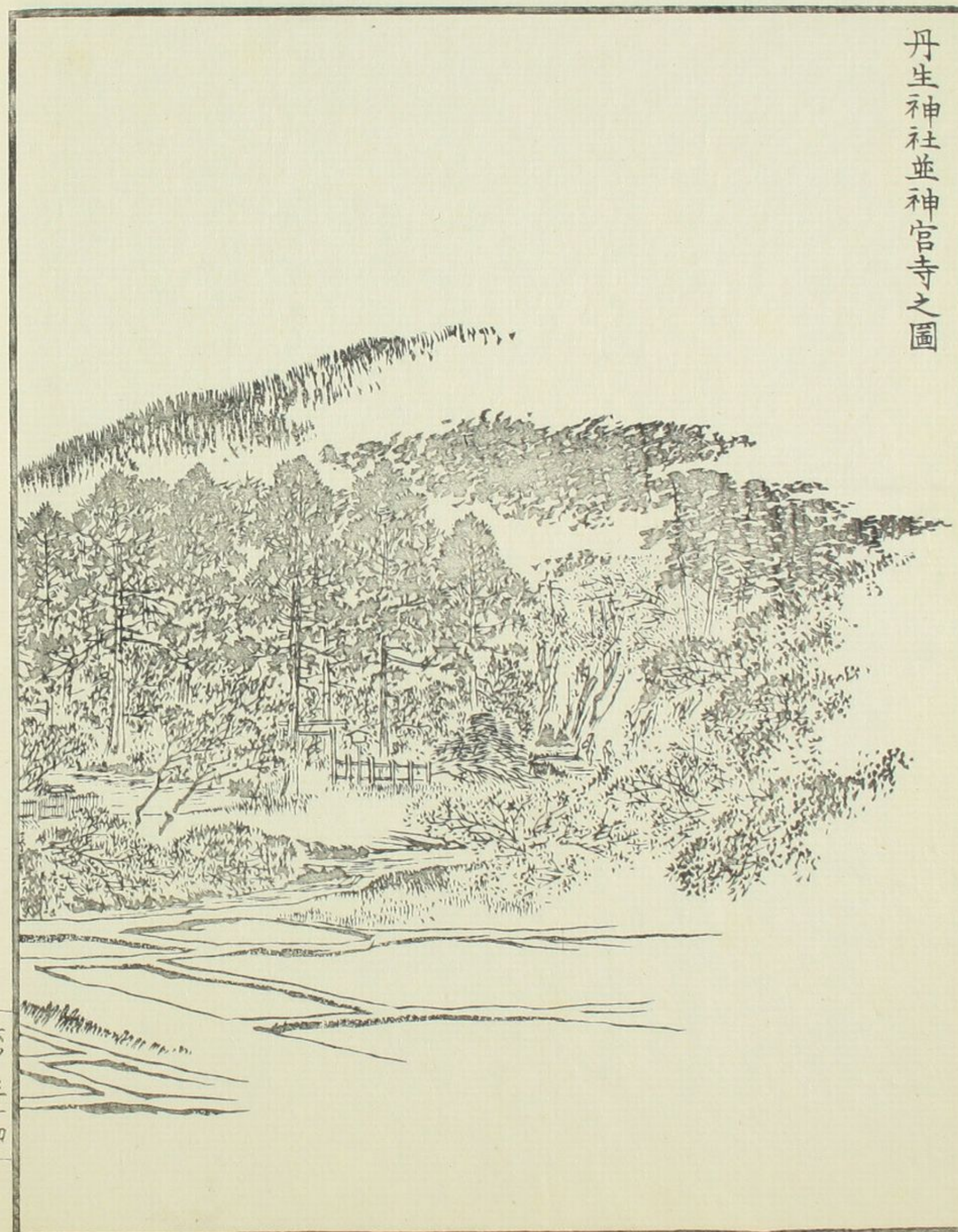
上田、秋月 山口、水銀 局嶽、積雪 長谷、夕照

丹生神社 同所字宮山に坐せり。二社あり。左を、丹生社、右は、高野社と云へり。域内、古樹森鬱として、千年の風致を存せり。

丹洞夜話、此の處に地主神たる事決せり。其の故を、丹砂、及水銀を産す。我が朝に於いて、又、あゝを捨てし、何處ぞや。此の處に住み給ふ神故に、丹生津姫とも申し奉りぬ。所の名も、丹生と云ふ也と見えたり。又、神名帳考證をも、祭神埴山比賣、命とあり。丹生大明神儀軌も、丹生社を、丹生津姫とし、高野社を、吾大郎王



丹生神社並神官寺之圖



丹生神社一鳥居額面僧空海書

竪二尺六寸
横一尺五寸

檜垣圖書所藏

丹生高野
一雨大明神

子とせり。儀軌の文素より荒誕にして、當時此物よあらず。思ふ
み、高野社といふも、弘仁七年、僧空海神宮寺創建の時、紀伊此高
野山よ倣ひて勸請せしものならむ。

延喜式

丹生神社

本朝年代記

嵯峨天皇、弘仁八年、天下旱、同十年、祈伊勢丹生神、雨、秋大

雨、又祈晴、

和漢合運

丹生大明神、繼體天皇、十六年、垂跡、伊勢國、

丹生中神社

同域内よ坐せり。傳へ云ふ、金山彦命を
祀ると、近傍み、丹坑あるゆゑあるべし。

延喜式

丹生中神社

白玉椿

玉垣の前よあり。土俗、神木と
稱す。所傳あれども信難し。

丹生山成就院神宮寺

同所字宮山にあり。
真言宗古義派なり。

傳へ云ふ、寶龜五年、僧勤操、始めて、一字を建て、千手大悲像を安

置せり。今、觀音堂の本尊あり。弘仁七年、僧空海、錫を此の地より留め、高野山に摸して、七堂伽藍を創せりと、其の後、數度此兵燹より罹り、今は僅み、大師堂、藥師堂、觀音堂、經藏、二王門等を存せり。毎月廿一日、之を、遠近より參詣する者絡繹たり。

當寺什物般若心經 卷末より、天平十四年壬午曆三月五日、僧行基(花押)とあり。

同 三卷 僧空海の書あり。此の内、巖足心經、最妙ありとす。

同 卷末より、永萬元乙酉歲三月二十一日、僧文覺(壺形印)とあり。

牙印 方二寸、魏國之寶と刻せり。丹坑桶 手付より、蓋あり。古色掬すべく覺ゆ。別より圖を出せり。

此の他、數品あれども畧しつ。

丹生礦泉 神宮寺の西、一町許あり。四方より石を疊み、井の如くなせり。晝夜時を違へず湧出す。

傳へ云ふ。僧空海の發見したる所ありと、故より、弘法湯といふ。又、御潮井とも稱す。近傍に、入浴場を設け、患者の需み供せり。浴客

一箇年、大約六千人以下らずといふ。内務省衛生局の分析表、左の如し。

泉質、鹽類泉、

無色透明ニシテ、味、軟甘ナリ。其ノ反應ハ、畧中性ニシテ、煮沸スレバ、白濁シテ、亞兒加里性ヲ爲ス。

一リートル中、固形分、二五一六瓦ヲ含有セリ。各成分、及其ノ量、左ノ如シ。

硫酸加留母 痕跡

格魯兒加留母 〇〇三五〇

重碳酸那篤留母 〇二八六六

格魯兒那篤留母 〇九五六六

硼酸那篤留母 著明

重碳酸加爾叟母 ○三七二六

重碳酸麻屈涅叟母 ○一〇四三

重碳酸亞酸化鉄 痕跡

礬土 ○〇三五四

硅酸 ○〇五二三

炭酸 著明

有機物 少量

固形分合計一八四二八瓦

温度五十八度、比重八、攝氏四度ノ温ニ於イテ、一〇〇二一一
四ニ居ル。膝瘡、疥癬、濕氣、楊梅瘡、五痔、其ノ他諸病ニ適ス。

鹽加伎場

丹生神社の乾五町許、河俣川の中央にあり。水上二間四方許の所、茶褐色をなして、潮水、常ニ沸騰セリ。土俗、忌服明の時、此の所まで解除するを、慣習とす。口碑ニ傳ふる、空海の歌あり。左に掲ぐ。

細頸の南乃浦よさす潮を丹生の内外のみはありたり

鹽垣神社 同所ニ坐せり。

丹坑 丹生神社の東南、中尾谷にあり。

此の丹坑の事も、續日本紀、外宮神領記、職人盡歌合等よみえたり。最古くより、水銀丹砂を掘り出さるべし。明暦三年の頃までは掘り採りし由、長井浄運の筆記に載せたり。其の後中絶せしを、寛延三年三月、舊領主より掘り試み、尋いで、松坂人阿波屋某掘り試たりしが、丹脈切まじにや。僅よして止めたりとぞ。今に、保賀口と稱する洞穴あり。入ること十五六間許み、數箇所、横穴ありしに、當時、朱砂を運搬せし手桶、今、神宮寺に藏せり。

續日本紀文武天皇條

二年九月乙酉、令近江國獻金青、伊勢國朱砂、雄黃。○下

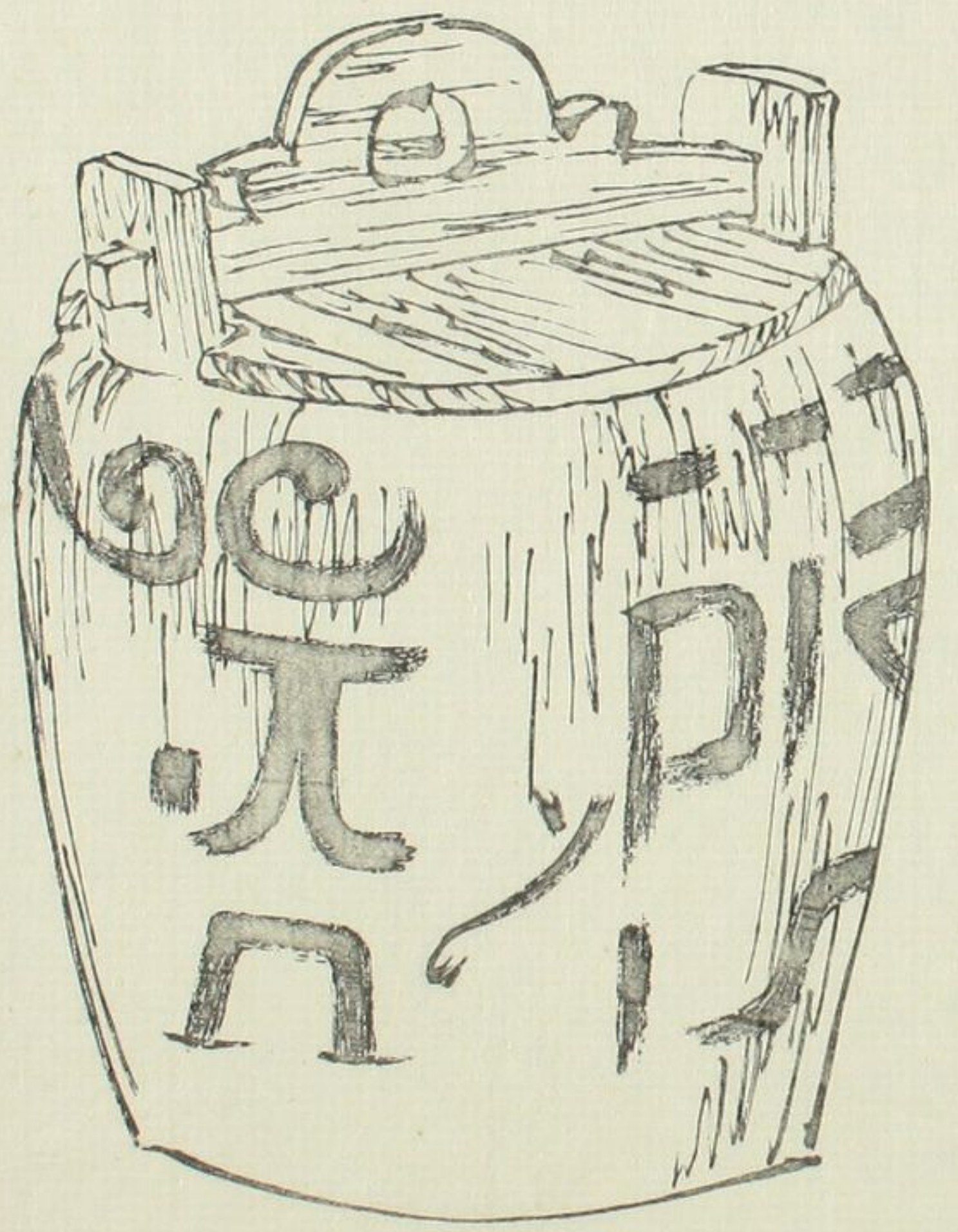
水銀堀之圖 職人盡歌合模寫

あらしをよめしむるにまじはるる水銀堀の模

水銀堀



丹桶之圖 神宮寺所藏
長六寸五分、蓋徑六寸五分、
底徑六寸。



續日本紀元明天皇條

和銅六年五月癸酉、令獻伊勢水銀、

神領目錄

丹生山内上津原御園、毎年上分水銀五十兩奉之、

毛吹草

丹生山の水銀、異國の外、當所あり。并小曆と古きことハ、

伊勢を、他は勝れたり。

怪異辨断

水銀も、朱砂より出づるものあり。朱砂を焼きても出づる。又、自然に、地中より出づるものあり。拂菻國は、水銀海あり。本草綱目承の下に出だせり。日本にも、伊勢國丹生山より出づるものありと云ふ。

丹生曆

北畠國司の曆博士たり。加茂杉大夫の子孫、代々、此の地に住し、例年、曆本を頒行せり。伊勢一國曆道陰陽師の首と稱したり。維新の際、土御門家の所管を解かれ、陰陽師廢せられたり。されども、其の家を、今に連綿して、國司の判物、數通を藏せり。

丹生村元標

三重縣廳

八里六町、

多氣郡役所

壹里廿四町、

相可警察署 壹里廿五町、

山田區裁判所 六里拾壹町、

第三師團 廿九里拾九町、

豐橋衛戍 四拾四里廿八町、

五箇谷村

壹里貳町、

津田村

壹里、

川添村

貳里九町、

佐奈村

壹里參拾貳町、

田丸村

四里九町拾壹間四尺、

粥見村

參里拾四町參拾間參尺、

五ヶ谷村

本村も、大字古江、朝柄、片野、波多瀬、車川、土屋、色太の總稱あり。多氣郡に屬せり。

神鳳抄

五箇山御園

神領目錄

五箇山御園、綿十兩、絹四丈、布等、

古江

丹生の西、南あり。

五箇篠山城趾

古江と朝柄との間にありて、頗要害の山巔あり。北畠國司の臣野呂下野守の城を構へし所なり。天正

十年、北畠具視も、暫、此れ所を據りきといへり。

波多瀬

古江の西にあて。河俣川は沿へり。故よ、かく名づけたりと、

松本史事の清浄な化園

浪湯の山形中ノ木ノ付

河津の御殿に於ける史事ノ

松本史事ノ清浄な化園

河津の御殿に於ける史事ノ

松本史事

河津の御殿に於ける史事ノ

松本史事

波多瀨若趾 同所より、乾に當れる山上あり。北畠

朝柄 波多瀨の南にあり。同所より、飯高郡粥見に至る間、櫻峠と

所以を知らず。是、大和吉野の

大峯山に詣づる便路あり。

産物烟草 同所也。土質烟草は適するを以ちて、多

車川 朝柄の南にあり。舊記

に、俱留万川と記せり。

御饌、御祭直會等之勤奉仕、

世安、并彼宮内人等、不堪參宮、天於宇俱留万川之頭、悠紀

川添村 本村也。大字千代、柳原、枋原、新田、神瀨、下楠、上

産物茶、乾柿 此の邊此村、農事の餘暇を以て、

枋原 前村は續ける街道なり。古、三宅郷は屬したりき。此の

生頭谷 前村より、枋原に至る山岐の街道数ヶ所、板橋を架し、姉妹

此の邊を、生かうべ谷と云ふ。谷の名よつきて、諸

建日別神社 同所宇牟山に坐せり。祭神也。手力雄命、建比良部命あり

新田 建日別神社より、三町許南にあり。街道あり。元、枋原新田とい

柳原 新田の東に在り。古、三宅郷は屬したりき。傳へいふ。相鹿瀨よ

千福寺 同所にあり。真言宗古義派あり。本尊觀世音の像あり。聖

初鳥時分參向、布衣乘馬、御鎰前立、有警蹕、高聲、御鎰持勤

之於柳原之御堂之前、晝飯用、

八柱神社 同所也。

濁川 同所也。水源也。車川の山間より流れ出で、縈回して、

神瀨 新田に續ける街道あり。

建久年中行事六月廿百龍原宮參向條

下楠 神瀬に續ける街道あり。宮川を隔てて、度會郡野添打見の山嶽を望む。

上楠 此の地の北に聳ゆる山あり。古三瀬谷口といひき。

楠神社 同所より坐せり。

粟生 上楠より續ける街道あり。

神鳳抄

小粟生御齒

八柱神社 同所より坐せり。

高奈 粟生に續ける街道あり。元々高奈、奈良井の二村ありき。明治八年四月、合併して、かく名づけたり。度會郡穂原より通ふ渡船場あり。

奈良井城趾 同所よりあり。北畠國司の臣橋井某の占據せし由、稱名院の記録より記せり。

八柱神社 同所より坐せり。

愛宕神社 八柱神社の西に坐せり。

專念山念佛寺稱名院 同所よりあり。浄土宗鎮西派あり。

七保村 本村を、大字野原、野添、金輪、永會、打見、神原の總稱あり。度會郡に屬せり。

七箇御園

本村六村より、野後を加へて、古來七箇御園と唱へ、神宮に、神税を納めし由、皇太神宮引付に見えたり。また、氏経日記より、北畠の被官、此の御園を押領したるを注

進せる文書、數通を載せたり。今、其の一を掲ぐ。

氏経日記
一 皇太神宮神主

注進可早被成下、嚴密御奉書、於北畠方、彼被官族古江

彦右衛門、被停止、雅意、綺如元、以神宮成敗、旨令徵納、年

中色、神税物等、毎年六九十二月三度、御祭、同瀧原並、

宮祭禮、遂幣使、參向、執行神事、令專御祈禱、忠勤、在所七

ヶ御齒、近年非分、押領、無謂子細事、

右内宮御領七箇御齒之事、本宮別宮隨一、神瀧原並、宮兩

宮御遷坐之在所也、依之、七村之内、瀧原之里、名一村在之、

從往古迄、至于今、依為殊、以無止、神役所、年中神税物、彼所

代官沙汰人等、直令運送、于神宮例也、依之本宮祭禮、每度

令參向幣使彼宮祭禮六九十二月廿三日定日也爰近年
北畠中將被官人古江彦右衛門依成非分押領神稅相違
之間為難堪子細之處結句去年之比寄支於左右神宮代
官之族取籠及種々狼藉刺住宅財物以下令沒收云々則
十二月彼宮祭禮于今令延引畢御祈禱退轉之基甚以不
可然此旨趣具北畠方雖令訴訟敢無成敗之儀彌惡逆無
道之振舞無炳誠御沙汰者神領退轉之基後惡難斷絕者
也然早被成下嚴密御奉書於北畠中將方被停止彼被官
人等雅意綺如元以神宮成敗徵納神稅為抽御祈禱丹誠
注進如件以解

長祿三年三月 日 大内人正六位上荒木田神主末久

禰宜正四位上荒木田神主滿久

○以下神主九員の
連署ハ之を畧す。

野原

官川を隔て、下楠の東にあり。此の地、及野添

白瀑

同所の南部ある字奥山の東通ひ在り。高さ、十五丈、濶さ、九尺。
下流を、官川に入る。大寒の候に至れば、凍結して、一大氷柱を

白馬瀑

同所字間所、落合の間、在り。高さ、一丈二尺、濶さ、一丈餘。傳
へ云ふ。古、白馬、此の瀑、比傍に棲めると、厩舎、櫛等の形状を

野添

野原の西南に在り。舊
記、野副と記せり。

打見

野添の西
にあり。

建久年中行事九月廿二日瀧原官參向條

廿二日、瀧原並宮祭禮、五六禰宜間參向、次第同、六月、但今
度、幣使、米三斗、自野原進、人夫一人、自野副、鄉進、
途中、
打見、郷人夫相替、

三瀨谷

本村ハ、大字長ケ、下三瀨、上三瀨、佐原、彌起井、上
菅、菅合、大ケ所の総称あり。多氣郡に屬せり。

下三瀨

高奈に續ける街道あり。度會郡
三瀨川に通ずる渡船場あり。

三瀨川 みせがた 同所の東を流る、奔流あり。宮川の上流は屬せり。舊記
よ、御瀨とも見瀨とも書けり。兩岸は絶壁、實に奇觀あり。

倭姫命、宮所を求めむとて、野後瀧原のかたへ向てせ給へる時、
下流の相鹿瀨にて、鹿の穴に流まきり、城厭悪し給ひ、陸路よ
り進ませ給ひあるを、真名胡神参りて、皇女の一行を、小舟に乗
せまゐらせ、瀧原に向ひて、大川の速瀨を遡りゆりと云ふ。真奈
胡、御瀨也、即此の所あり。南岸に、御瀨社あり。

大神官本記 從其處指河上、皇幸行波、砂流速瀨有支、于時真奈胡神参

相比度志奉支、其瀨乎、真奈胡御瀨止号、皇御瀨社定給支、

大神官諸雜事記 貞觀二年四月二日、瀧原宮、物忌子、自彼宮退出、間於宇御

瀨川流死、仍父石部高益、以同五月廿八日解任、

三瀨城趾 みせのきやう 三瀨川渡口の北岸あり。北畠國
司の臣長野左京の據りし所あり。

上三瀨 かみみせ 下三瀨は續ける街道あり。此の村端は、石標あり。左より取りて
行けむ、度會郡舟木は通ふ渡船場あり。是、瀧原宮参詣の順路

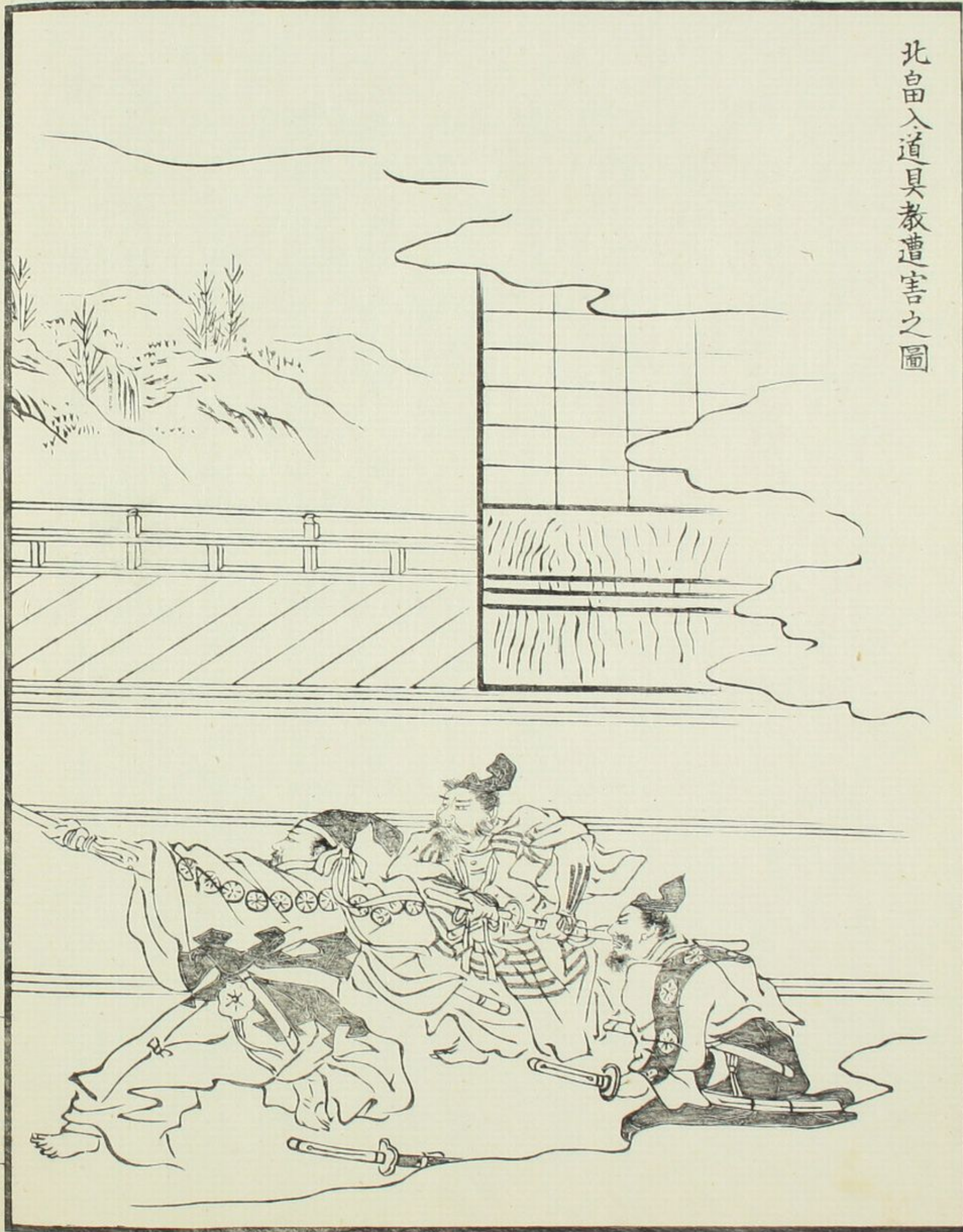
み 瀨、檜原、久豆等を経て、大杉谷、大臺原に出づ。
三瀨御所舊趾 みせごまよのきやう 同街道の右、三町許に在
り。土俗、御所屋敷といふ。

此の地、西北を、溪流相繞り、自然の要害をなせり。樹根盤錯せる
所、巨岩磊嵬たり。傍は、小祠建てり。其の南に、平坦の田圃あり。是、
北畠前國司具教の館第を構へて、幽棲せし所なり。具教、終は、長
野左京等の為に弒せらる。其の事蹟を、諸本載する所、聊、異同あ
り。今、伊勢國司紀畧を抄出して、左に掲ぐ。

伊勢國司紀畧元龜三年條

夏、茶筴丸、船江より、大河内の城へ移り住す。具教、卿ハ、城を、多
氣郡三瀨に築きて移り居給ふ。三瀨の御所と申し奉る。三瀨
の谷を、宮川の上にあてて、大杉山聳え、熊野、十津川、吉野川上
につゞきて、險阻類なき處あり。入道殿、心の内は思ひ給ふを、
世にさま、此の後、いづかなし行かむも計り難し。自然の事何

北畠入道具教遭害之圖



梅翁
吉圖

すなむ、此の山内へ入らむため、兼ねて、かく用意せらる
とあり。○中入道を、數代連綿たる家をむ、他家のためにおし
やられたるを悔しく思ひ給へむ、内々、織田殿と不快あり。是
によりて、三介をも憎み給ひけり。先年、信玄と合體の謀あり
まも、此のいそれとるや。織田殿も、是を覺り、國司の一族を失
をむ計議ありて、國司の舊臣を語らひて、討手とせらる。まづ
三瀬の御所を、藤方刑部、少輔、奥山常陸介、長野左京進、命せ
らる。藤方は、名代として、其の家臣加留左京を遣す。各領知の
朱印を賜り、誓書を上らむ。此の常陸介を、余吾將軍平、維茂
の末葉、奥山平大夫貞兼の後胤あり。今、徳山の城主として、數
代、北畠の幕下なり。其上、常陸介を、仁義をも辨へたる者か
まむ、相傳の主君をうたむも勿体なくとて、途中より、病と稱

して、朱印を返し、直に、かゝらるるして遁世せり。残まる三人
の者も、天正四年十一月廿五日の朝、さあらぬ体にて、三瀬の
御所へ参る。入道、何氣なく逢ひ給へむ、長野つと、座を立ちて、
御持槍をとりてつき奉る。入道を、塚原ト傳、學び給ひて、劍
術の上手なまけむ、槍をうけとめて、太刀を抜むと給
ふに、兼ねて、逆意の者ありて、御をかせの刃をひき、固くつめ
置きけむ、入道、手を空しく志て、長野を、はたとみらまへ給
ひ、我、平生、汝を、かゝることをせむものと思ひしが、果して然
りと此給ふ。其の詞もはてぬに、加留進みて、太刀を抜き、てう
ち奉る。御年、四十六歳とぞ聞えし。若君の一人も、三歳、一人も、
當歳なるをもうち奉りぬ。北畠物語さて、左京が家人重内といふ
者、具教卿の御首を持ち行くを、折節馳せ付きたる芝山小次

郎秀時、大宮多氣丸吉守、大久保清左衛門、松井新九郎、同新次郎等見付けて、重内を討ち取り、御首を奪ひ取り、多氣へ葬り奉らむと持ち行く。討手志たひまれるゆゑ、大久保、松井兄弟を、栗谷に踏み留りて討死す。其のひまに、多氣丸、小次郎をかけぬ。川股野、口よて、小次郎此父出羽守より出會へり。此の朝、多氣へも、討手来りしむ。城代左衛門尉政成、三瀬城心元なりとて、出羽守に命じて、三瀬へ往る志めしに、あゝよて、此れ有様を見て、出羽守、大に歎きて曰く、汝等、是より、南都へ赴き、東門院へ、此の由を申し、還俗を勧め、ふたゝび、當家を起すべし。我も、此に留りて、御所のおゐるを葬り奉りて討死せむと思ふあり。とくくくを促しけむ、兩人も、南都へ急ぎける。出羽守を、追ひ来る敵を追ひ散し、心静し、御首を、野々口

山へ葬り奉り、出羽守、其の所は、瀧のありけるを見て、馬を乗りながら、太刀を、口よくをへ、倒に、瀧壺より飛び入りて死しけり。

萬福山永徳寺 同所あり。浄土宗あり。應永年中、北畠満雅の創立に係る。元々、慶徳山長福寺といひき。

長福寺殿從一位亞相公祐山常満大居士 永享十二年庚申七月廿五日

寂光院殿正三位亞相公祖不智大居士 天正四年十一月廿五日

智照大童子 徳松丸、三歳 心照大童子 亀松丸、當歳

安道院光山龍水大居士 芝山出羽守秀定

古墳 同所路の左側あり。傳へいふ。北畠具教の墳墓ありと、近時有志の輩、此の所に、北畠神社を設立せむと計畫せるよしあり。墳上、碑あり。碑を、四尺許の生石よて、面よて、左の如く彫きり。北畠所縁此物とも見えぬ。

寛永二年 月渡道雪禪定門

十二月

菅合 上三瀬の西南あり。元、下菅、河合の二村ありしを、近年合併せり。此の地、大臺原より流き来る大河と、阿曾大内山より出

づる野後川と落ち合へる
を以ちて、河合の稱あり。

泉瀑 宇泉あり。高さ、一丈八尺、潤さ、一尺二寸。

桐木瀑 宇風呂の谷あり。高さ、三丈、潤さ、三尺。
西瀑 宇

新田と管沖との間あり。一、不動、高さ、三丈六尺、潤さ、九尺。
木瀑 宇東前あり。高さ、七丈、潤さ、一丈餘。

大瀑 宇大瀧平あり。二層に下きり。上を、男瀧といふ。高さ、六丈、潤さ、六尺。

萩原村 本村も、大字下真手、上真手、本田、小切畑、江馬、天ヶ瀬、栗谷、管合の西にあり。元、繪馬と書けり。大河の北岸あり。

江馬 管合の西にあり。元、繪馬と書けり。大河の北岸あり。

繪馬 同所あり。天正年間、萩原隱岐守の掾りし所あり。

天ヶ瀬 江馬の西あり。宮川の上流あり。此の所、岩群立ち並びたれを、柴薪及木炭等の運送船も、是より上流へ通ぜずといへり。

栗谷 天ヶ瀬の乾に當れる山中にあり。

砦趾 同所、二箇所あり。一、唐櫃某、一、栗谷某の占據せし所ありといふ。

靈符山大陽寺 同所あり。禪曹洞宗あり。緑日に、參詣する者多し。

八幡瀑 茂原宇下瀧鼻に在り。三層下る。上を、高さ、四丈、中を、高さ、九尺、下を、高さ、七丈八尺、潤さ、共、四尺許あり。

天狗瀑 同所、古田あり。高さ、四丈八尺、潤さ、四尺、瀑の中央に、石ありて、二派と分れり。其の、熊内と流る、ものを、不動瀑といへり。

赤瀑 清瀧、宇東彦に在り。高さ、五丈一尺、潤さ、一丈二尺。

領内村 本村も、大字、明豆、御棟、小瀧、神瀧、瀧谷、大井、南村、唐櫃の總稱あり。多氣郡に屬せり。

明豆 天ヶ瀬の西にあり。

砦趾 同所あり。明豆新兵衛尉某の掾りし所あり。

御棟 明豆の西南にあり。往古、式年御造營の時、皇大神宮の御棟木を伐採せし所あるを以ちて、此の稱ありとぞ。

權上瀑 龍谷、宇地藏堂に在り。高さ、五十一丈、潤さ、一丈二尺。

三瀑 同所あり。屈曲して、三層に落ち。高さ、三十丈、潤さ、一丈二尺。

八知山瀑 瀧谷、宇八知山にあり。高さ、三丈三尺、潤さ、一丈二尺。

不動瀑 同所、宇雲母谷にあり。高さ、三丈六尺、潤さ、一丈二尺。

不動瀑 南村、宇タコラに在り。高さ、四丈八尺、潤さ、一丈。瀑の中央に、不動の像を安置せり。

不動瀑 同所字ハカセニ在り。高さ、四丈二尺、濶さ、八尺。

砦趾 唐櫃に在り。北畠國司の臣唐櫃某の占據せし所ありといふ。

大杉谷村 本村ハ、大字岩井、檜原、久豆、大杉の総稱あり。多氣郡ニ屬せり。

檜原 瀧谷の西南ニ在り。此の所より、春日峠を越えて、紀伊の長島に至る山路あり。

久豆 檜原の西南に在り。

口定明神 同所ニ坐せり。神名帳考證ニモ、此の社を以りて、式内萩原神社ニ充てたり。

涼石岩窟 同所水涯を距ること三町許ニ在り。深さ、四間、高さ、八間、濶さ、十間の岩屋あり。中ニ、石標あり。涼石岩屋禁殺生と題せり。又、其の側ニ、洞

三瀑 同所字大和谷ニ在り。三層ニ落つ。高さ、四十五丈、濶さ、五尺。

夫婦瀑 字大和谷、及杉澤谷より分れ出で、末よて合へるを以ちて、かく名づけたり。大和谷の方ニ、高さ、三十五丈、杉澤谷の方ニ、高さ、二十五丈、濶さ、各四尺許あり。

龍ヶ谷瀑 同所字小坂山に在り。高さ、三丈五尺、濶さ、四尺あり。

大杉 久豆の南ニ在り。數千年の星霜を経たる杉の大木在るを以て、かく名づけたり。

此の地ニ、多氣郡南西の極端ニ位せり。西ニ、大和の吉野郡大臺ヶ原の山嶽に連直し、東南ニ、紀伊の牟婁郡此峯嶺を攢合す。其れ最秀拔ある山を、不動山、西谷山、栗谷山、蔭畫文字山、地池山、池谷山、大熊山、春日峠、迷ヶ塚などやす。此の地、人跡殆絶えて、旦暮ニ聞くものは、唯、猿聲と水語やのみ。彼此巴蜀の十二峯も、かくやあらむと思ふをりなり。往年ニ、神宮式年御造營の料材を、此の谷よて伐採せしことありしものも、運搬ニ不便あるを以て、近世終に止みたり。今、道の枝折ニ、五鈴遺響を抄出して、左ハ掲ぐ。

五鈴遺響
瀧原宮ノ川上ヨリ、川ヲ涉リ、川合村、下管上管木屋。コレヨリ、川ヲ涉リ、赤瀧清水、本田木屋、小切畠、江馬ヨリ申位ニ、日天八

大杉谷靈木圖



六ノ五十

王子社。正面鳥居、次、拜殿。其ノ右、小祠、正面五社。コレヨリ、茂原
熊内、天鹿瀬、野尻ヨリ、三里、天瀬ヨリ、瀧屋へ、二里。瀧屋ヨリ、大
熊谷カマスリ。瀧屋ヨリ、一町許至リ、宮川水源大川ヲ、左ニ望
ミ、右ノ傍ニ、大瀧アリ。瀧ヶ谷ト云フ。里俗、セソヒノ瀧トモ云
フ。又、口定瀧トモ云フ。口定明神ヨリ、七町前ニアリ。瀧、南向ニ
落ツル高、七八尺許、濶、六七間、瀧坪、三間四方。六七尺、巨岩アリ。
此ノ邊ノ大河ニ、温石ヲ産ス。次、口定明神、大河ノ右傍ニ入り
テ、石階アリ。制札アリ。奥定明神モ同斷。本社、境内、堅被禁止、殺
生、訖違犯之輩有之者、可為曲事者也。享保八年九月日、奉行連
署アリ。口定明神社内、左、新殿本社、右ニ並ビ、古殿。正面鳥居。口
定明神ヨリ、奥定へ至ル、南位三里半。此ノ處ヨリ、奥定へ、谷川
ヲ経ルコト十五六箇所。此ノ處ヨリ、大和國吉野郡鹽ノ八村

へ、山路アリ。此ノ處ヲ、大和谷ト稱ス。口定ヨリ、大河ヲ、左ニ望
ミテ、水涯ヲ攀ギ上ルコト八町。又、左ニ、大河ヲ望ミ、右傍ハ谷
川アリ。父ヶ谷ト云フ。溪水ヲ涉リ、右傍ニ、中定明神坐ス。大川
岸ヨリ、半町許、山ニ登ル處、二社アリ。大杉ヨリ、八町、中定明神
正面鳥居、本社卯辰位向。左ノ傍ニ、高、一丈許、濶、一丈二三尺、巨
岩アリ。此ノ邊、大河へ望ミテ、大岩數箇アリ。各、大サ、五六間七
八間ナリ。川岸ニ臨ミ突出ス岩ヲ、俗、杖ツカズ岩ト云フ。又、駒
ノ足跡ト云フアリ。馬蹄ノ形、石面ニ隱起ス。里俗、奥御前休息
所ト云フ。此ノ所ヨリ、一町許至リ、大河ヲ涉リ、又、山ニ登リ、右
傍ニ、大川ヲ望ミ、聖岩、大川ノ南ノ岸ニアリ。其ノ次ニ、倉本谷、
精立谷等ヲ踰エテ、此ノ所ヨリ、奥定明神へ、一里。此ノ間ニ、檜
繩木屋、桑木谷。此ノ所、直道ハ、大杉ヨリ、紀州熊野へ踰エル道

ナリ。右ノ小徑ハ、奥定ニ至ルニ、谷ニ下リ、谷川ヲ涉リ、又、山ニ
上ルコト一町許。是、桑木谷ナリ。又、大川ヲ、南ニ涉リ、右ニ、大川
ヲ望ミ、大口谷ト云フ。川原、三四町許歷テ、鶯谷ニ至リ、右ニ望
ミテ、又、大川ヲ涉リ、川原ヲ登ルコト一町許。又、大川ヲ、南へ渡
リ、右ニ、大川ヲ望ミ、川原ヲ歷テ、又、大川ヲ渡リ、左ニ望ミ、又、谷
川ヲ涉ル、五六處アリ。此ヨリ、大ガヒト云フ。左傍ニ、炭燒道ア
リ。字ハアナギト云フ處、領主紀州侯炭役所ナリ。奥定ヨリ、二
里、又、桑ノ床ト云フ。右ノ河中ニ、大岩アリ。大貝谷ノ内ナリ。其
ノ次、奥定明神入口拜殿アリ。三間四方許。其ノ所ヨリ、川岸ニ
下リ、手水場ナリ。其ノ川ノ向ニ、大岩アリ。高、百間許ナリ。濶、二
町許。其ノ岸腹ニ、石窟アリ。辨才天ヲ祭ルト云フ。石ヲ切りテ、
祠ノ形アリ。手水河ヨリ、一町許、山ニ登リ、又、三町許、山ニ登リ

テ、鳥居、石階アリ。其ノ上ニ、制札アリ。口定社ト同案ノ文ナリ。

大杉 同所ニあり。田、四丈、高さ、八十五尋ある靈木

奥定明神 同所ニ坐せり。神名帳考證ニ

中定明神 同所ニ坐せり。奥定明

七竈瀑 同所字宮川ニ在リ。七層ニ飛下せり。高さ、通計、六十三丈四

光瀑 同所字遷宮木屋ニ在リ。高

不動瀑 同所字不動谷ニ在リ。高さ、三十五丈、濶さ、五尺。其ノ左傍ニ、一

千尋瀑 同所ニ在リ。大臺原群峯より落つる溪流、此ニ至

美濃瀑 同所字美濃谷ニ在リ。高さ、三

西瀑 同所ニ在リ。高さ、三

登飛瀑 同所字鰻谷ニ在リ。高

釜瀑 同所字父ヶ谷ニ在リ。高さ、

飛瀑 同所字堂藏谷ニ在リ。高さ、二十丈三尺、濶さ、五尺。舊、木材運搬

嘉茂助瀑 同所字西谷ニ在リ。高さ、十五丈、濶さ、六尺。龍壺深く

巴瀑 同所字西谷ニ在リ。高さ、十五丈、濶さ、六尺。龍壺深く

瀧原村 本村ニ、大字三瀧川、船木、野後、阿

三瀧川 曾の総稱あり。度會郡ニ属せり。

多岐原神社 同所渡口の上に坐せり。皇大神宮の攝社あり。そのか

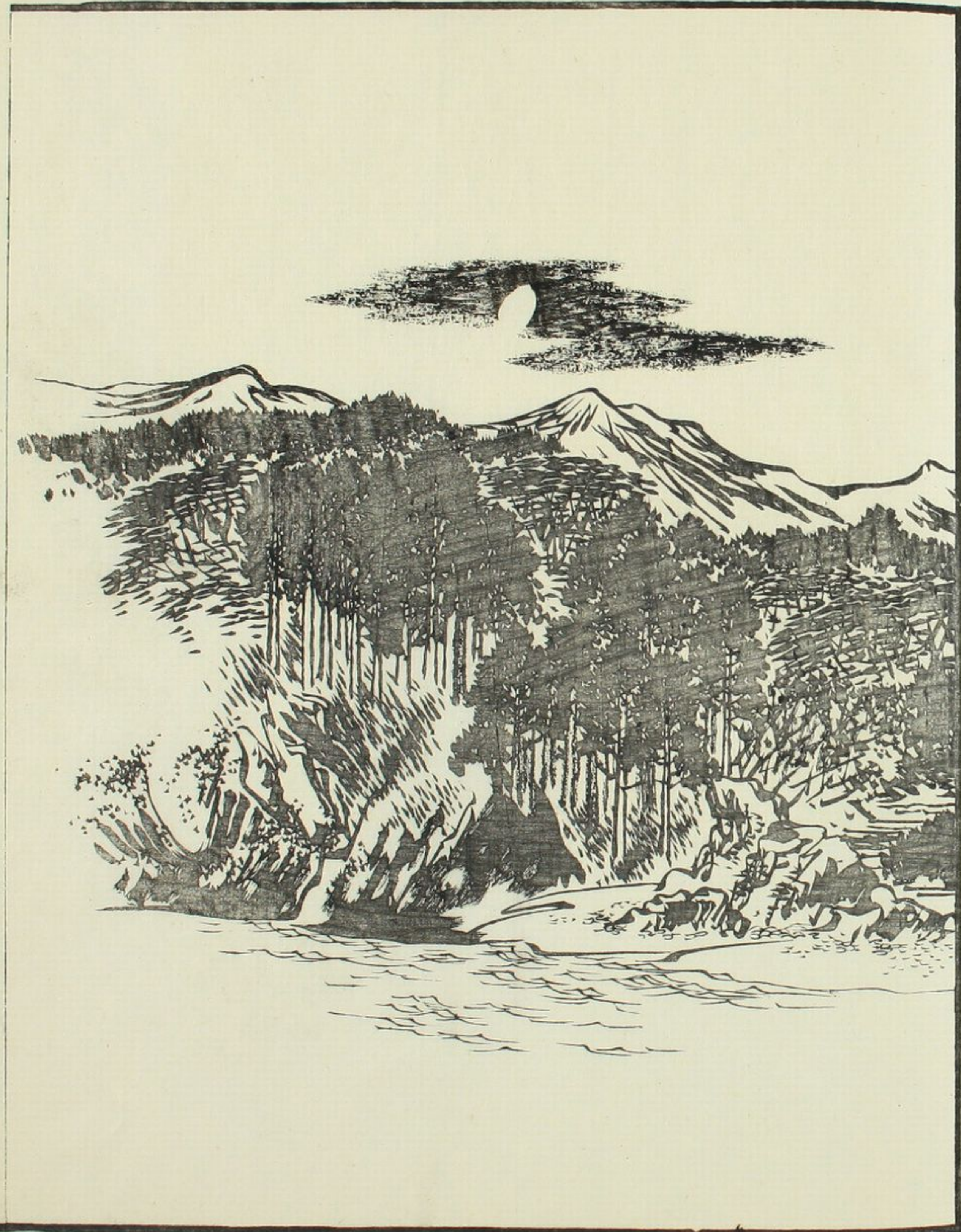
皇太神宮儀式帳

瀧原神社 一處、在三

稱、麻奈胡乃神、形石、坐、同内親王、

正殿 一區、長六尺、廣四

尺、高七尺、玉垣一重、四方各



舟木渡之圖



坐地三町、四至、東道南山、西北大川

延喜式 多伎原神社 同書齋宮式 多伎原社

神名秘書 多岐原社、麻奈古神、一名御瀨社、在三瀨村。

三瀨峠 同所より、野後より越ゆる山路あり。近年まで、熊野道者、西國巡禮、及紀伊牟婁郡より、魚荷を運搬する者、此の道を取

りたり。今、新道によりて、此の路を行くもの、甚稀あり。

船木 下三瀨の坤にあり。上三瀨は通ふ渡船場あり。熊野街道あり。舊ハ、多氣郡ありき。今、本郡に属せり。

倭姫命の乗り給へる御船損せしむを、木をもて修理せしめたま

ひき。よりて、舊を御船木村といひき。此の地より、上下數里の間層

峯重岩、屹然として對峙し、浩瀚たる長江、其の中を盤廻せり。或は

奔流、駛馬の如く、或は、蕩漾、靛藍を浮ぶ。礫硤、旣立せる所、水之

為に怒り、蹄ふ。躑躅花、藤花の候も、箇々の紅紫、翠楸の間、輝映

して、景色のむむたか。又、小舟を浮べて、急灘を降る、唐の李

白の詩に所謂、兩岸猿聲鳴不住、輕舟已過萬重山の想あり。

櫻鼻 船木と、野後との間にあり。傳へいふ。倭姫命の一行、此の所より上陸し給ひきと。

野後 熊野街道あり。里村、岩内の二區に分てり。坊間、山田區裁判所出張所、龍原村役場、郵便局、尋常小學校、祖靈殿等あり。

龍原宮 同所は鎮り坐せり。皇大神宮の別宮あり。宮域、六町餘あり。數十抱の老杉古檜、天日の影を障へ翳して、晴日も、なほ、雨雲

の去來することあり。實に、神仙の境と云ふべし。

同並宮 同域内は鎮り坐せり。皇大神宮の別宮あり。

倭姫命、三瀨川より真奈胡神の船に乗り給ひ、大川を泝り、船木を

経て、川合より、野後川に入り、此の所に上陸し給ひし時、美き宮地

なりと見そふとして、真奈胡神よ、何の國ぞと問をせ給ひし、大

河の瀧原の國と答へ奉りきと云ふは、即、此の所あり。茲は、皇女、宇

太之、大字、祢奈をして、荒草を刈り拂せせ、宮殿を建築せしめられ

たりき。この御殿ぞ、すれども、瀧原宮同並宮の起原なる。かくて、皇

女も此の地を、万世不換の大宮地とし給む御心なりしども、大御神也、此の地を、欲し給ふ地ふをあらす。他に、美き地を覓めて鎮り座さしめよと、御神教ありけしは、又此の地を出させ給ひて、遂に五十鈴宮に鎮り座しきとぞ。其の時、四年の間、此の宮に鎮り座しきより、遥宮として、別宮に列せられたり。

因ふ云ふ。瀧原の名稱も、此の野後川に落つる瀧、四十八箇所あり。其中、御調瀑、好瀑、吹瀑、長瀑、出谷瀑も、本川の岩間をたぎち落つる名あり。又、太一御瀑、小女瀑、隠瀑、大坂瀑、布引瀑、鉤子瀑、紅葉瀑、御裳裾瀑も、御手洗川に落ち、岩ヶ瀬瀑の邊にて、本川に合す。又、御葉押瀑、鏡瀑、谷合瀑、善口瀑、山見瀑、駒瀑、上田ヶ瀑、尾崎瀑、中山瀑、御影瀑、神船瀑も、宮域の南、岩内の東より出で、本川に入る。また、被瀑、杉瀑、船瀑、柳瀑、八王子瀑、烏瀑、落合瀑、清水瀑、潛瀑、神

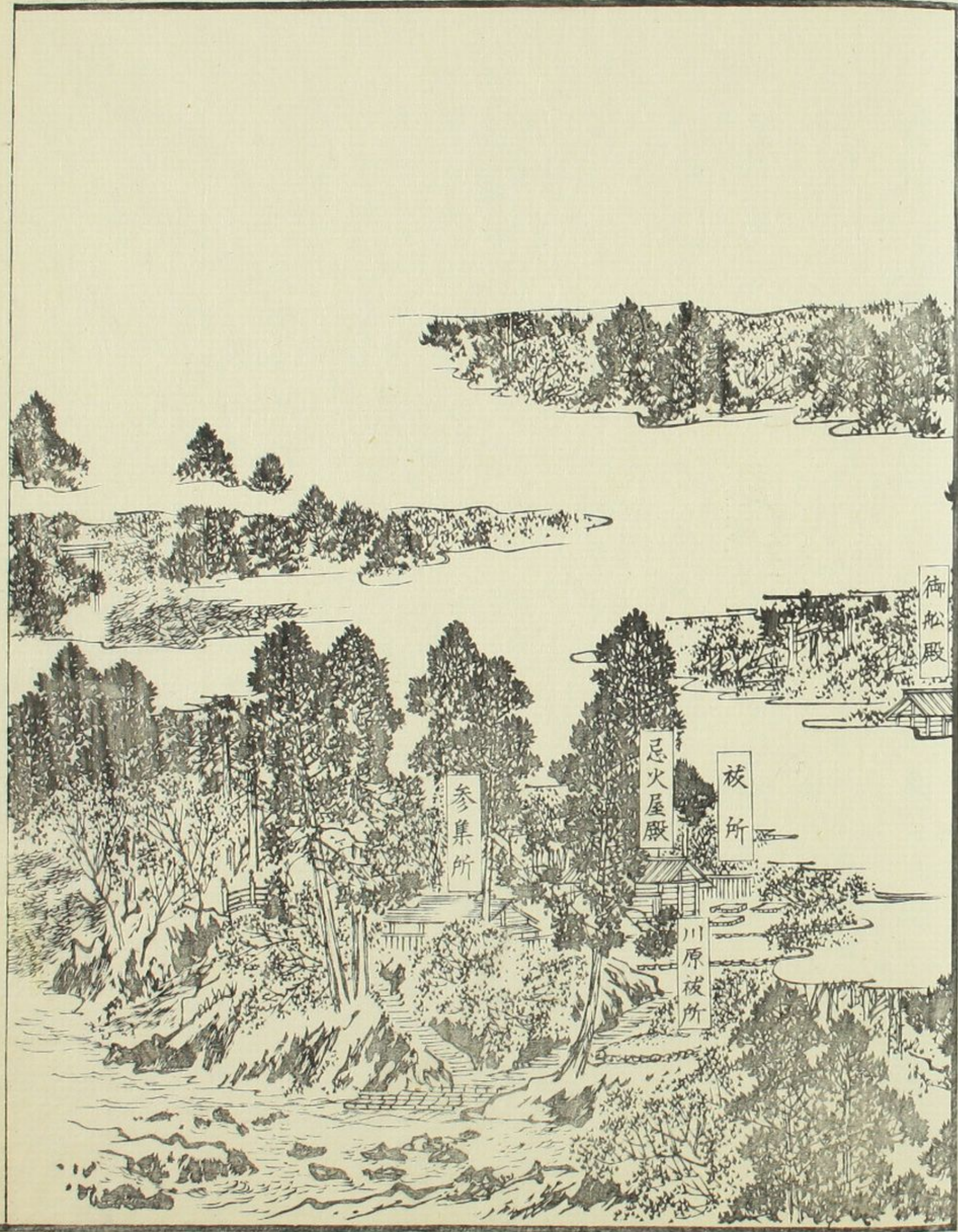
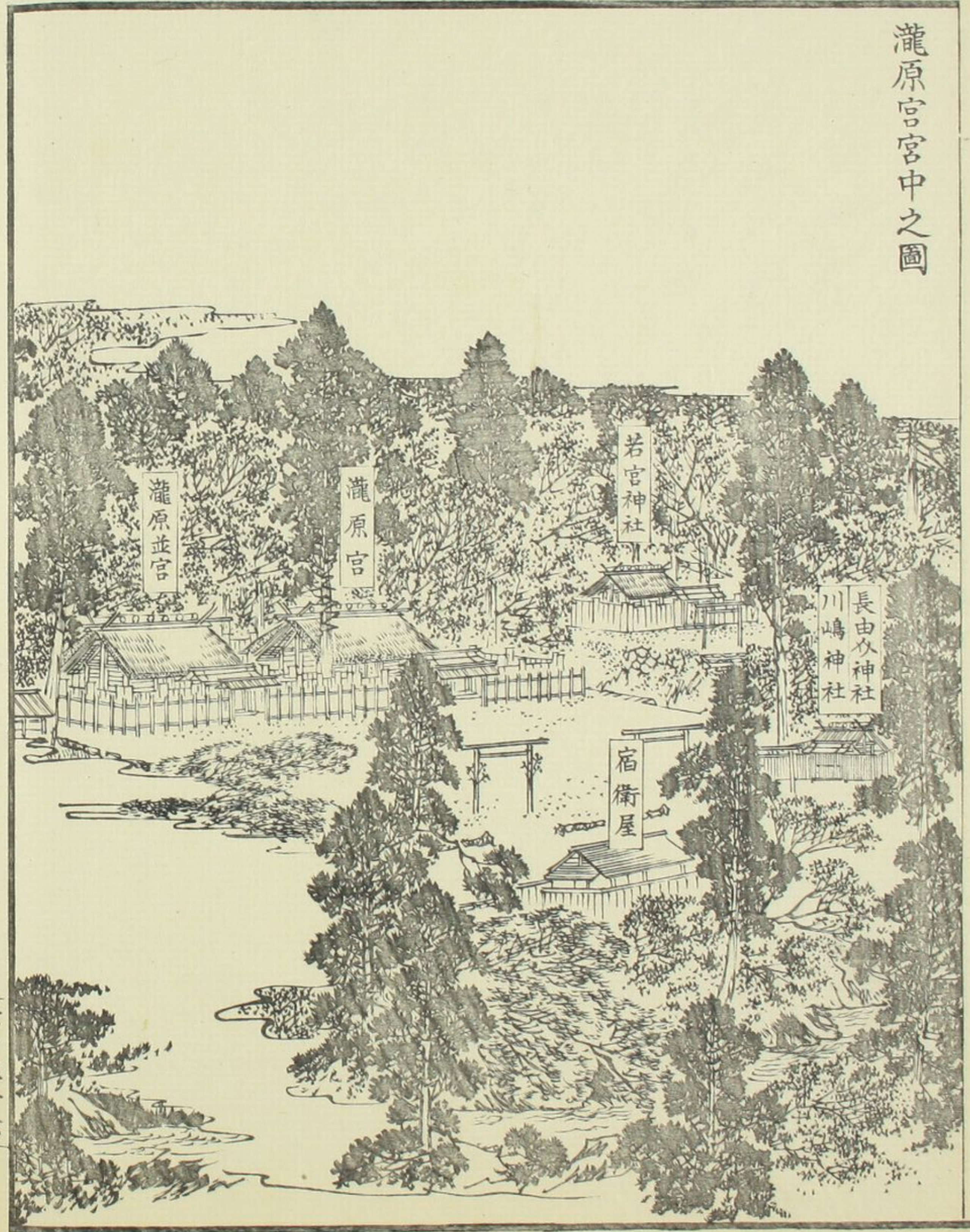
樂瀑、御休瀑、下馬瀑、耀瀑、岩船瀑、二瀑、上瀑、下瀑も、宮域の北里村の東山より出で、本川に落つ。又、注連附瀑、御供瀑、向瀑、櫻瀑、二瀑、三瀑も、大ヶ所、菅合より出で、本川に入る。此等の瀑は間々ある郊原あるを以ちて、かく稱せしなるべし。

太神宮本記
從其處、幸行美地、余到給、奴真奈胡神、余國名何問給、文、白、久、大河之瀧原之國止、白支、其處乎、宇太之大宇禰奈乎、爲天荒草、令前掃天宮、造令坐支、此地波、皇大神之欲給地、余不有止

皇太神宮儀式帳
瀧原宮一院、伊勢志摩兩國堺、大山中、在

稱、天照太神、遙宮、御形鏡坐
正殿一區、長一丈五尺、廣一丈一尺、高八尺、御船殿一字、長一丈五尺、廣四尺、高六尺、御床一具、長八尺、廣四尺、厚一寸半、瑞垣一重、長四丈、高一丈、御門一間、長八尺、高一丈

瀧原宮宮中之圖



一、玉垣一重、長廻廿丈、高九尺、御倉一字、長一丈一尺、廣九尺、高八尺、

正殿一區、長一丈五尺、廣一丈一尺、高八尺、御床一具、長八尺、廣四尺、厚一寸半、瑞垣一重、長廻十二丈、高八尺、玉垣一重、長廻廿丈、高九尺、

龍原宮一座、延喜式太神、遙宮、在伊勢、與志摩境、山、去太神宮、西九十里、

瀧原並宮一座、建久年中行事瀧原宮祭條太神、遙宮、在瀧原、宮、地、

度會乃河上乃瀧原村乃下津石根仁、オホミヤハシラ太宮柱、下シキタ太敷立、テ、タカマ天、高天

原仁、ハラニ千木高知、チギ、タカシリ天皇御麻命乃稱辭、タマハ、ゴトヲヘ、マツル留掛、ルカモ、セコ畏支、タキ、ハラ、スメ、ホ瀧原皇太

神、カミ畧、下

瀧原並宮、兩所、軒ヲナラベテ、阿曾ノ御杣ト申ス。豐受大神宮ノ

御杣山ニ御座アリ。太神宮ノ西ヲ去レル事九十里ナリ。天照太

神、昔、大和國笠縫ノ村ヨリ、伊賀國へ遷ラセ給ヒテ、伊勢國へ入

ラセ給ヒシ始、此ノ宮ニ、遙ニ御座有リシカバ、摩奈胡神所ヲ去

リテ奉リキ。今ノ並宮ニオハシマスナリ。

夫木抄 白糸の絶えず落ちたる瀧の原跡たよめて幾世へぬらむ 荒木田延孝

同 瀧の原ならびの宮は神たり猶末づく奥つあらなみ 為家

同 浪と見る花のさづ枝のいそまら瀧の宮も春よむらむ 西行

同 瀧の原散りて乱る花みさむぬひにけぬ錦あけり 經信

圓位上人、十二卷歌合の瀧
原下巻書き遣まるとて、

拾玉集 志涼きハ絶えば水さきの浅くもえぬあそれかけなむ 大納言實家

神祇百首 瀧の宮の道さまげふなりぬらむ浪と見るまでさける卯の花 元長

河島神社 かてしまのまの社地、詳ならず。今、長由介神社の殿内、合祀せり。瀧原宮の所攝あり。

若宮神社 わかのみやの瀧原宮の域内、東の方、坐せり。同宮の所攝なり。

長由介神社 ながゆけの同域内、巽の方に坐せり。同宮の所攝あり。

建久年中行事六月廿三日瀧原宮祭條

其後神拜、先瀧原、次並宮、次河島、次長由介、次天若宮、其後下向、

元祿勘文

若宮、在瀧原宮、長由介神社、在瀧原宮、河島神社、在瀧原宮、地内、東、御倉、忌火屋殿、參集所、御橋、手水場、共、同域、在、

宿衛屋、御倉、忌火屋殿、參集所、御橋、手水場

岩瀧神社、同所字天野、坐せり。郷社也。國狹、槌尊を祀れりといふ。

頓登橋、同所字頓登、五、十、川、架せり。舊、擬寶珠を付けたりし橋、よて、瀧原宮の神橋と稱せし由。

石籠橋、同所字金徳坂、石、籠川、架せり。

神生山瀧原院、同所の南、荒堀山、あり。禪曹洞宗あり。

鑛泉、同所字裏道、大内山川の岸、あり。明治十一年七月發見せり。内務省衛生局の分拆表左の如し。

泉質、炭酸泉、本泉中含有スル所ノ各成分、及其ノ量、左ノ如シ。

遊離炭酸

多量

硅酸、稍多量

格魯兒、多量

硫酸、痕跡

麻屈涅失亞、最多量

加爾基、最多量

礬土、痕跡

加里、著明

那篤倫、多量

固形分合計四六四瓦

溫度五十七度、内服、外用、共ニ、諸般ノ加答兒症ニ適ス。主

ナルモノヲ舉グレバ、

氣管支可答兒、喉頭加多爾、腸胃加答爾

膀胱加答爾

子宮加答爾

砂淋

石淋

不姓

膽石症

便秘

惡心

胃瘕

ヘステリー

貧血

消化不良

等ニ効用アリ

長者野

同所より、阿曾に至る街道あり。地勢平坦にして、雜草茂生せり。東西四百十間、南北二百六十一間、面積五万八千五百坪あり。民有

金塚

長者野、二箇並びてあり。土俗、金の雜を埋めたる所ありといへり。近年、此の塚を掘りしに、白石夥多出でたりとぞ。是、恐らくも、瀧原二宮此

御調瀑

一に、大瀑といふ。長者野の北に在り。高さ一丈、潤さ、五尺あり。此の所よ、毎年六月一日、村民、年魚を捕りて、瀧原宮に供ふ。また、早天に、雨を祈る、必、靈感ありと云ふ。内宮儀式解に

河島社、いづこふや。定かみ知りかたし。瀧原宮地、中世の圖を見れば、瀧原宮御前の南の邊、河島社と記せれど、いかかるや。按ずるに、瀧原山の南とおぼゆる所、岩内村を過ぎて、御瀧あり。

水勢きびしく、世に珍しき瀧川あり。かの里人も恐れて、不淨のものも、此の邊に至らず。この瀧は、神坐すよふまは、河島社と、これからむと記したる

阿曾

野後の南に在り。瀧部新田、藤ヶ野新田、銀治ヶ瀨新田の属邑あり。熊野街道あり。

城趾

同所あり。大内山但馬守の占據せし所あり。

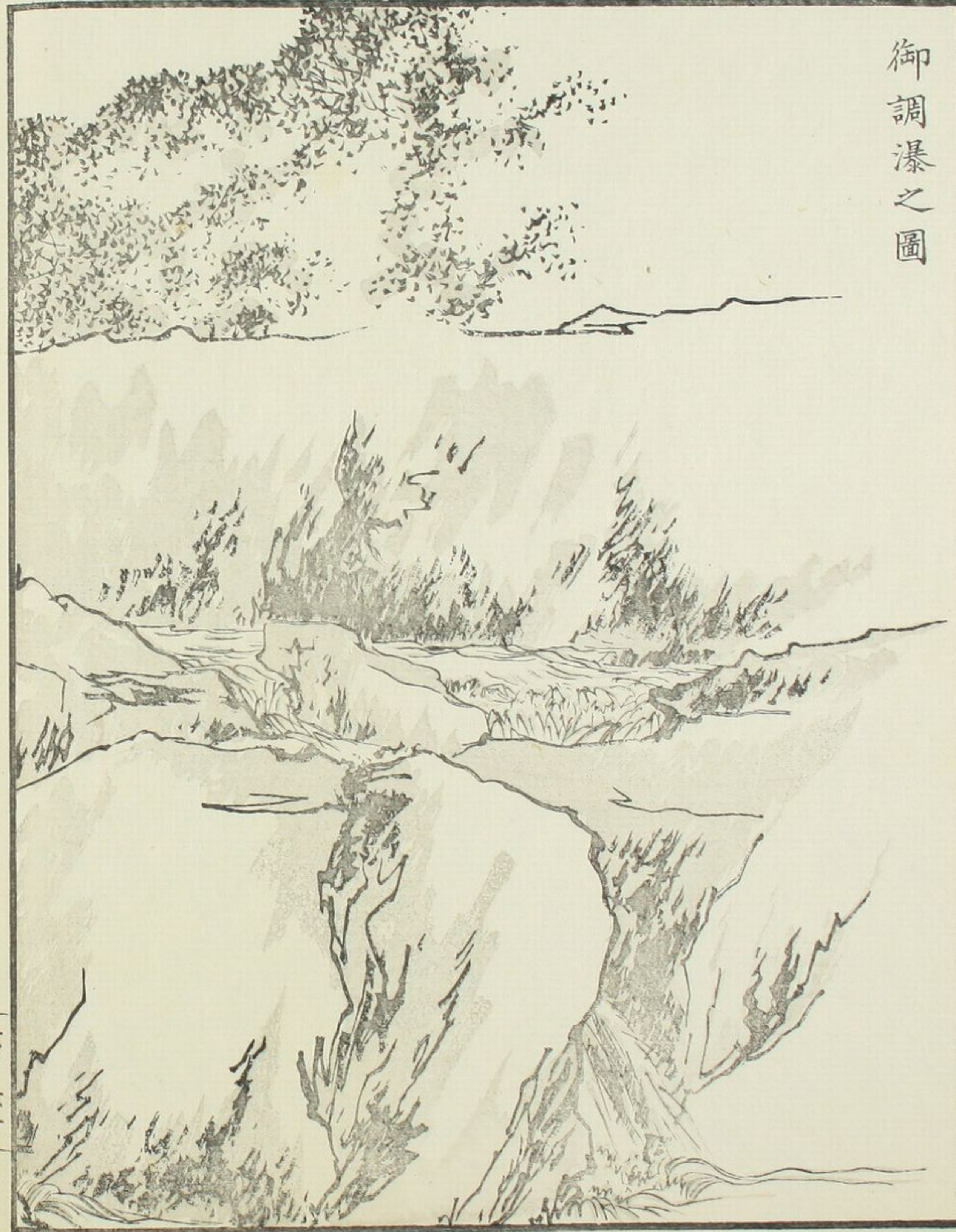
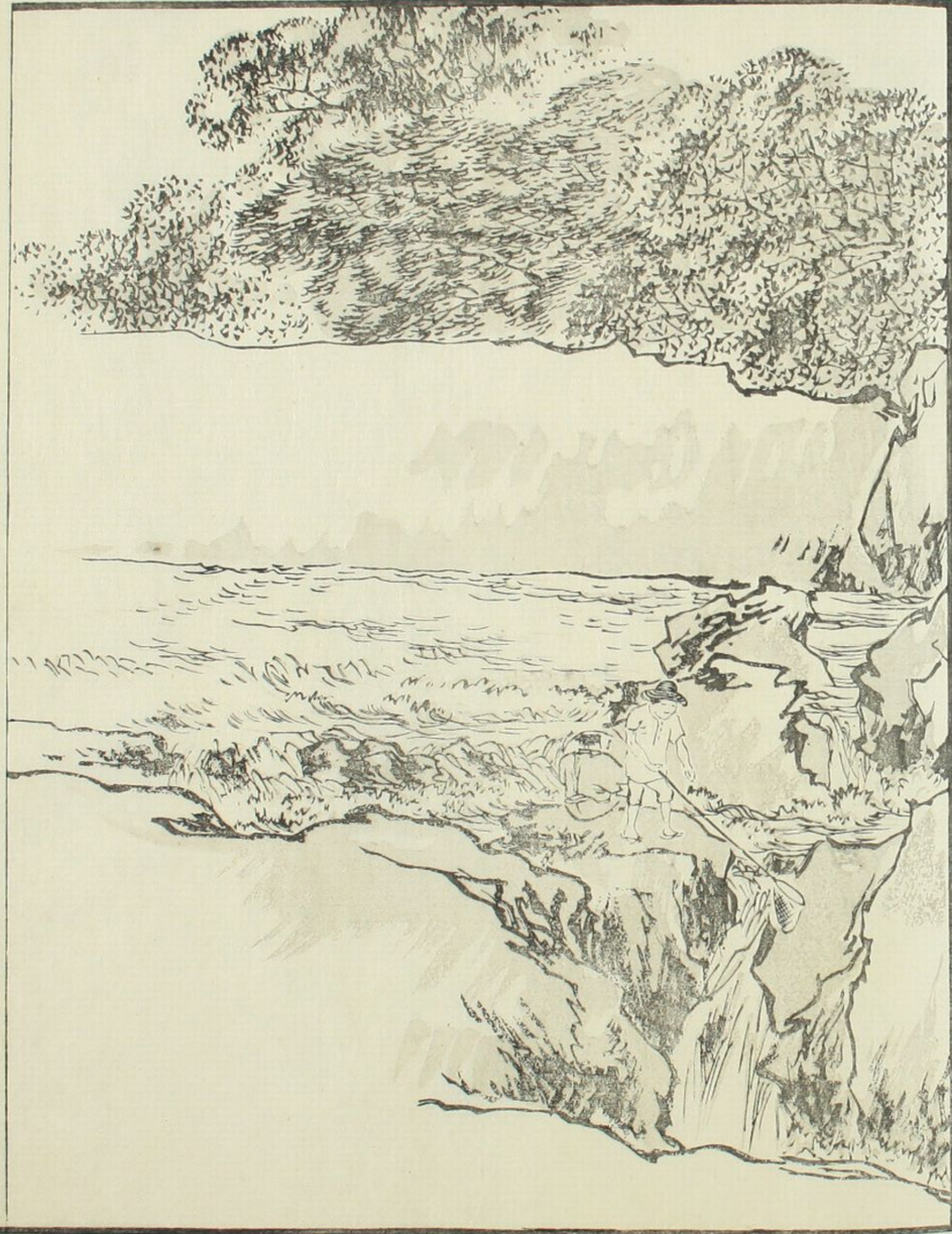
阿曾鑛泉

同所字片山にあり。熊野街道に属せり。旅館、數軒立ち並べ、浴室、速近より來集せし、舊竅壅塞して、明治十年十月、今の所より發見したりとぞ。内務省衛生局の分析、左の如し。

泉質、炭酸泉、無色透明無臭ニシテ、刺戟性ノ鹽味アリ。其ノ反應ハ、弱酸性ニシテ、煮沸スレバ、著ク、亞兒加里性ヲ呈ス。含有スル所ノ

各成分、及其ノ量、左ノ如シ。

- 格魯兒那篤留母 最多量
- 重碳酸那篤留母 最多量



御調瀑之圖

重碳酸加兒叟母

最多量

重碳酸亞酸化鉄

多量

硫酸鹽

極僅微

麻屈涅夫亞鹽

著明

温度七十四度、比重八、攝氏五度ノ温ニ於イテ、一〇〇七
五ニ居ル。

鹽宮

同所鑛泉井の傍ニ坐せり。社地ニ古樹の叢生シたる岡阜あり。此の地、重碳酸の爲ニ凝結せる木葉堆積して、自然、岩石ニ

化せ

大内山川

同所の南を流る、川あり。此の川、源を、同郡大内山の山

小河橋

北より野後川とあり、船木よて、大川に

柏崎村

本村ニ、大字柏野、崎村を以ち

柏野

阿曾の南一里にあり。注連小路木屋新田、注連

崎村

木屋新田三合野新田、崎古和河内新田、錦木屋新田、横谷新田

崎城趾

同所ニあり。山崎武部

大内山村

米ヶ谷峠を越ゆるときは、紀伊の二郷村、及長島浦ニ出

潮井

同所米ヶ谷の山上ニあり。食塩を製造せり。其の辺傍ニ、地藏

大内山城趾

同所ニあり。大内山但馬守某の據り

一之瀬村

本村ニ、大字川上、脇出、市場、和井野、小萩、柳村の総

神風抄

一之瀬、御菌

帝釋氏所藏文書

伊勢太神宮領一之瀬、御菌郷内之事、

東八限、奈井瀬、横峰

四至

西ハ高山神之久岐之佐、ハタ、

南ハ限志摩根、

北ハ限峯東ハハカラス山、

北ハシラタキマデタニラカギルナリ。
カゲ山ノウサキラ、カギルニ。ホリキリマ
デ、ヒカウクロイシマデ、

貞治二年八月廿八日

六郷之老若江

吉野日記

建武四年四月五日、尊氏、細川和氏をして、公家領を賤す。尊
澄親王、勢州一の瀬山の奥よて咏ず。

深山をを獨な出でそほとぎに我も都の人ハ待つらむ

一之瀬御所舊趾

今、詳からず。田丸中務少輔具直の息男具良の住
居せし所を、一之瀬御所といひきとぞ。脇出村帝

釋氏の家、北畠信雄の
書翰を藏せり。左よ掲ぐ。

帝釋氏所藏文書

濃州之儀、兼て可討果處、種々令訖言候間、先赦免之事、今
度働様子、玄蕃の迄、一書よ遣候間、可遂披覽候、萬方属存分
候間、於時宜ハ、可心易候、然上、廿五日到清須、令歸城候、諸卒無
異事、就中其國之一揆等、端々可蜂起候、由候、無是非事共候、實
正其、分は候へむ、此方之人數、幸明隙よて在之事候間、一左右次
第可差越候、何處も申談可成、敗事簡要候、恐々謹言、

十二月廿六日

信雄 花押

一、瀬殿

田丸中務少輔殿

川上

野後の東五里に在り。一之瀬川の
源流あるを以ちて、此の稱あり。

處女岩

同所の山腹に在り。下より見上げれば、百丈許の懸崖あり。
南の山より、其の岩の上面は登れば、二百疊も敷らるべき

廣さあり。平坦なること、砥の
如し。實に、奇石といふべし。

信雄書簡節畧 帝釋氏所藏

今數年所信の事

在りて一五七

以事乃三石御所

年一十後に御所

六ノ六十三

當りて一五七

十二年春 信雄

一五七

甲子年春の御所

倭姫命野後より重疊の山嶽を経て、此の所へ出でさせ給ひし時、大御神を暫、此の岩に上り座さしめ奉り給ひきやぞ。今も猶山坂五里ふして、中程に藤小屋といへる樵蕪の假家あるのみ。まして千歳の昔もいふありけむ。然るも皇女此がける嶮路をも厭せ給はで徒行志給ひしを思へむ、かゝるに思もつこくなむ。

因ふ云ふ。此の村に玉串某と呼ぶ者あり。傳へ云ふ。皇女御巡行の際、此の者に祖先玉串を進りし段以ちて、かゝる姓を賜りたりと、今其の家を尋ねしに、果して同村六番屋敷に住みて、戸主を玉串岩松といへり。

南中 みきなり 川上の東にあり。此の村より南、能見山を越えて、南島道方に出づる道あり。
鸚鵡石 あうむせき 同所の西南十町許、字井口谷にあり。

此の石、高さ十丈餘、濶さ二十丈餘ありて、屏障の如く立てり。其の右、百餘歩、一巖あり。其の所にて、聲を發せしむ、巨岩の之に應ずること、恰人の假聲するに異ならず。享保十五年、伊藤東涯、此の地へ遊び、詩文を作さり。後、東原氏の擧を得て、靈元上皇の叡覽に供せしむ、上皇、畫師山本宗仙に勅して、之を六曲に屏風に畫め給ひき。よりて、其の名、遠近に傳播せらるに至れり。
勢遊志
行二里許而至中村、山川紛糾、有所謂、鸚鵡石、類然乎山之半腹、路迂而窄、攀躋扶曳、且望且行者、三四町、至其下而觀焉、高十餘丈、濶二十丈許、西北面、灌莽被其根、無復喬木、其右相距百餘歩、有巖、其上可坐數人、同行輩據焉、而言、或歌、或打腰鼓、兩石之間、有稍平處、罷能而坐、聽則石即應之、或爲人言、或歌、或打腰鼓、輕重舒疾、一無所差、如隔幔而言、其

聲在左角、意屋中受物、猶鑑之寫影也、唯笛不應、豈律不協乎、前時草木深阻、人未之知也、四五十年來、斧斤濯、山人始聞而異之、懼而走、後徂聞、遂為名石、春秋時、有石言于晉之魏榆、其殆是乎、唐鄭常洽聞記、南嶽岫嵯峰有響石、呼喚則應、如人共語而不可解也、南州南河縣東南三十里、丹溪有響石、高三丈五尺、濶二丈、狀如卧獸、人呼之、應、笑亦應之、塊然獨處、亦號曰獨石、及東坡記石鐘山、亦類此、造物之妙、真不可測也、

山腹有奇石、雄峙、彼峻嶒、推挽賴壯夫、壺觴偕親朋、搜訪行數里、躡雲、鼎負登、踞岩人偶語、石中笑語興、有時擊腰鼓、石中鼓聲、蓋谷神長不死、天籟自相應、昔聞魏榆石、豈是有物憑、萬象孰司宰、其故庸詎徵、

宮川の上ふる一瀬村を、度會郡の中あり。村西の山腹に、奇巖有り。昔、知る人なかりしに、三十年計前、村人等、樵の為に、此の巖に往きて、同行の者と言語せし、空中に、聲ありて、其れ談話に應むること、高低清濁委曲かり。山鬼の所為なりと思ひて、皆畏きて走り還る。其の後、膽氣有る者、屢行きて試むるに、此の巖中に應むるなることを、明み探り得て、其の畏も止みて、近隣より來り觀て、物云ふ岩と稱したるを、次第に、人の知りて、京都より此參宮人等も、此を尋ぬるやうに成りたり。誰人の跡けたるみや。十四五年來、之を、鸚鵡石と呼びて、上を、法皇此圖を取り給ひ、下を、竹田出雲の巧み入りてより、其れ名、大に成りたり。享保十七年、東涯先生も、此に來り觀て、大に之を嘆いて、外國の書に就きて、閱るに、南嶽岫嵯峯不在

る響石、南河縣に在る獨石といふもの、全此に同トかるべしと云へり。

脇出 川上の東に在り。南中より、一之瀬谷を下る順路あり。

勢遊志

十七日、發駒野、過小萩、至脇出村、店中遇童子、問其名、居則

帝釋氏也、言念五經、且記先人之名、亦可奇也、齋藤紙、巧詩、

因題云

因到深山幽谷、陸偶然逢著讀書兒、欲尋奇石不分路、燕

尾羊腸報我知

脇出岩趾 村の中央に在り。脇出殿屋敷と稱せり。北畠國司の臣向井將監某の占據せし所あり。

和井野 脇出の東に在り。舊記より、和比野と記せり。此の村の東、神坂嶺を越えて、齋田へ通ふ道あり。

倭姫命、一之瀬谷小至り給ひしに、廣漠たる原野ありけむむ、皇女思ほしめさく、此の所を美き官地あり。されども、大御神の御

幽慮よを愜はざる。また、他ふ、美き地もやあるや、御心よ覓めわびさせ給ひき。よりて、此の野を、和比野と號けたりとぞ。野後

此の和比野は出でさせ給ひし御道筋に、二様の説あり。一を、野後より、五里の山路を経て、直に、一之瀬谷に出づる道ありといひ、一を、野後より阿曾柏村を経て、村山、神崎小出で、夫よ、河内、東宮、賀、慥柄を過ぎ、道方より北、野見坂を越えて、此の谷に入る道ありといへり。今、實地、後説の道途を跋涉せしむ、迂回あるのみならず、風濤の烈しき南島北海岸を、宮地を覓め給ふべき所とも思えれず。因りて、南溪の著せる伊勢鸚鵡石の記、及土俗の古傳説を據りて、前説を採れり。

太神宮本記

其時大河自南道、宮處覓、尔幸行、尔美野、尔到、給天宮處覓

佗賜、其處乎、和比野止号支

御山 同所あり。小き岡おれど、古樹生ひ繁れり。土俗の口碑に、倭姫命巡行し給ひし時、大御神を坐せ奉りし所ありといへり。

今、此の前を尊敬して、葬儀の通行を禁ずる由、又、傍に、池社と稱する森あり。一村の祭事を行ふは、先、此の所を拜し、後、祭場よと赴くとぞ。

一之瀬川 本村川上より流れ出で、無數の細流を集め、小川郷村を貫き、川口まで、宮川と合す。約長、五里あり。此の川は、栖む

年魚を、河上太郎と稱す。頗美味なりと云ふ。

柳村 脇出の北にあり。同所、怒仁公の御茶

小川郷村 本村を、大字駒ヶ野、小川、火打石、日向栗原、五ヶ

駒ヶ野 柳村の北にあり。内城田村、棚橋、宇治山田町、中島へ

小川 駒ヶ野の北にあり。柑子、垣

神鳳抄 生鮎、御菌、小河、柑子御菌、三斗、六月

川口 小川の東北に在り。一之瀬川の宮川

沼木村 本村を、大字圓座、神菌、上野、横輪、上村、下村、

神菌 川口の東北に在り。宮川に沿

神鳳抄 上菌、御菌

圓座 上野の西に在り。横輪川の南岸あり。神鳳抄云、衣佐、御菌とあ

古、圓座、神菌の地を、津不良と稱した

上野 神菌の東に在り。

神鳳抄 上野、御菌

横輪 上野の南に在り。此の谷の総名を、一字郷と稱せり。同所より

龍ヶ嶺を越えて、南島五ヶ所に出づるを、切原越といひ、菖蒲よ

横輪川 水源を、床ノ木の山間より流れ出で、此の所にて、迂

飛瀑 同所、字飛瀧山に在り。高さ、五

宮本村 本村を、大字勢田、旭村、藤里、前山、大倉、佐

津村 上野の西北に在り。宮川の東岸

園相神社 同所、坐せり。皇大

倭姫命、一之瀬谷より出でさせ給ひ、久具村を経て、此の邊に至

り給ひ、時、園作の神参りあひて、御園の地を奉れり。今の神園

の地よりて、此の社を定めさせ給へりとぞ。

因よ云ふ。日本書紀允恭天皇の巻ふ能作園乎汝者也とあり。此の園作神も園地を經營せられしによりて、かく稱へたるなるべし。

太神宮本記

從其處幸行命、園作神參相天、御園地進支、其處余悅給互

園相社定給支

皇太神宮儀式帳

園相神社一處、

稱大水上、兒曾奈比古命、形石坐、同内親王定祝

正殿一區、長九尺、廣七尺五寸、高四尺六寸、玉垣一重、長八丈、坐地十町四至

東川、南西、大山、北、公田

延喜式太神宮所攝廿四座 社記

園相社、在沼木、鄉積良村、前社

神名祕書

園社、大水上、兒前社、在沼木、鄉積良村

目互野、津村に在り、土俗、メンド野といへり。

圓山、津村と佐八との間に在り、小丸き山あり。巔小松樹あり、土俗、神蹟と稱して尊敬せり。

倭姫命、津村の東の方なる小野をみそなをりて愛で給ひ、あむ此の野を、目氏野と號け、また丸き小山ありけむ、其の所をつぶらや號けさせ給ひきとぞ。今なを現存せり。

太神宮本記

從其處幸行命、美小野有支、倭比賣命、目互給天、即其處乎

目互野、止号支、又其處余圓、有小山、支其處乎、都不良止

号支

佐八、津村の東北に在り、舊澤道と書けり。澤道小野の故事も、第二卷に出せり。

御船向田國、同所あり、其の地詳ならず、或ハ云ふ、向小田といへる所ならむと、

倭姫命、津布良の目互野より、此の所に至らせ給ひ、時、大若子命、御船を浮へ、御迎ふ恭りにき。時に、皇女四年此間、瀧原の宮に御駐在せさを給ひ、また、一の瀬にあたりを巡行して、宮所を覓

めさせ給ひ、遂に覓め託ひて、官川の東岸をたどらせ給ひ、節
なれむ先大若子命に、吉き宮地ありやと問らせ給ひき。あゝに、
大若子命、伊須くの河上小、吉き宮地ある由を奏上せり。皇女悦
むせ給ひて、此の所此名を問らせ給ひ、あむ、大若子命、言壽ぎ
奉りて、御船向田國と申すよ、答へ奉り、趣古傳に見えたり。
往くさよは、相鹿瀬よて、御船を乗り捨て給ひ、返るさにも、此の
わたりよ、御船に召させ給ひて、官川を下り給ひなり。

太神宮本記

其時、大若子命、從大河、御船乎率、御向、參相支、于時、倭比
賣命、大悦給天、大若子、介問給久、吉宮處在哉、白久、佐古久
志呂宇遲之、伊須く、乃河上、介、吉御宮處在止、白支、亦悦給
天、問給久、此國名何、白久、御船向田國、止、白支、其處、
乘給、幸行支、

前山 津村の東北に在り。第二
卷、豊宮崎の次不出せり。

穂原村 本村、大字、押淵、始神、齋田、伊勢路、内瀬の総稱
あり。舊、志摩國なりき。今、度會郡に屬せり。

始神 一之瀬村南中の東に在り。此の所より、齋田、伊勢路、内瀬、五箇
所、神津佐等を經て、志摩國、荅志郡、迫間に出で、皇大神宮、別宮
伊雜宮に參詣
する便道あり。

若宮八幡宮 同所、字垣外
に坐せり。

押淵 始神の南の山間に在り。舊記に、葦淵と書けり。いにしへ、伊勢
國より、志摩の國府に至り、官道あり。神宮、神堺の標木、元々、
尾垂に在り、を、淳仁天皇の天平寶字三年
に、此の所に移し、由、續日本紀に見えたり。
續日本紀、天平寶字三年十月條

限、伊勢大神宮之界、樹標已畢、而伊勢志摩兩國相爭、於是
遷、尾垂、刻於葦淵、

神鳳抄

押淵御齒

齋田

始神の東に在り。一之瀬村和比野より、
此の所に至る路あり。神坂峠といふ。

大歳社 おほとしのやしろ 同所より内瀬に至る道の右に坐せり。城内、古木叢生して風致を存せり。或云ふ。長徳檢録に載する鵜倉神戸大歳

社を、此の社からむと、

長徳檢録 鵜倉神戸大歳社

八柱神社 やばしらのかしら 同所字御堂谷に坐せり。

伊勢路 いせぢ 齋田の東南に在り。此の地、舊八志摩國に属したりき。

八柱神社 やばしらのかしら 同所よ

津島神社 つしまのじん 同所よ

總原村元標 はらむらのげんべう

度會郡役所 七里五町 三重縣廳 十七里十町

豐橋衛戍 五十三里三町 第三師團 三十八里三三町

宇治山田警察署 七里四町 山田區裁判所 七里三町

内瀬 ないせ 伊勢路の東に在り。海灣に面せり。舊記に、奈井瀬、又、鳴瀬とも書けり。此の地より、齋田、大江等の村あり。鵜倉神戸の遺蹟あり

て、近年まで、御贄及風日祈祭の御料などを調進する恒例ありき。

神風抄 鳴瀬御菌

建久年中行事 四月十四日、件、御笠御蓑、菅、自内瀬、兼日、備進、

永仁五年假殿遷宮記裏書 二所太神宮神主、

注進可早、經次第、上奏、且、任承久、院宣、且、依覺能律師、契狀、進退、當寺領塩濱内瀬、黒坂、被勤仕神役寺役、釋尊寺、別當法眼和尚位隆俊、訴申、或為甲乙人等、稱買得、不從、所堪、或為靜真阿闍梨、居籠、覺能律師、改質券文、責取、讓狀、以太神宮、御領内瀬、御園、寄附、十禪師社、申下座主、宮、令旨、放入、數多、使等、擬闕、如嚴重供祭、上分、違例不信事、

副進

本解、在、具書等

右得、彼、隆俊、今日、日、解狀、備、子細載、狀中、也、如其、狀、者、訴、申、之、首、非、無、其、謂、歟、然、則、早、經、次第、上、奏、任、證、文、道、理、被、裁、下、矣、仍、注、進、如、件、

建長四年七月七日 大内人正六位上荒木田神主光永

皇太神宮

禰宜正四位上荒木田神主延季 ○以下神主九員の連署ハ之を畧す

大内人正六位上度會神主國行

豐受太神宮

禰宜正四位上度會神主行能 ○以下神主九員の連署ハ之を畧す

村島神社 ○右注進狀ニ添へる祭主、宮司の解文あれども、煩一けれど、之を省く。同所の東南、海岸を距ること百七十間許は、一小島あり。高濱島といふ。其の地は坐せり。土俗、朝比奈三郎の塚と

稱せり。古樹蟠屈して、墳墓を擁す。傍に、鳥居小祠を建てたり。

神鳳抄 志摩、國村島

瀧神社 同所字大坪 小坐せり。

南海村 本村を、大字迫間浦、相賀浦、礫浦の總稱あり。舊志摩國ありき。今ハ、度會郡に屬せり。

迫間 内瀬の南にあり。海岸、深さ、七八尋あり。船舶の碇泊し、便あり。土俗、字フクラといふ。五鈴遺響、志摩國古圖考等に、此の地を、

迫御厨と充てたり。誤あり。

礫 迫間の東南にあり。舊記に、佐々良と何也。

神鳳抄 佐々良御厨 公文筆海抄 佐々良島刀禰 建久年中行事 佐々良

相賀 礫の西南にあり。舊記に、相可と書けり。此の海灣は、暗礁、三ヶ所あり。

神鳳抄 相可御厨 建久年中行事 相可

中島村 本村を、大字道方竈、大江、道行竈、阿曾、大方竈の總稱あり。舊志摩國ありき。今ハ、度會郡に屬せり。

大江 相賀の西北に在り。舊記に、大屋島とあり。

神鳳抄
大屋島

道方 大江の西北に在り。此の所より北、能見山を越えて、一之瀬谷
は通ふ路あり。南島の漁民、魚藻を、宇治山田市街に運搬する
は、皆此の道を取れり。因に云ふ。和名類聚抄志
摩國の郷名は道瀉の目あり。是其の本邑あり。

神鳳抄
道方

阿湍淵御瀑 同所字アセ淵に在り。高さ、十四
丈四尺、濶さ、九尺ありといふ。

大方 道方の南に在り。舊記
よも、大久田とあり。

神鳳抄
大久田御厨

八幡神社 同所よ坐せり。村社あり。神体ハ、騎馬の像ふ
とぞ。その傳ふる所の縁起を、左に掲ぐ。

抑當社八幡者、往昔我黨先祖平維盛卿、擬宇左八幡宮而
奉造摸形像、所被奉護持于處、戰場也。然而一谷廢退之
刻、更離身給事無之一、谷之後、紀州尚至、當國持念給、而後
行弘長盛傳之、今至某奉草舎、恐神威造立小祠奉安鎮之、

者也、倩案祖先之事、神意雖無阻隔、時運又可奈何、況有前
葉哉、向後謹而奉拜、此神殿禮奠無怠慢者、蒙擁護事、万世
不可疑者也、為後葉記之、奉添神像云爾、正應三年庚寅八
月十一日、平維盛四代末葉岸上右衛門兵衛平行盛記之、

道行 大方の北に在り。舊
記よ、道後と書けり。

神鳳抄
道後

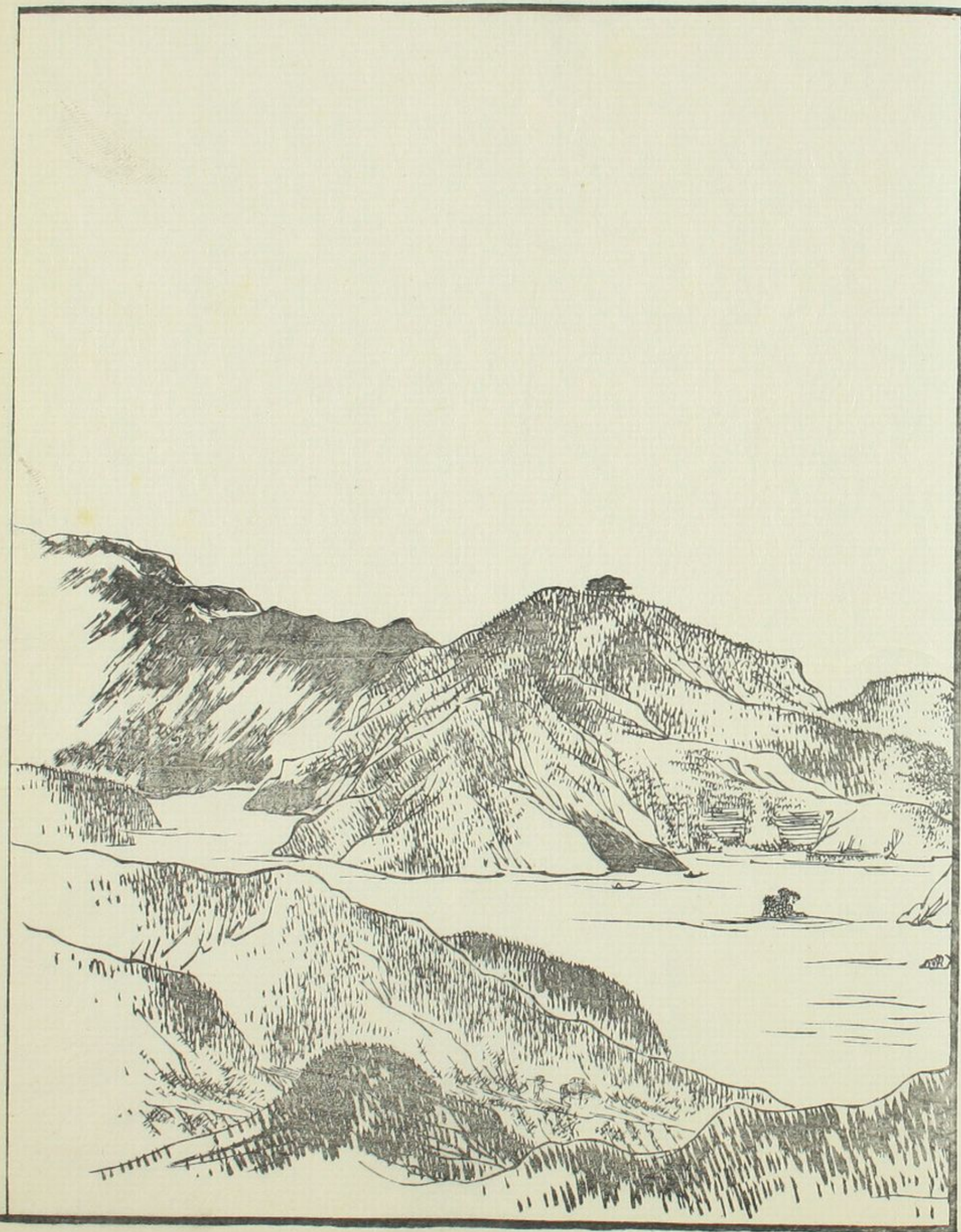
阿曾 道行の南に在り。阿曾浦、
阿曾里の二邑に分てり。

神鳳抄
阿曾御厨

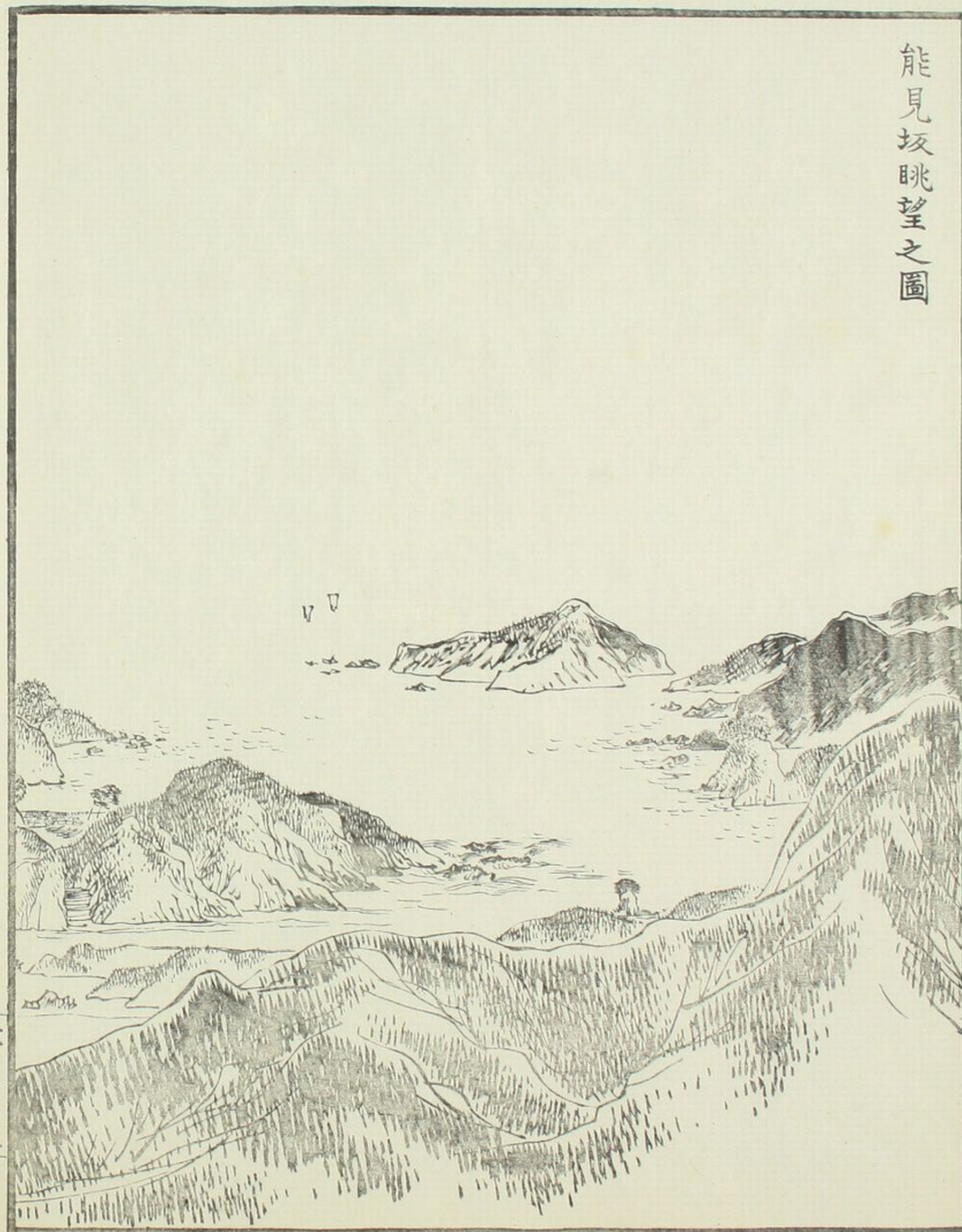
八柱神社 同所よ坐せり。産土神ふ
り。今村社小列せらる。

鷄倉神戶大歳社 同社域よ坐せり。此の社元ハ、槌柄浦ある、大倉山
と稱したり。然るを、近年に至り、今の社號よ改めたりとぞ。

鷄倉村 本村ハ、大字東宮、奈屋、贅浦、槌柄の総稱あり。此の
地も、舊ハ、志摩國ありき。今ハ、度會郡に屬せり。



能見坂眺望之圖



慥柄たしからと道方の西に在り。雀島と云へる属邑あり。

此の地を大同本記、神宮雜例集等に見えて、國崎、鶺倉と同一く、大御神の朝夕の御饌、御贄處と定められし舊蹟あり。今に、其の神戸社存せり。

大同本記 島、國、國崎、島、鶺倉、慥柄等、島、爾、朝、御饌、夕、御饌、止、詔、而、由、貴

潜女等定給、氏、還、坐、時、神、堺、定、給、支、

神宮雜例集神封條 國崎、鶺倉、慥柄等、島者、朝夕、御饌、御贄之所也、

太神宮諸雜事記康平二年三月條 豐受太神宮乃東寶殿、棟持柱二本、高宮、棟持柱二本、及大

宮乃外院、御材木百餘物、自慥柄、小川、以、數百、人、夫、等、奉、流

之間、〇下畧

慥柄、神戸司、慥柄、神戸、總追捕使、慥柄、神戸、四度使、

慥柄、神戸、刀禰、慥柄、神戸、檢校、

神領目録 慥柄、神戸

慥柄、神戸

慥柄、神戸社、同村の中央ある小山の上に坐せり。村社あり。舊ハ、海

害の爲、今、の地、遷、たりといふ。

長徳檢録 慥柄、神戸社

鶺、掠、鶺、所在、今、詳、からず。

皇太神宮儀式帳、神宮雜例集、神宮の四至、南の遠堺を、鶺掠、鶺を限るとあり。今、實地を案むるに、鶺掠といふ名稱なし。慥柄浦古老の説より、吾が村中に、川あり。古も、其の川は南を、慥柄といひ、北を、鶺倉といひ、を、何の頃、合併して、鶺倉の名を廢したり。また、或説、慥柄の西に、大山と稱する山あり。是、鶺掠嵩ならむ。其の山は東に連絡せる小山を、今も、宇久良山といふ。三狐神と唱ふる神祠あり。是、恐らくは、宇久良宮ならむと云

へり。共に捨て難き説なれむ、姑、茲に記せり。

皇太神宮儀式帳
南志摩國、鶉棕、嵩、錦山、坂、並為山、塚

贄浦

名づけたりとぞ。此の地も、南海の要港あり。船舶の上下するもの、必、こゝに潮が、りする所あるを以て、妓樓、酒店、軒を聯ねて、頗、殷盛あり。また、湾曲にも、牧島、雀嶋等ありて、風光、いんむ方

神鳳抄

建久年中行事

贄島

同村所藏文書

今度贄村獵場之義、慥柄村島方之者望、申候へ共、如前、贄村

へ申付候、其上、慥柄島方之者拾三人、贄村へ引こさせ有付申

候、然ル上、贄村、慥柄村、山海境目之義、先規之筋目相違有間

敷者也

文祿參年八月十一日

稻葉兵庫頭 花押

贄村百姓中

蝙蝠窟

古も、神仙の栖居として、敢て窺ふ者なかりき。近年、漁舟の里許の一孤島ありて、南面に開けり。口徑、高さ、五間、濶さ、三間あり。稍入れを、廣敵大厦の如し。天井の巨岩、倒懸り、墜ちむと

法性山最明寺

同所あり。禪宗あり。傳へ云ふ。此の寺、北條時頼の

東宮

費浦の西に在り。舊記に、土貢、或て、土具、外具等と書けり。

此の地に、神役人十家ありて、毎年、月次神嘗祭の節、兩神宮に、秘

密物、土の團子を、三角柏の葉に包み、を貢獻する古例ありき。其

の料として、舊領主、紀藩、徳川家より、拾石の田地を充てたり。今、

實地に就きて探究するに、兩宮大祭に先だちて、同所、西カチヤ

小字御柏と云ふ山にて、祭事を行ひ、秘密物を調へ、當番の者之

を捧げて、其の所より、直ふ、兩宮に参りし由。此の事、古來、口に相傳へ、書類も傳はらずと云へり。又、土貢、土具此稱を、秘密物を進るより名づけし號なりといひ、東宮の稱も、近村に、東禪仙宮といふ古刹あり、中代二字を省きて、かく稱したるなりといへり。

神鳳抄

神領給人引付

土具

土具、御厨

建久年中行事

土具

拾玉集所引志摩國風土記

神宮之中、禮奠之間、爲永例、有長柏、謂之、三角柏、件、柏者、志

摩國、吉津島、塚土貢島、内在山中、生木上也。

元亨二年十月志摩國民部省圖帳

英虞郡東宮神社、神田三十五丸、仁平二年壬申八月所祭、

瓊杵尊也、渡會權禰、宜延政、依奏夢之事也。

庶米鈔

登隅島事、行基井、天竺ノタラ葉ノ木ヲ、此ノ島ニ殖工給へ

リ。今ハ、瑞ノ柏ト云フ也。九月新嘗御祭ニハ、此ノ瑞ノ柏ヲ取

リテ、御供ヲ備フル也。神宮ノ御供備ハルベキハ、切り落スニ、水ノ上ニ、スグニ立ツ、横ニ成リタルヲ、不取也。

伊勢記

此の國は、三角柏といふものあり。中今の世も、志摩國の

内は、どぐの島といふ所あり。木の上は、かづらにやうにて生ひたるを、登りて伐りおろす時、平伏して落ちたるを、取らず、豎ざまに落ちたるばかりを取る。その落ちやうにて、ト問ふ事のありとかや云ひ傳へたる。中長柏ともいふよや、寂阿法師百首の歌の中に、思ふこと土具の御島の長柏ながくぞ頼むひろき恵をと。下

同村所藏文書

勢州渡會郡東宮村神領之儀、太神宮祭禮之節、從當村、秘密之物、前々上ダ来候處、回領三石ニ、事難調付、自寛永三年、七石被加、都合拾石、爲神領被爲附置候、然處、去亥年、當村へ

大浪揚、右之證文流失、仍此度重而遣之候、弥前之通、神事可相勤者也。

寶永五年十一月十八日

三大膳印
安帶刀印

東宮村

社人

在屋中

夫木抄

みまごをぐまの柏のまごはのぶく世を祝ひきにり

長明

神祇百首

いづのさそ外具の島輪の長柏長き命ぞ人たのめなる

元長

東宮神社

同所よ坐せり。村社あり、土俗、ヘンバイの森と云ふ。此の社ふ、大ふる石の鳥居あり。寛文三年、河村瑞賢奉建し、ふりと云ふ。明の歸化人陳元贊の銘を刻せり。左よ掲ぐ。

巖く華表、聳具瞻兮、赭く威靈、福一方兮、福一方兮、鼎奉不忘、聳具瞻兮、永劫閱

六ノ七十七

武林沈白山人陳元贊沐手拜銘

河村瑞賢故墟

瑞賢、此の地よ生る。若き時、江戸に遊びて、千辛萬苦を嘗め、終に、名聲を、天下よ轟かせり。履歴の大概

河村君墓碣銘并序

紀府講官神原玄暉希翊撰并書

君諱、義通、姓、藤、其先出於内大臣鎌子之後、鎮守府將軍秀郷十世孫、曰、秀高、居于相州河村、因氏焉、秀高生、秀清、文治五年、僅十三、從源賴朝伐奥州、泰衡能戰、有先登之功、後徙勢州、家焉、世為勢州人、高祖政村、曾祖政重、祖政房、皆仕國司北畠、世有軍功、天正四年、北畠為織田信長所滅、政房遂仕、蒲生氏郷、隸田丸氏、從奥州九戸之役、戰功為最、終歸老于勢州、考政次不仕、微而不顯、元和四年二月乙巳、生君於

勢川渡會郡東宮莊君生而穎異有氣年始十三考托君於其友往江都戒之曰人當各有為焉汝往矣勉哉君遂起田里翩然東來個儻不羈日與都下少年遊人未有知之者也既冠稱十右衛門用其才能施之治生居無幾致富以貲雄於一世而未嘗急近功小利爭錐刀之末矣人亦莫能窺其以何才而然也當時權要皆以為材而未及用焉寬文中始舉差掌輿羽等州漕運事巡視東山北陸山陰西海山陽東海等遠沿海地方風梳雨沐跋涉殆乎万里籌策處置巨細悉備官糧若干無升斗沈沒罄達于江都其所施設若以為有司之法也大君嘉賞賜黃金三千兩延寶天和之間攝河二州之民洊苦水患天和癸亥三月少國老稻葉某奉命巡視河道以求濬治之策君亦從之呈其所見既而浚功議定

九月君奉差專掌工役事貞享改元其二月起役疏濬築鑿各有條理要之濬壅導滯使河水直達于海而已矣苦心焦勞五年而河功始完水患既平實貞享四年五月也元祿二年專管各所山場開採金銀礦煎辨奧州豆州等坑金銀若干四年移病解事十年七月進見今大君十一年三月賜祿百五十俵令聽少國老指揮時年八十先是歸佛參禪自稱法名曰瑞賢至是更稱平大夫奉命管守攝河等州河功蓋前年餘功猶有可治者也殿辭之日賜黃金時服十二年河功畢三月歸江都復命此日廕其一子見之六月十六日以疾終于正寢享年八十二君為人剛毅方重外威嚴內淵雅慕古人非常之功視世俗屑若無一足為者慨然有志於軍國之畧而無時施之矣若夫身起市井致富巨万終獲食

祿、明時、人雖極爲榮、而非君之志也。君娶脇氏子三人、長傳
十郎、早亡、次通顯、爲嗣、襲祿、次義篤、女二人、長早亡、次未嫁、
六月廿二日葬、于相州鎌倉建長寺金剛院、舊趾、彌、英正院
傳、筭瑞賢居士、銘曰、

有美其才、世莫我知、胡書一命、有志無時
漕通河乎、不渴不飢、遺績在人、刻銘永垂

元祿十二年歲次己卯八月十六日 孤子通顯謹立

吉津村

本村ハ、大字村山、神崎、河内の総林あり。舊志
摩國吉津庄と云ひき。今ハ、度會郡に屬せり。

吉津御厨

東寺所藏安貞二年文書

外宮旧神樂歌
なつ奈津の島ま吉津よ御ぢ庄のミー守ほ貌ま給は御に垂にあ給と給た給は給たま給ふ御、
ぜ前ぞ河かう内は河ち内かう内つ仙ち奈津ひ奈津とり奈津な奈津つ奈津のミー下う下、
河内河内東官の西に在り。舊記よ、小路と書
けり。赤崎竈といへる属邑あり。

神鳳抄

小路御厨

僊官神社

同所よ坐せり。河内、神崎、村山三村の産土神よて、郷社な
り。域内に、皇大神宮を奉祠せる小社あり。これ、古の宇久
良官の遺跡な
らむといへり。

同社所藏文書

河内村仙官神領、高三石之所、任先例、於其村、被成御寄進候、
於神前、祢可抽懇祈者也、

此、證文、鍋田源太左衛門、兩人折紙、御入國之刻、出置候處、神主
失候、間重、如件、

寛永三年正月廿八日

鱸兵部 成照花神

河内村

神主系

東禪仙宮院舊趾

同所字奈津に在り。傳へ云ふ。天平九年十二月、僧
行基、天竺の僧に請ひ、三角相を植ゑて、祭事を行
ひき。其の後、傳教、弘法、慈覺等、此の所よて、法樂修行したりと、ま
た、嘉祥二年九月、僧圓仁も、鎮守會を執行せし由、志摩國風土記、

瑞柏鎮守仙宮祕文及石屋本縁記等に出でたり。此の寺、何の頃
廢れしに、按ずるに、寶龜年中、神三郡の内、造寺の事を禁ぜ
らるしに、この志摩國、伽藍を創建し、三角柏に附會して、
種々の法會を行ひ、神佛混淆の傳記等を作りしものあるべし。
立崎 河内の東南宇カラスベタに在り。神崎灣の東涯に位し、南海
波濤の間、隱見し、舟行、甚奇險あり。

村山 河内の西に在り。同所より、山路を
越ゆるとき、柏崎は通ずべし。

神崎 村山の南にあり。一村、魚漁を業とせり。宇治山
田警察署、津分署、及吉津尋常小學校あり。

神崎灣 度會郡神前浦の東方に在り。東西十町、南北四町あり。底
質、泥土、深さ、四尋二尺より、十三尋に至る。灣内、暗礁多し。

定鼻 同所、宇定山にあり。南海に突出せること、三十八町餘。方座浦
と、堺を接す。東に立崎と相對して、神崎灣を拒せり。危礁、巖、
岬角に屹立し、怒濤、常々激

島津村 木村に、大字新桑竈、棚橋竈、古和、枋木竈、小方竈、方座
の総稱あり。舊、志摩國ありき。今ハ、度會郡に屬せり。

方座 神崎の南にあり。舊
記ハ、芳草と書けり。

志摩國古圖考
芳草、今稱、今屬、伊勢國、
方座

小方 方座の西北にあり。舊
記ハ、小久田と書けり。

神鳳抄
小久田御厨 小久田御厨

古和 小方の西に在り。庄司氏所藏、延元二年九月廿六日、近江權守
親直、志摩國軍勢、催促奉書に、古和法眼、寂圓といふもの見え
たり。當時、此の地の豪

棚橋 古和の西に在り。舊記
に、多和奈志と書けり。

神鳳抄
多和奈志

新桑 棚橋の西南に在り。本郡南瀕の極堺
として、紀伊國北牟婁郡に接せり。

此の邊、南海の村邑に限りて、村と唱へずして、棚橋竈、新桑竈な
が稱せり。これ、上世、所謂戸畑の遺縁にや。或は云ふ、壽永年間、平
氏の遺族、此の地に逃れ來て、潜居せしむ。其の裔孫、黨を結びて、
竈と名づけたりと。又、勢陽雜記に、凡、南伊勢浦、かまと名付く
る所多し。是みな、塩をやく所あり。故に、かまといふとぞや。記せ

已。此の説是に近し。

五箇所村 本村も、大字船越、中津濱、五ヶ所、切原、飯満の総称あり。舊志摩國ありき。今ハ、度會郡又屬せり。

船越 内瀬の東に在り。志摩國よ至る街道あり。

南船越御厨 神領目録 南船越御厨 肥伊國昔時國塚辨

土宮神社 同所字稲木よ坐せり。

廳宣 同村所藏文書

可早任先例本員數、遂究濟徵納、令勤仕式日之神役、伊勢國度會郡舟越村土社御饌料田事、

右件神田者、自往昔彼社、祝等全、究濟徵納、令勤仕式日之神役、致御祈禱者、承前之例也、然則於永代、不可有他人之綺之狀、所宣如件、以宣、

慶安元年五月 日

禰宜荒木田神主花押 以下神主九員の連署ハ、之を畧す。

中津濱 船越の南の海中よ突出せり。

中津濱御厨 建久年中行事 中津濱

五箇所 船越の東に在り。灣内、東西六町廿五間、南北三町廿七間あり。底質泥土。深さ六尺より三尋五尺に至れり。村内、旅舎多し。

五箇所城趾 同所字城山に在り。天正年間、愛洲治部大夫重明の據りし所あり。

獅子島御所島 共に、同所の灣内はあり。

切原 五箇所の北、山間は在り。此の所より、小倉峠を越えて、床の木に至り、それより、山路百町許ふいて、宇治山田町大字今在家

所に通ずべし。近年、此の路を改修して、車馬の便を得たり。

切原御厨 神鳳抄

志摩國切原御園定周以下輩濫妨事、藤波氏所藏大藏御冬方下知狀 畧、○下

白瀑 同所東部、宇白瀧に在り。高さ五丈、濶さ五尺。瀧つぼ、東西五間、南北三間餘あり。下流を、五箇所川よ入る。

袖引山飯盛寺 同所北部、宇ハラヒト山の巔にあり。真言宗あり。

神原村 かみ 本村も大字泉村、神津佐、下津浦、木谷、栗木廣、檜山、山原の総称あり。舊志摩國なりき。今ハ、度會郡ニ屬せり。

泉村 いづみ 五箇所の東ニ在り。此の所より、神津佐、山原を經て、志摩國迫間に至る。是、伊雜宮の參詣道あり。

神津佐 かみ 泉村の東南ニ在り。舊記に、上津長と書けり。

神鳳抄 上津長御厨 建久年中行事 上津長

磯部村 いそべ 本村も、大字上之郷、下之郷、飯濱、山田、杵掛、五知、迫間、築地、惠利原、穴川、阪崎の総称あり。志摩國答志郡ニ屬せり。

伊雜村 いざ 磯部の舊称あり。下ニ辨ずべし。

粟島 あぐさ 延喜式神名帳ニ、伊射波神社の地名に掲げたり。イサの反、アハシマとも呼びあるべし。シマとも、一區界をふせる地をいふなり。

此の地、和名類聚抄、志摩國郷名に、伊雜と見え、皇大神宮儀式帳、延喜大神宮式、建久年中行事等も、伊雜の稱號ありて、最古き郷名あり。故ニ、此小鎮り座す、皇大神宮の遥宮を、伊雜宮と稱し奉れり。さるに、天牟羅雲命の裔孫磯部の氏人、遥宮ニ仕へ奉り、

代々此ニ住居して、一門蕃息せしのは、終ニ磯部を以ちて、郷名に負せたるなり。其の子孫、今小連綿して、古文書數通を什襲せり。

神宮雜例集 志摩國、六十

六戸

伊雜、神戸、畧、中

右伊雜、神戸、別宮伊雜、宮御鎮座之地、畧、下

神鳳抄 伊雜、神戸

太神宮諸雜事記宝龜四年條

十月十三日、志摩守、目代三河介、伴良雄、與彼國書生物判

官代酒見、文正、伊雜、神戸、檢田、裡、為、狩、天之、伊雜宮之近邊、天、仁

射、伏、猪、鹿、已、了、爰、官人等雖加、制止、專不承諾、仍、内人等訴、

申、於、本宮、隨、則、太神宮、申、上、宮司、仍、宮司解、神祇官、奏、聞、於、

公家、即、被、下、官使、召、對、伴、良雄等、離、宮院、各科、大、祓、又、國司、

世古氏所藏文書 豎八寸 橫不詳

用田... 邑地... 鹽... 直... 神主傳...

神主傳... 直... 鹽... 邑地... 用田...

神主傳... 直... 鹽... 邑地... 用田...

依有... 治於... 件... 依... 治... 件...

依有... 治於... 件... 依... 治... 件...

依有... 治於... 件... 依... 治... 件...

但于壬午乙亥
加官之許
談文具也

伊地
官

陰

伊地
官

日官權
日官權
日官權

君事

仲
地
通
由保證
白

須
鳴
直
名
印

南氏所藏文書 豎八寸 橫不詳

謹解

申永貞進所領塩濱并切間田地等事

各壹處

在志摩國卷郡坂崎東地并塩濱者

四至 東限大浦 南限山奉 西限水谷尾 北限海

右件地之者磯部松春所領也而以支年治進於

故四位大夫道被進退領掌已其後為弄

夫行宣伊勢介傳領之間以長保四年十月七

永北并直絹三正治却於故親文氏貞神主

兼進退領掌無他妨隨則氏之永繼領掌

麥倩奈物情氏之宗 廣太神德也者所辨

物是皆文供祭也就中件地從水谷中尾西根之

之內也以中尾東松領之地為相傳各治却之由已

進而任人等以件瀆毛燒供三度布祭 諸尊會

神塩候仍同加貢進於皇太神宮昂出津塩
 海業之上今恒例津熟備進之後至于後懸并
 任傍輩之例永继於子孫今領知全致津饌之備仍
 根之子細永貢進如件望請 本官裁判為後心
 鑒仍注事狀謹以解

永永五年正月 凍日

大神宮官符權祿宣正六位上崇香神

和司

依給如後進
 所出上分
 恒例
 在火及

社之字田中
 社之字田中
 社之字田中
 社之字田中
 社之字田中
 社之字田中

科中祓祓清已了

延喜式兵部

志摩國驛馬 鴨部、磯部 各四匹

迫間 神津佐の東に在り。

磯部九郷の一あり。

上之郷 迫間の東北に在り。磯部九郷の一あり。伊雜宮參詣人の為に、旅舎、軒を並べた也。

磯部村元標

三重縣廳へ

十八里十二町

安濃津地方裁判所へ 十八里十二町

答志英虞郡役所へ 四里三町

鳥羽警察署へ 四里三町

第三師團へ 三十九里三十五町

豊橋衛戍へ 五十四里三十四町

伊雜宮 同所鎮り坐せり。皇大神宮の別宮也。

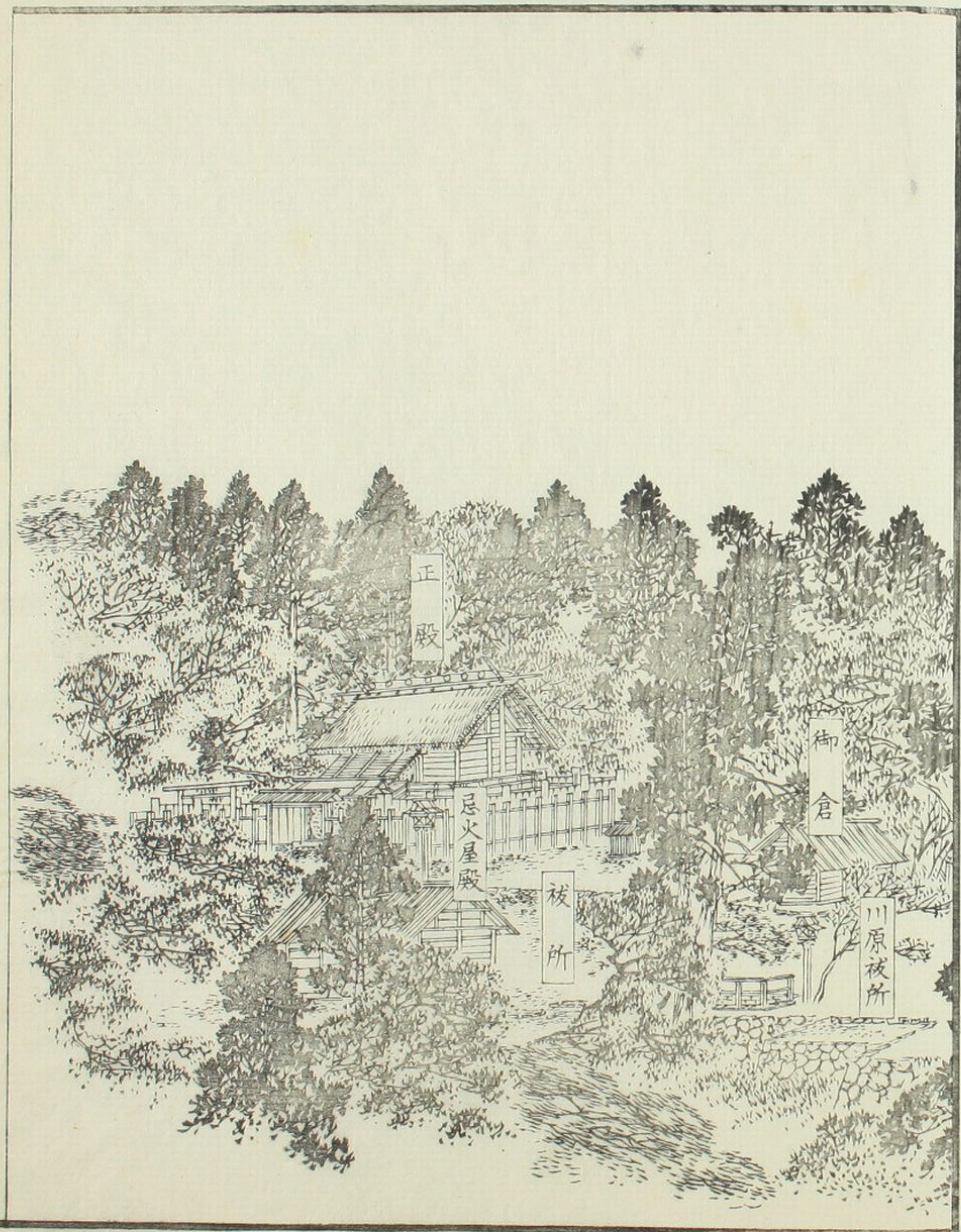
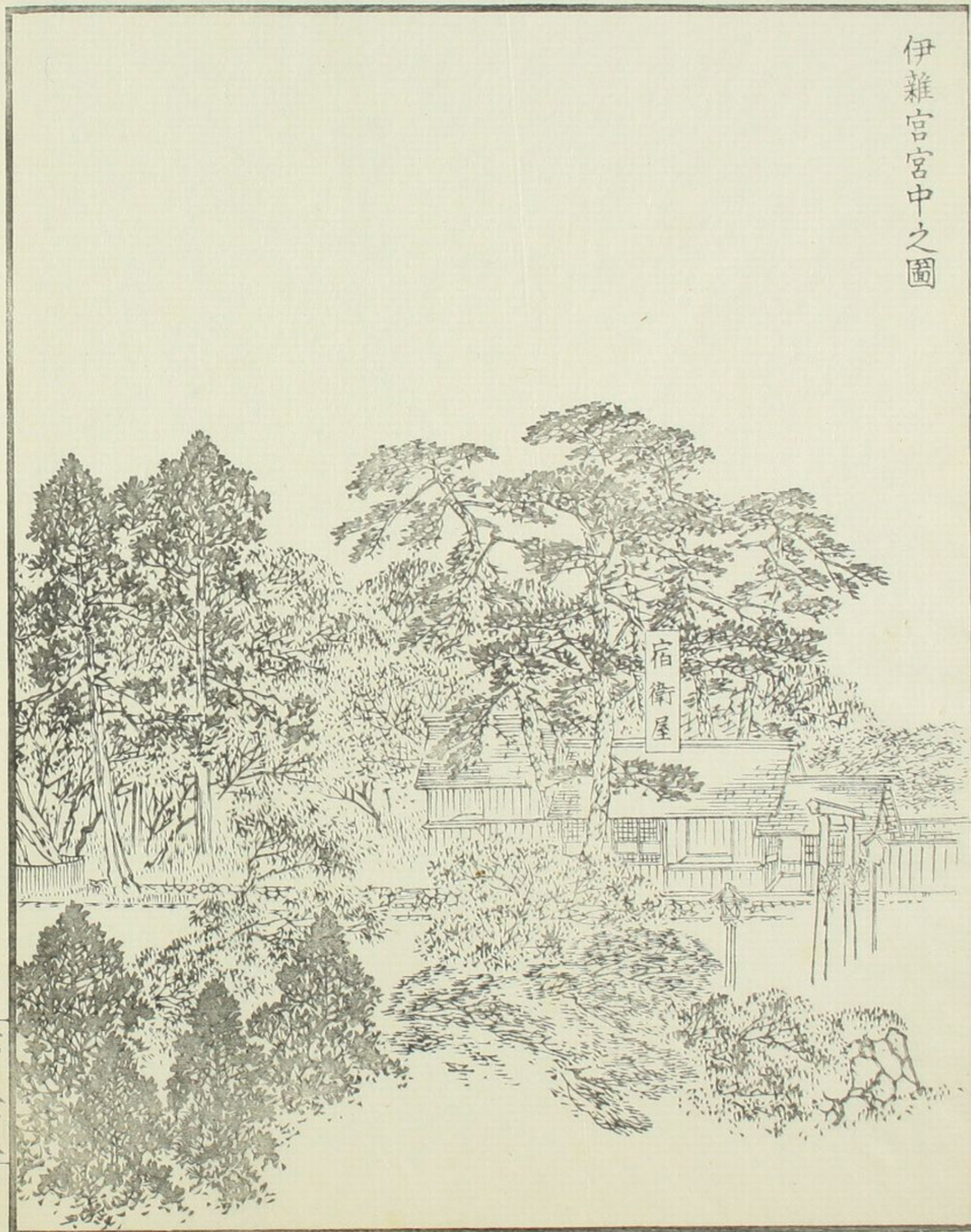
皇大神宮儀式帳

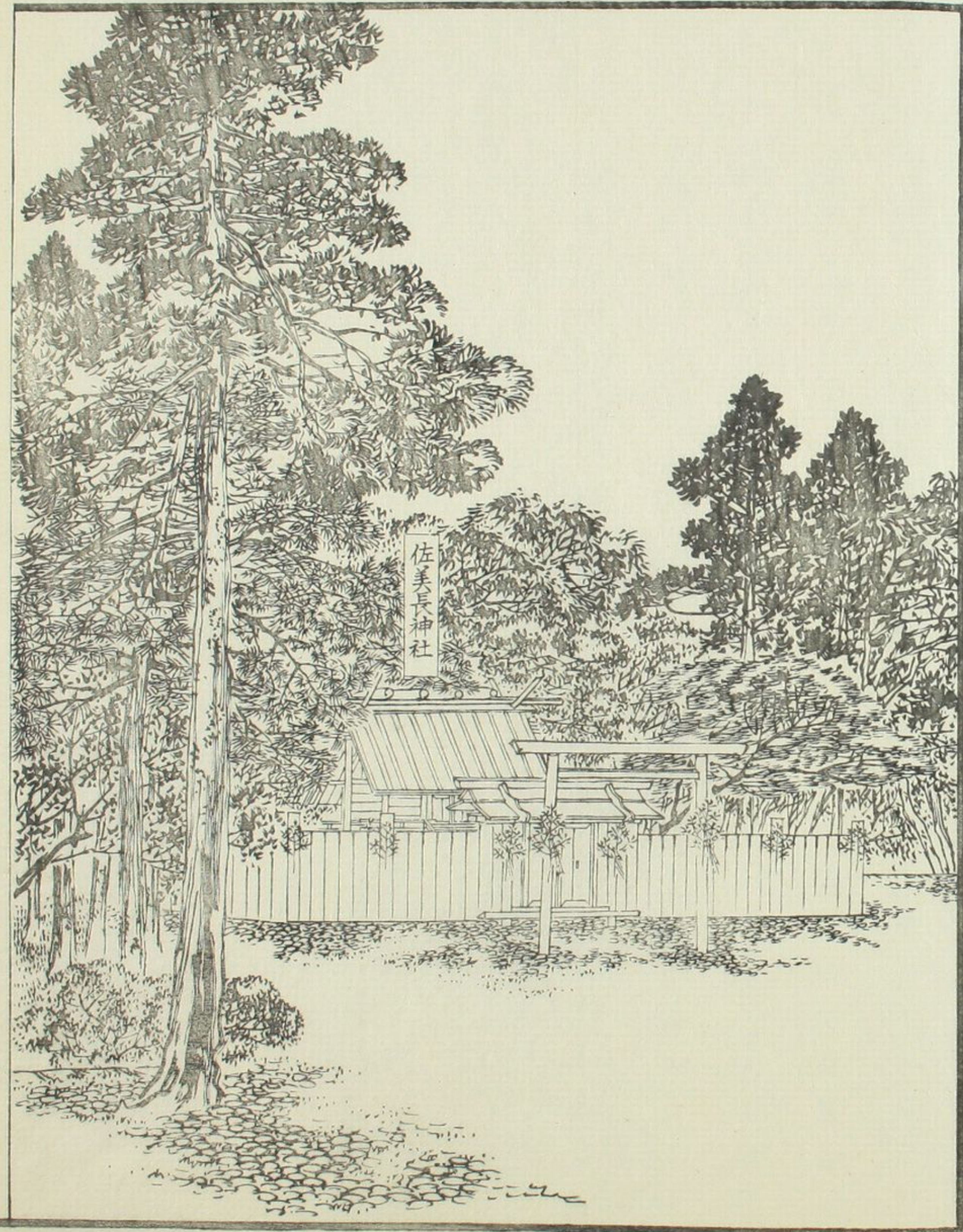
伊雜宮一院 在志摩國答志郡伊雜村。太神宮以南相去八十三里。

稱天照太神遥宮御形鏡坐

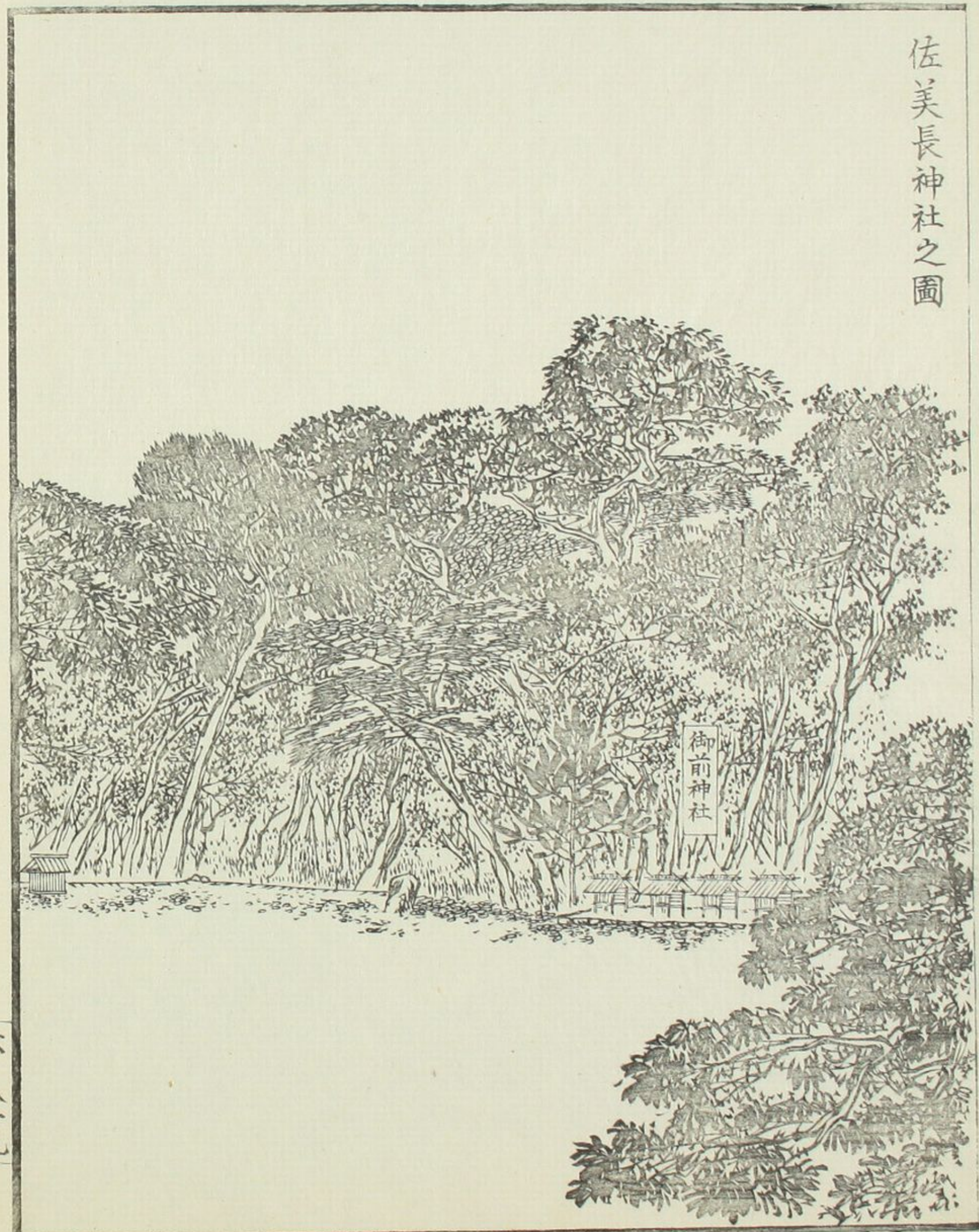
正殿一區 長一丈五尺、廣一丈二尺、高八尺、御床一具、瑞垣一重、長八尺、御門

伊雜宮宮中之圖





佐美長神社之圖



一間、長七尺、高九尺、玉垣一重、長十二尺、御門一間、高九尺、幣帛殿
一間、長二丈四尺、廣一丈六尺、高八尺、御倉二字、長一丈五尺、廣一丈一尺、高八尺

延喜式 伊雜宮一座、太神宮、遙宮、在志摩國、答志郡、去太神宮、南八十三里

年中行事伊雜宮詔刀

志摩國答志郡伊雜村乃下津石根仁、大宮柱太敷、立互、高天、原尔、千木高知、天皇御麻、命乃稱辭、定奉留、伊雜乃皇太神乃廣前尔、〇下畧

太神宮諸雜事記延長五年條

九月、伊雜宮御祭料、志摩國例進幣帛、并御調種、御贄等依例、為令調備、太神宮禰宜大小、内人物忌、及當宮内人物忌、相共引率、神戶神民、進向志摩國府、爰國司氏胤申云、件御贄等、須任例備進也、而以昨日、夜氏胤妻產了、仍不堪備進也者、禰宜等勘云、國掌所陳不當也、御祭之勤、既式日有限、又國司之勤、恒例、更也、何召仰廳、官人等無其用意哉、無

止供奉、祭物關忌之咎、尤在國司者、即注子細、進於司、仍宮司定臣等上奏、公家即以同年十月十三日、被下宣旨、狀云、應令志摩守氏胤、被清調備也者、使中臣神祇權、大佑大中臣、賴基、卜部、節行等、到着於離宮院、召取守氏胤、任宣旨料、上被、被清、令調進、件御贄、注云、幣絹一疋、于鯛五斤、荷前身取、蛇五斤、堅魚五斤、于鱒五斤、鹽五斤、滑海藻五斤、海松五斤、和布五斤、雜鮓五斤、雜海藻五斤、膝付、庸布五反、膳部、信乃布二反等也、即守氏胤、停止釐務之由、被下宣旨了

宿衛屋 御倉 忌火屋殿 參集所 手水場 共、同域、内に在り

伊射波神社 伊雜宮のこゝにあり、國司より祭らる、時、延喜式、まゝ、玉柱、屋、姫命を加へて、二座とせり

粟島坐、伊射波神社二座、並大

大楠 同宮の良二町許、あり、數百年を経たる老樹あり、古來、神木と稱して、玉垣を繞らせり、承應三年八月、此の樹の下に、靈椿、連理をなすを、祭主大中臣朝臣定長より奏上、あたる事あり、解文、左子掲ぐ

祭主從五位下行神祇權少副大中臣朝臣定長解申進瑞
圖事

欲早被經次第上奏二所太神宮與末社生靈木連理
是呈為天下泰平之禎祥聖運長久之嘉徵之狀

副進 一通神木圖 二通連理圖 一通木連理禎瑞
之勘例

右謹檢舊典恭尋先蹤以扶桑名本朝以若木稱異域松
者夏后氏之所植柏者殷人之所用凡青巖上松亭之高
山柏光色不相變根抵無凋落者悠久顯相也休徵示國况
喜禾稔莢之秀熟靈椿壽松之騰茂卒土成序人皆悅欣哉
民庶蒙祥風草木頌雨露皆無不被我皇澤矣
照皇大神之別宮伊雜宮者以玉柱屋姬命祭于此此命者
畧中 天

天牟羅雲命裔天日別命子也子葉孫枝合祭于内外官之
別宮末社者良有故哉今去伊雜宮良方二町餘有神木老
樹深根其本圍三丈九尺其枝自南方低下而入地其本圍
一大二尺又出地而移北方之一樹其一樹本圍一大九尺
其本末南北共繁榮而枝葉森蔚如東衆木凡其枝偃卧者
如長橋南北舒暢而立地者三根其間相去七丈二尺左右
二根者如門柱中立一根者門泉其左右人馬共往還者如
出入于衡門見者無不感激之嗚呼神也奇也其地之悠久
堅固亦可知焉名之曰曲楠所謂神木也其神木傍頃年生
靈椿二株南北相對北方所生之一株高一丈八尺南方所
生之一株高一丈五尺其間相去三尺二寸兩所森然分根
北方之一樹自其本至一尺一寸許一枝生長而南方之一

株自其本至三尺許一枝出暢而交柯其木理如一樹其形如伸肘兩木並立而相跨如華表是亦連理樹也當年六月廿一日里俗始視之瑞圖今獻之氣化然乎抑神威如此乎可喜可尚焉牟羅雲命者陽神而其神木一樹分枝而又合玉柱屋姬命者陰神其神木二枝交柯而有別蓋賢木為德四時不凋霜雪無侵天香山之真賢木大神宮之八重神神道之所表神樂之所謠不變之貌顯外生之化無止矣又椿之為靈樹中之良木壽域之遠大鏡山之玉椿姑射之靈椿宋帝之所比取万木之靈南華之所託祝八千之壽嗚呼椿木者異邦之所重而本朝亦以椿名社者載神名式粲然賢木者吾神國之所尊從神代更起而五百箇真賢木上枝懸玉中枝懸鏡下枝懸青白和幣今尚用於太玉

串用於大麻被皆神之所依字作神木亦故實也今也賢木與靈椿二木生連理之枝其地二所大神宮之與遙宮末社陰陽合德良山坤土備兮神系相聯神德同發是吾神風將及四夷之瑞應其時其君德化致遠者不言而可知焉
○中 奏頃日里俗言宮司大司精長自往于彼地而命畫工令圖之以告祭主定長相彼神奇遠見禎祥同根連理兩樹交柯奇哉其本末條朶共昌共榮若謂其祥瑞則皇基益盛寶祚彌長治隆於延喜天曆之御代道均于二帝三王往代者必矣仍注進言上如件 謹解

承應三年八月廿八日

佐美長神社 伊雜宮の坤五町許に坐せり。伊雜官の所攝あり。是延喜式ある神乎多乃御子神社あるべし。土俗大歳社とも云へり。

厄辨官下伴勢太神官

伴下當官領志摩國國守神戶永傳三
浦佳人畫志守房監妨於所押取供祭祭
并勝載物寺付同意筆致解謝令凡其

於該者守房在所事

右得祭主神祇大副大中呂祚隆卿去七月廿四日備
大神宮司同日解海祢宜寺同月廿一日注文備得彼司
司等今日日解狀併謹檢案內相佐須庄住人等備諸
神戶般一艘積塩木為支易瀆出之刺遇暴風於般

者寄付麻生浦至千水于者暫歸向住所之間彼守房如
具子息二人智一人盜取仲般并勝載薪草又當神戶
人真光之般付量同浦之處同以盜取之所犯自也如海賊
押守房伐已神戶內山木押取供祭般盜取塩木浸轉神
余事可被乱行罪科之由度度經言上之處下宜旨遣
使難被旨具身守房遠月論言對押詔使之徭罪科
不輕過難泰洛不會沙汰竊迹下早先日之根藉未
被新罪之故於所成此犯也麻生浦者自當神戶參
宮之要路也而守房之海上山中依削其路神戶神人
輒不得往及之間難備進二官朝夕御饌新荷新御乾

并恒例供祭者也凡所行之自言語道新也罪科既
疊札行何被拘守房誇自揚致浪藉不從官使之催
然者仰武家可被召進其身或望請二宮廳裁早經
次第上奏札行罪科被札返供祭舩并勝載薪人
勤進色色神役矣者柳伴守房過行事度度奏聞
之處札斷不早之間重致浪藉之由有此慈前後所為
其科祿重逆則早經上奏且札行所當罪科且札返
供祭舩等穩欲被致恒例神役者二所太神宮使等去
九月廿六日注文傳當神三者奉皇太神宮御業改昔為
國造貢進地自古至今神役嚴重未聞人間札論謂其

墨者東限大海南限奈久佐濱西限大石瀨滑石北限自
漱上山谷岑草木分通海者鳥石一嶋北塲如本文書
塲也而近年守房不憚神威妄巧無道札入至内毛嶋
里嶋致自由浪藉并依切已宋就彼而司等之訴被下
宜自難名其身對桿詔使更不各洛爰去四月仰社宮寮
家適石上其身寸對決理非之由被宣下之後道對決此
下猶施自由浪藉押取供祭舩二艘勝載物等早自茲
重言上之處下官使被召上於記錄所下遂對決之由宣下
之間又以遊去早乍進奉不經一決兩度遊隱遠有勸聖憂
本神威罪科旁重然則守房并子息二人者任度度

神官解杖禁獄其身永被絶向後輩妨至予舩并騰載
物等者付守房縁坐同意連署之筆致兼前之辭射
早此込欲被叶神役者仍相削言上如件者大納言藤
原朝長忠良宣奉 勅國所神之内永傳正守房等並
局且於所解取之舩并騰載物等付同意筆致辭謝令
此込其物於係者今注申守房在所者官宣永依宣
行之

建仁三年十一月四日

大史小觀宿祢

權右中辨藤原朝長

皇太神宮儀式帳六月廿五日伊雜宮祭供奉行事條

亦佐美長神社一處御前四社此三節祭使附宛奉從太神

宮供奉調度合十種但御饌稻波伊雜宮乃稻廿束下宛奉

延喜式 粟島坐神乎多乃御子神社

康永伊雜宮遷宮記

佐美長神社祭物行事御膳稻廿束 從伊雜宮 木綿一斤 下宛行 畧

建久年中行事六月條

廿六日早旦大歳御前參神拜

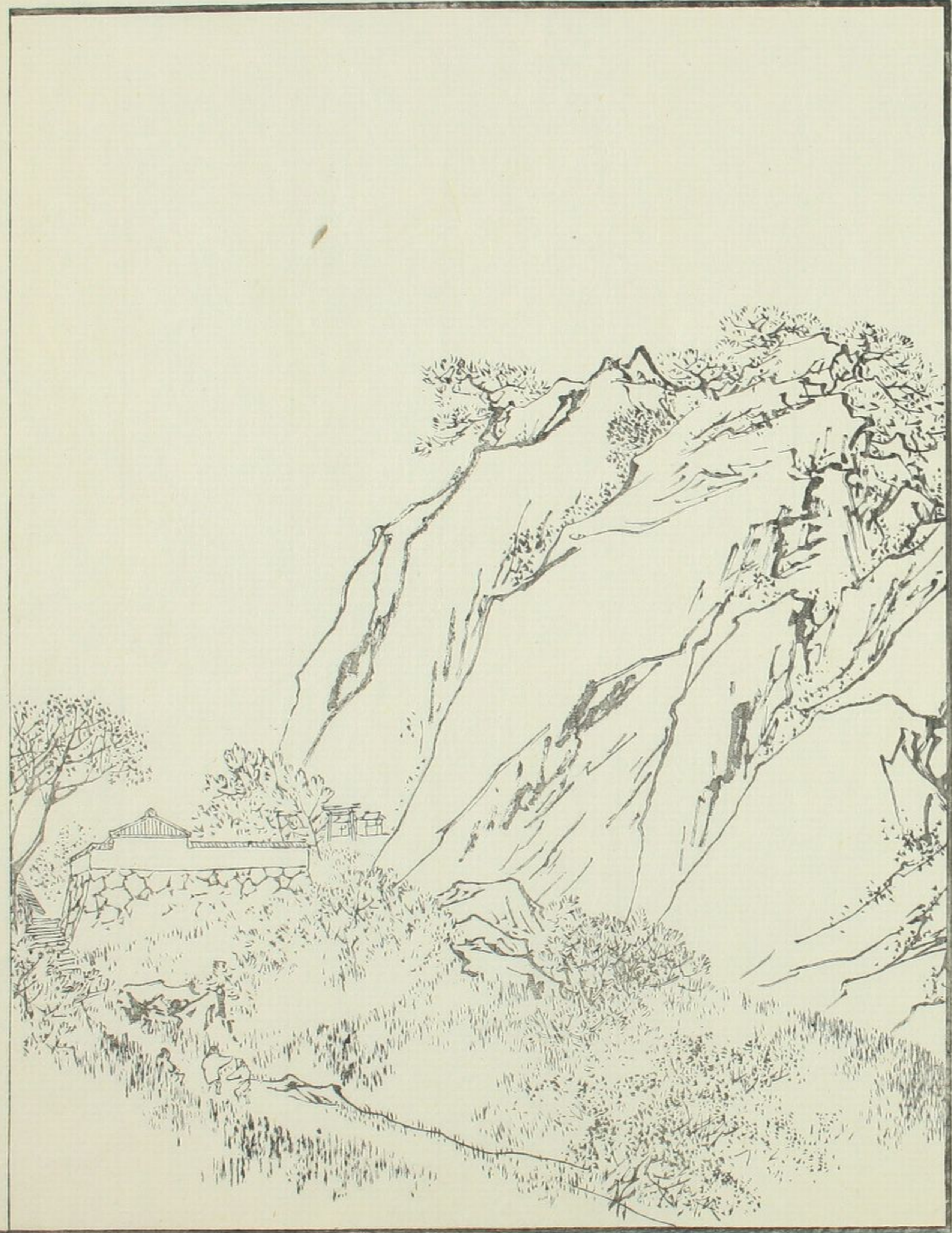
御供田 惠利原字宮地に在り。毎年六月廿四日御田植の儀式あり。近村浦より參詣する者多く殆立錫の地あり。其の式御

供田の田頭より三丈餘れる青竹を建て修葺を行ふ。修葺の後參詣の船子ども數十人裸体にて泥田に馳せ集り青竹を争ひ取る。その状恰獅子の奮鬪するが如し。了りて樂員素袍烏帽子にて鼓吹を奏す。早處女十人許皆農粧にて爪折笠を戴き鼓吹に應じて秋草を挿む。また童子二人サ、ラをすりて舞踏を

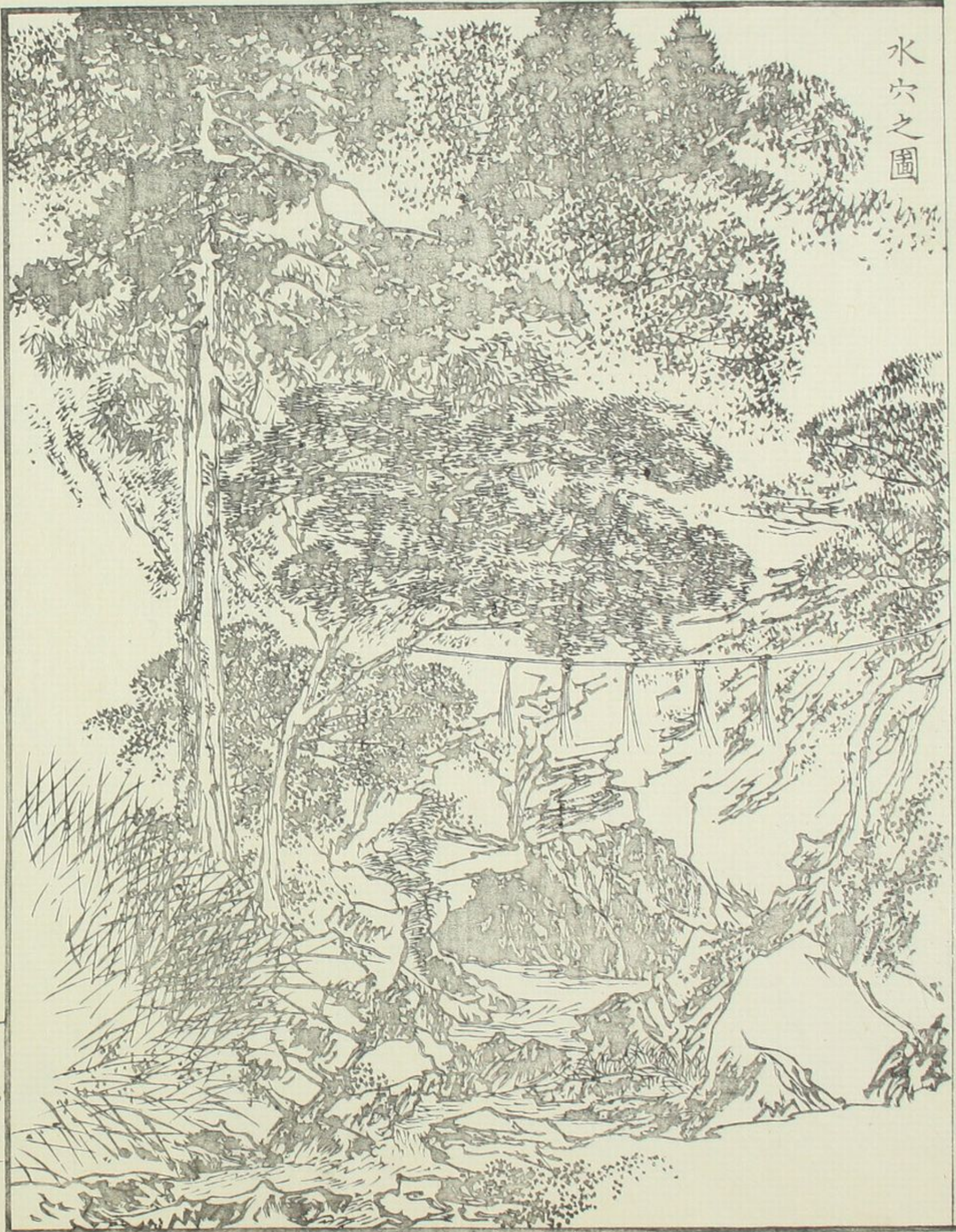
千田池 是田樂の遺風にて其の作業の古雅ある頗よみすべし。

國崎神戶 此の地より東に當りて海瀕に國崎村と云ふ所あり。こめ給ひ一舊蹟あり。今も御潜祭を執行し御贄を採り奉る式ありとぞ。同村に古文書數通を什藏せり。

鸚鵡石之圖



水穴之圖



大神宮本記

倭比賣命御船乗給御膳御贄處定幸行島國國崎島余朝

御饌夕御饌止詔而湯貴潛女等定給天還坐○下

鸚鵡石 上之郷より、惠利原を経て、家立の茶屋に至る道の右に在り。土俗、和合山と云ふ。高さ、廿間、横、七十間の巨岩あり。其の

物の響は、應ずること、一之瀬谷の鸚鵡石に同し。傍に、機織岩、絹懸松あり。其の由緒を知らず。

獅子岩 同所、道の左に在り。貌似たるを以ちて名づく。

甌石 鼎石 共に、道の左に在り。町許に在り。

家立茶屋 逢坂山の東麓にあり。傳へ云ふ。上古、猿田彦神の、始めて、家を建てられし所ありと。

水穴 逢坂山の中央、道より二町許左の谷にあり。土俗、瀧祭の窟と云ふ。奇石相圍みて、猛獸の口を開けるが如し。清流、其の内より奔出せり。燭を照して入れむ、九十間許に、瀑布ありて、甚奇觀ありと云ふ。

風穴 同所、道の右三町許の谷にあり。水穴と同石質にて、口を、北面に開く。洞中、數ヶ所あり、穴あり。或は狭く、或は廣く、延長、十町に及べり。

猿田彦森 同所山巔に近き邊に、老杉、數十本叢立せり。其の内の一

株は、玉垣を繞らし、鳥居、燈籠等を立てたり。土俗、猿田彦

神を祀れりと云ふ。此の邊
此杉をいづれも、片枝あり。

逢坂峠 あふさかたがひ 伊勢、志摩兩國の堺あり。これより、杉坂、笹原を
経て、宇治神苑地に至る。其の間、二里弱あり。

彦瀑 ひこたき 杉坂より四町許あり。高さ、一丈、濶さ、二間餘あり。瀧壺の傍、
奇岩突き出で、深潭澄碧、頗幽邃の地あり。早魃の時ハ、近村

の者、雨を、此に祈るとそ。又、此の瀑は、栖める大蛇の書翰と云ふ
物を、孫福氏藏せり。緘封、甚嚴にして、敢て、人に示さずと云ふ。

一之瀬 いちのせ 宇治より、磯部に至る途上あり。近年まで、飛石を以て、川
を渡りし處、四十八ヶ所ありき。此の所、宇治よりの最初の

川おれど、此の稱あり。今
も、総て、木橋を架せり。

建久年中行事六月伊雜宮参向條
朝飯以後、参於一瀬、行水、彼宮、物忌狩衣、着當所、参向御被、

勤仕、

是は神代、伊勢、志摩兩國の
あゆみ、

大の神、此大の神、常一世に

重浪神、國儀不可竹園也と

おらさ、好了玉、けに神の了

坪、おらさ、玉、清、法、子

ら、おらさ、山、川

可竹地、

志、

う、

何ものか惜しむるに
 ともらるるをいふに
 いたるにむすむるに
 いたるにむすむるに
 いたるにむすむるに
 いたるにむすむるに
 いたるにむすむるに
 いたるにむすむるに
 いたるにむすむるに
 いたるにむすむるに

神宮積字句正三位同部一讓

跋



世之趨謁我

神宮者必傍探二見及朝能之勝而其他則
 不脗也蓋無地誌以為之指南也靈壤與
 區苟無地誌以為之指南則湮没乎之間
 豈不甚惜乎神宮司鹿島君則文謂余
 曰南勢之地山嶽秀露河海雄壯卓絕近
 邇蓋

天祖之鎮座于茲殆二千年神蹤靈跡所
在甚多子夙詳其所由蓋作誌以為趨謁
者之便因顧余家世奉仕

神宮昭著神踪詡掄靈蹟固其分也敢不
知勵以從命乃與僚友諸氏日夜刻苦纂
輯起業於明治廿六年九月成切於翌年
五月初日二百六十餘日全部分為六卷名
曰神都名勝誌編中所歷舉以

天祖巡幸之偉跡為主備自山川道里民俗
風謠與堂觀梵刹芝墳故墟及支名公碩
儒畸人義女之事蹟參稽史籍考證典
故不敢憶新多據先輩御亞氏說聊刑
補之其文專平易間挿以圖畫蓋欲令俚
俗易讀易解也此書一播於天下昔日靈
壤與區之湮沒不聞者將藉乎乎將來
焉則南轅之奇觀好景何止二見朝熊

而已哉

神宮禰宜正七位東吉貞撰并書



編輯

神宮禰宜正七位東 吉貞

神宮主典 河崎 維吉

神宮宮掌 大久保 堅磐

神宮宮掌 河村 永五郎

神宮司廳出仕 御巫 清白

神宮司廳出仕 江村 喜一郎

神宮司廳出仕 大塚 純一

神宮司廳雇 辻村 梅太郎

校訂

明治二十八年十月二十日印刷
明治二十八年十月三十日發行

版權所有



神宮司廳

東京京橋區南傳馬町二丁目十二番地

發行兼
印刷者

吉川半七

伊勢國度會郡宇治山田町大字一志久保町五番屋敷

取次所

加藤長平

